

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

(1) 気象の状況

対象事業実施区域及びその周囲の気象観測所等としては、唐津地域気象観測所があり、その観測状況を表 3.1.1-1、位置を図 3.1.1-1 に示す。

令和5年の観測結果は表 3.1.1-2 に示すとおり、年間降水量は2,017.5mm、年平均気温は17.3℃、年平均風速は2.2m/s、年間日照時間は2,007時間となっており、降雪の深さ及び最深積雪の観測は行われていない。

また、唐津地域気象観測所における2010～2020年の観測結果（平年値）は、表 3.1.1-3 に示すとおり、年間降水量は1,979.3mm、年平均気温は16.5℃、年平均風速は2.3m/s、年間日照時間は1,890.3時間となっている。

表 3.1.1-1 気象観測所等の観測状況

種類※	名称	所在地	経緯度	標高
四	唐津地域気象観測所	唐津市二夕子	北緯 33° 27.5′、東経 129° 57.3′	23m

※観測所で使用している観測装置の種類

四：有線ロボット気象計（観測種目：降水量、気温、風向、風速、日照時間）

出典：「地域気象観測所一覧（令和6年1月25日現在）」（気象庁ホームページ）

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/amedas/kaisetsu.html> 令和6年1月30日閲覧

表 3.1.1-2 唐津地域気象観測所における地上気象観測結果（令和5年）

項目		降水量 (mm)	平均 気温 (℃)	日最高 気温 (℃)	日最低 気温 (℃)	平均 風速 (m/s)	日照 時間 (時間)	降雪の 深さ 合計 (cm)	最深 積雪 (cm)
年・月	1月	81.5	6.5	10.9	2.7	2.4	130.5	—	—
	2月	81.5	8.5	13.0	4.5	2.5	121.2	—	—
	3月	97.5	12.4	17.9	7.8	2.1	195.7	—	—
	4月	202.5	15.5	20.3	11.2	2.7	204.9	—	—
	5月	222.0	19.0	24.3	14.8	2.5	195.9	—	—
	6月	162.0	23.1	27.7	19.9	1.8	140.4	—	—
	7月	537.0	27.5	32.0	24.5	2.0	161.2	—	—
	8月	117.5	28.3	33.0	25.2	2.1	234.7	—	—
	9月	357.5	25.5	30.1	22.6	2.0	168.2	—	—
	10月	27.0	18.6	24.1	14.3	1.8	217.0	—	—
	11月	71.5	14.0	19.0	9.6	2.2	145.8	—	—
	12月	60.0	9.1	13.4	5.5	2.3	91.5	—	—
	年	2017.5	17.3	22.1	13.6	2.2	2007.0	—	—

注1) 表中の「—」は欠測または観測を行っていない場合を示す。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html> 令和6年1月30日閲覧

表 3.1.1-3 唐津地域気象観測所における地上気象観測結果（平年値）

項目		降水量 (mm)	平均 気温 (°C)	日最高 気温 (°C)	日最低 気温 (°C)	平均 風速 (m/s)	日照 時間 (時間)	降雪の 深さ 合計 (cm)	最深 積雪 (cm)
年・月	統計期間	2010～ 2020	2010～ 2020	2010～ 2020	2010～ 2020	2010～ 2020	2010～ 2020	—	—
	資料年数	11	11	11	11	11	11	0	0
	1月	75.4	6.3	10.0	2.7	2.3	111.2	—	—
	2月	85.4	7.2	11.2	3.3	2.4	118.0	—	—
	3月	117.0	10.4	14.8	6.3	2.6	172.0	—	—
	4月	146.3	14.5	19.1	10.2	2.5	186.8	—	—
	5月	125.5	19.1	24.0	14.7	2.1	213.4	—	—
	6月	280.0	22.2	26.0	19.3	2.0	124.2	—	—
	7月	349.0	26.4	30.2	23.6	2.2	175.2	—	—
	8月	314.1	27.6	31.7	24.4	2.1	219.7	—	—
	9月	191.3	23.7	27.4	20.7	2.3	151.4	—	—
	10月	126.7	19.0	22.8	15.5	2.4	166.7	—	—
	11月	85.7	13.6	17.8	9.5	1.9	141.3	—	—
12月	94.6	8.1	12.0	4.5	2.2	101.5	—	—	
年	1,979.3	16.5	20.6	12.9	2.3	1,890.3	—	—	

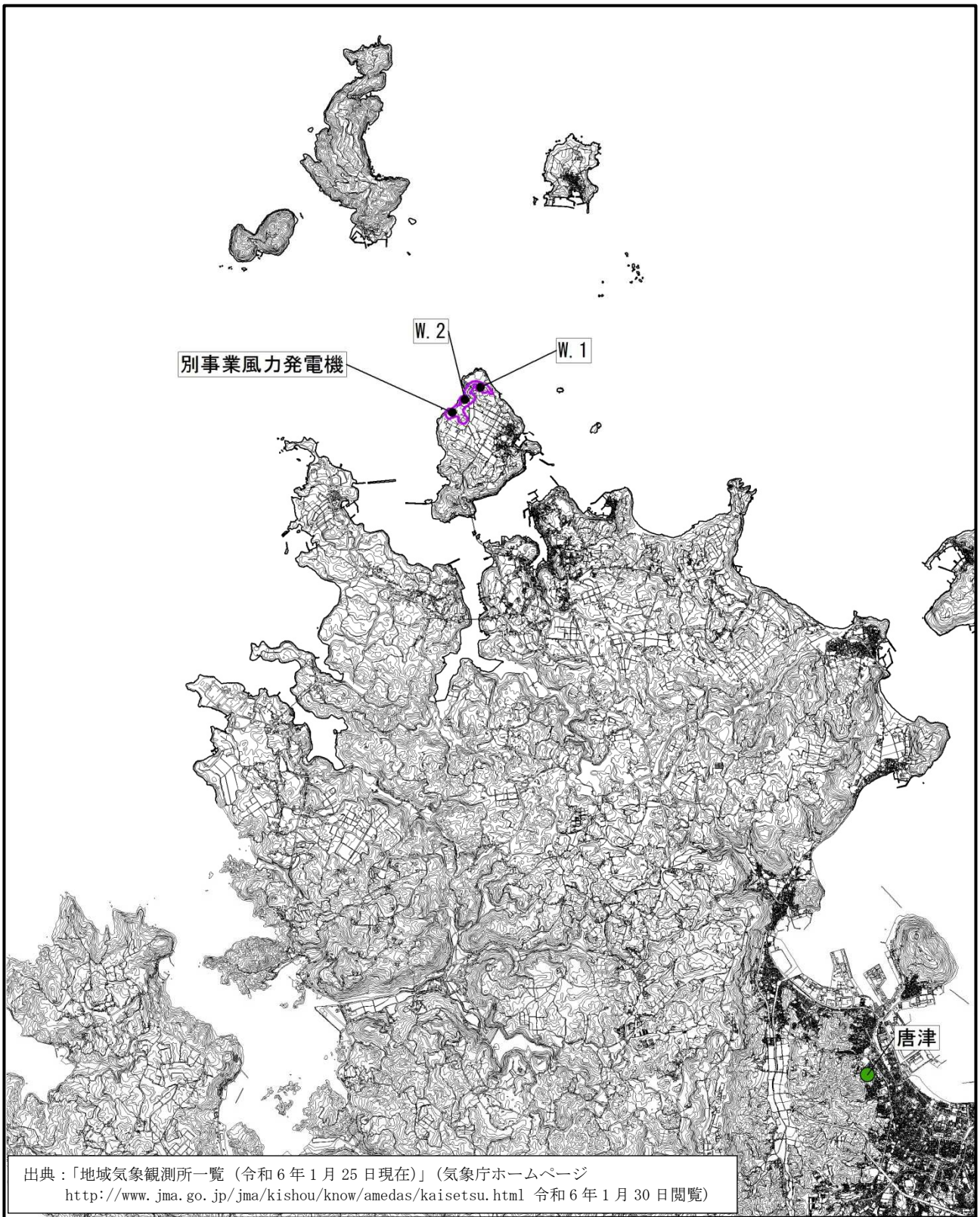
注 1) 表中の「—」は欠測または観測を行っていない場合、または統計期間不足により平均値等が求められない場合を示す。

注 2) 唐津地域気象観測所においては平成 22 年（2010 年）より観測を開始したため、表中の平年値は 2010～2020 年までの 11 年間の平均値。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html> 令和 6 年 1 月 30 日閲覧

また、対象事業実施区域及びその周囲における地上高 70m 風況の状況と風配図を図 3.1.1-2～図 3.1.1-3 に示す。対象事業実施区域の年平均風速は、地上高 70m において 7.0m/s となっている。



凡例

- 風力発電機
- 地域気象観測所
- 対象事業実施区域



1:100,000

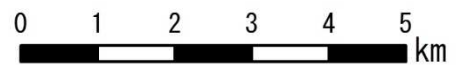
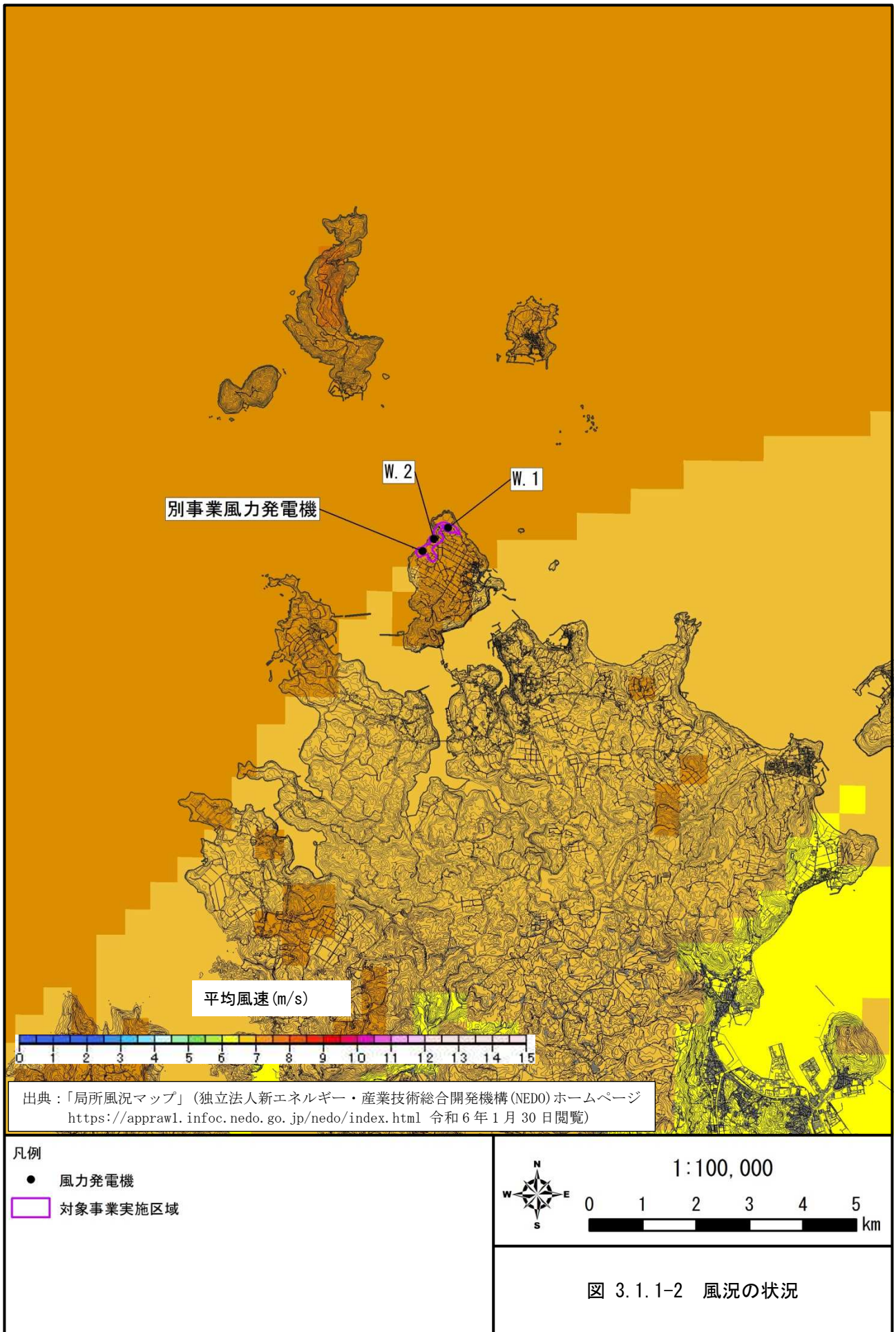
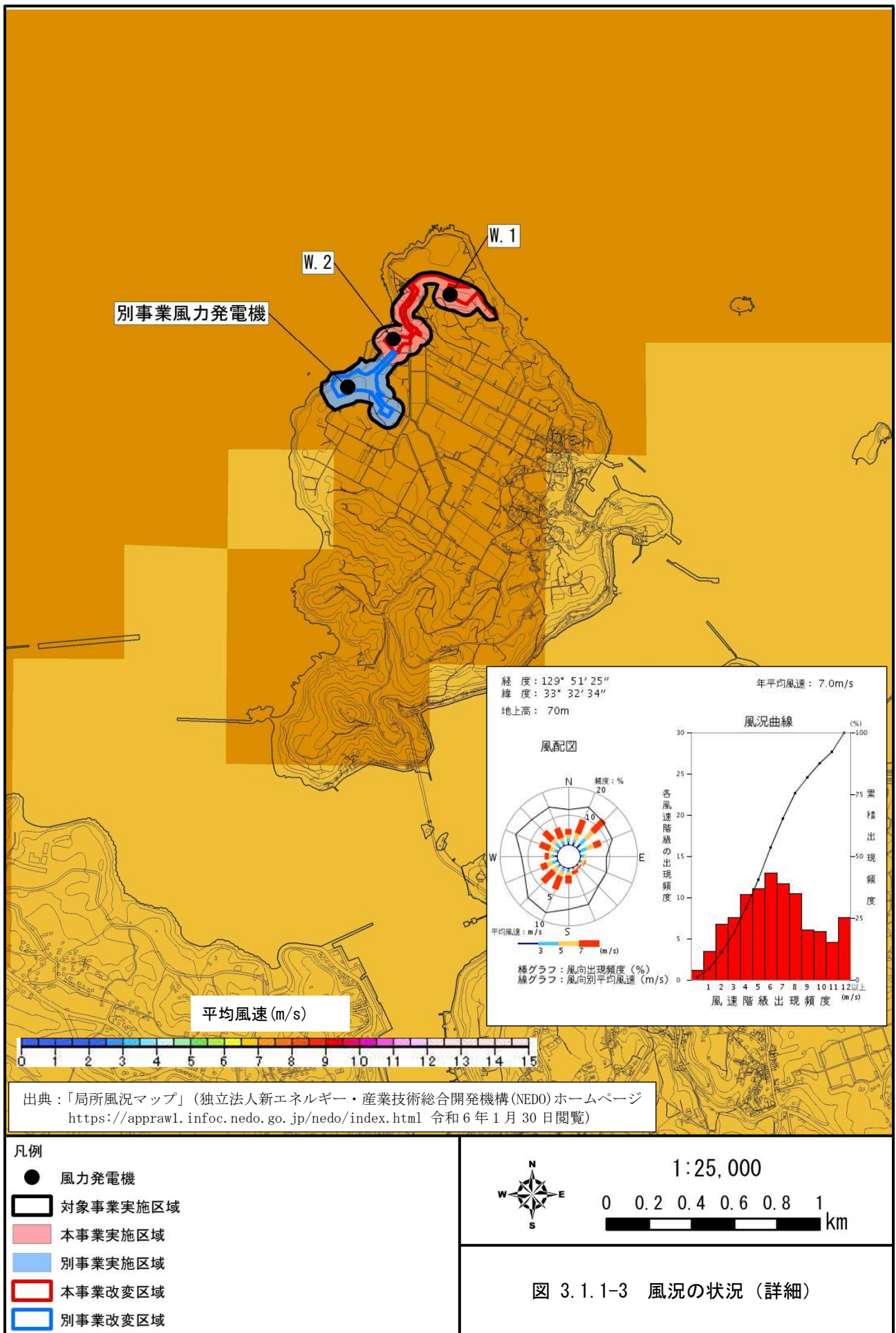


図 3.1.1-1 気象観測所等の位置





(2) 大気質の状況

(a) 大気質の状況

対象事業実施区域及びその周囲の大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局の唐津、竹木場、肥前測定局があり、その測定状況を表 3.1.1-4、位置を図 3.1.1-4 に示す。

令和 4 年度の測定結果は、表 3.1.1-5～表 3.1.1-9 に示すとおりであり、光化学オキシダント (Ox) のみ環境基準を達成していない。

なお、令和 4 年度は、対象事業実施区域及びその周囲において、有害大気汚染物質調査及びダイオキシン類 (大気) 調査は実施されていない。

表 3.1.1-4 大気汚染常時監視測定局の測定状況

No.	局区分	測定局名	所在地	局管理	測定項目							
					SO ₂	NO _x	CO	Ox	SPM	PM2.5	有害	DXN
1	一般局	唐津	唐津市二太子 1-7-83	佐賀県	○	○	-	○	○	○	-	-
2		竹木場	唐津市竹木場 5576-17	佐賀県	○	◎	-	-	○	-	-	-
3		肥前	唐津市肥前町大字入野音ノ元甲 1684	九州電力	◎	◎	-	○	◎	○	-	-

注 1) 大気測定局の区分を以下に示す。

一般局：一般環境大気測定局

注 2) 測定項目：○：県管理の測定項目、◎：九州電力管理の測定項目（非公表）

SO₂：二酸化硫黄、NO_x：窒素酸化物、SPM：浮遊粒子状物質、CO：一酸化炭素

Ox：光化学オキシダント、PM2.5：微小粒子状物質、有害：有害大気汚染物質、DXN：ダイオキシン類

出典：「令和 4 年度（2022 年度）大気環境調査結果」（佐賀県ホームページ）

https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00399410/index.html 令和 6 年 1 月 30 日閲覧）

「令和 4 年度 有害大気汚染物質調査」（佐賀県ホームページ）

https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00352775/index.html 令和 6 年 1 月 30 日閲覧）

「令和 4 年度 ダイオキシン類調査結果」（佐賀県ホームページ）

https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00388861/index.html 令和 6 年 1 月 30 日閲覧）

「令和 4 年版 佐賀県環境白書」（佐賀県ホームページ）

https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00386691/index.html 令和 6 年 1 月 30 日閲覧）

表 3.1.1-5 二酸化硫黄 (SO₂) の測定結果

市町村	局名	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の適否	
			ppm	時間	%	日				%	短期
唐津市	唐津	0.000	0	0	0	0	0.014	0.002	無	○	○
唐津市	竹木場	0.000	0	0	0	0	0.020	0.002	無	○	○

注 1) 表中の「環境基準達成状況」の欄は、○：達成、×：非達成を示す。

注 2) 環境基準の達成状況の評価については、以下のとおり取り扱うこととされている。

・環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

長期的評価：1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。

ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は環境基準に適合しないこととする。

出典：「令和 4 年度（2022 年度）大気環境調査結果」（佐賀県ホームページ）

https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00399410/index.html 令和 6 年 1 月 30 日閲覧）

表 3.1.1-6 二酸化窒素 (NO₂) の測定結果

市町村	局名	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	環境基準の適否
		ppm	ppm	日	%	日	%	ppm	
唐津市	唐津	0.004	0.032	0	0	0	0	0.010	○

注1) 表中の「環境基準達成状況」の欄は、○:達成、×:非達成を示す。
 注2) 環境基準の達成状況の評価については、以下のとおり取り扱うこととされている。
 ・環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
 出典:「令和4年度(2022年度)大気環境調査結果」(佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00399410/index.html> 令和6年1月30日閲覧)

表 3.1.1-7 光化学オキシダント (Ox) の測定結果

市町村	局名	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上となった日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準の適否
		ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	
唐津市	唐津	0.039	69	385	0	0	0.090	0.049	×
唐津市	肥前	0.043	93	577	0	0	0.098	0.052	×

注1) 昼間とは5時~20時を示す。
 注2) 表中の「環境基準達成状況」の欄は、○:達成、×:非達成を示す。
 注3) 環境基準の達成状況の評価については、以下のとおり取り扱うこととされている。
 ・環境基準:1時間値が0.06ppm以下であること。
 出典:「令和4年度(2022年度)大気環境調査結果」(佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00399410/index.html> 令和6年1月30日閲覧)

表 3.1.1-8 浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果

市町村	局名	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準の適否	
		mg/m ³	時間	%	日	%				mg/m ³	mg/m ³	日
唐津市	唐津	0.014	0	0	0	0	0.081	0.029	無	0	○	○
唐津市	竹木場	0.014	0	0	0	0	0.078	0.031	無	0	○	○

注1) 表中の「環境基準達成状況」の欄は、○:達成、×:非達成を示す。
 注2) 環境基準の達成状況の評価については、以下のとおり取り扱うこととされている。
 ・環境基準:1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること。
 短期的評価:1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること。
 長期的評価:1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること。
 ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は環境基準に適合しないこととする。
 出典:「令和4年度(2022年度)大気環境調査結果」(佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00399410/index.html> 令和6年1月30日閲覧)

表 3.1.1-9 微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果

市町村	局名	年平均値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	日平均値が $35.0\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 とその割合		1時間値 の 最高値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	日平均値の 98%値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	98%値評価 による 日平均値が $35.0\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 %	環境基準 の適否	
			日	%				短期	長期
唐津市	唐津	9.5	2	0.6	52	22.7	0	○	○
唐津市	肥前	9.4	3	0.8	120	23.6	0	○	○

注1) 表中の「環境基準達成状況」の欄は、○:達成、×:非達成を示す。

注2) 環境基準の達成状況の評価については、以下のとおり取り扱うこととされている。

- ・環境基準：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
 長期基準：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
 短期基準：日平均値の98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典：「令和4年度（2022年度）大気環境調査結果」（佐賀県ホームページ

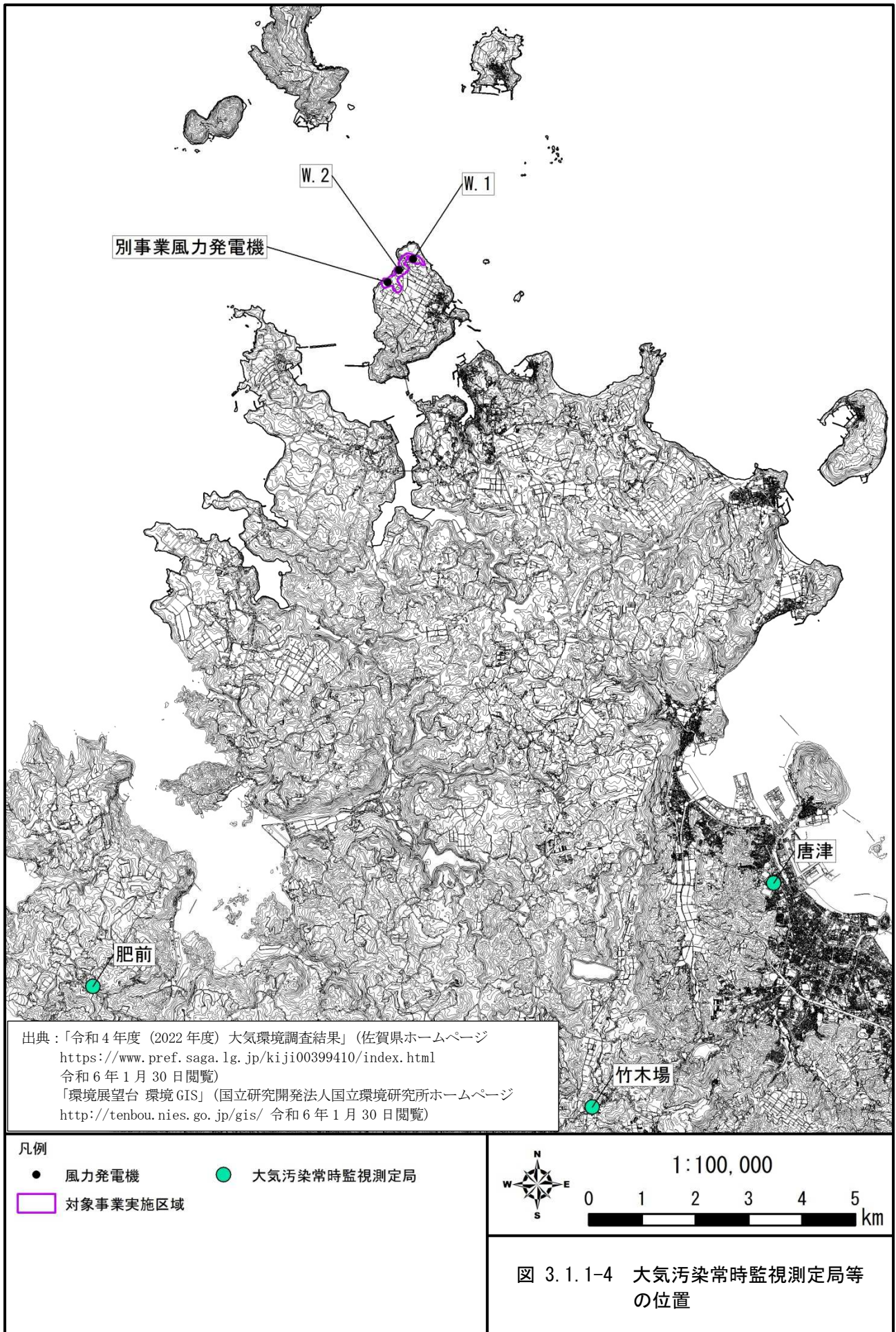
https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00399410/index.html 令和6年1月30日閲覧)

(b) 苦情の発生状況

「令和4年版 佐賀県環境白書」によると、対象事業実施区域が位置する唐津市における令和3年度の大気汚染に係る苦情件数は1件、県内各保健福祉事務所で19件の受付となっている。

出典：「令和4年版 佐賀県環境白書」（佐賀県ホームページ

https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00386691/index.html 令和6年1月30日閲覧)



(3) 騒音の状況

(a) 一般環境騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、一般環境騒音に係る調査は実施されていない。

出典：「令和4年版 佐賀県環境白書」(佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00386691/index.html> 令和6年1月30日閲覧)
「唐津市の環境 令和3年度版」(唐津市ホームページ
<https://www.city.karatsu.lg.jp/seikatsu-kankyou/machi/kankyo/kekaku/r1karatsushinokankyou.html>
令和6年1月30日閲覧)

(b) 自動車騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、自動車騒音常時監視に係る調査は実施されていない。

出典：「令和4年版 佐賀県環境白書」(佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00386691/index.html> 令和6年1月30日閲覧)
「環境展望台 環境GIS」(国立研究開発法人国立環境研究所ホームページ
<https://tenbou.nies.go.jp/gisplus/> 令和6年1月30日閲覧)
「唐津市の環境 令和3年度版」(唐津市ホームページ
<https://www.city.karatsu.lg.jp/seikatsu-kankyou/machi/kankyo/kekaku/r1karatsushinokankyou.html>
令和6年1月30日閲覧)

(c) 航空機騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、航空機騒音に係る調査は実施されていない。

出典：「令和4年版 佐賀県環境白書」(佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00386691/index.html> 令和6年1月30日閲覧)
「航空機騒音に関する調査結果」(佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00313742/index.html> 令和6年1月30日閲覧)

(d) 新幹線鉄道騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、新幹線鉄道騒音に係る調査は実施されていない。

出典：「令和4年版 佐賀県環境白書」(佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00386691/index.html> 令和6年1月30日閲覧)
「令和4年度九州新幹線鉄道に関する騒音・振動調査結果」(佐賀県ホームページ
<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00373527/index.html> 令和6年1月30日閲覧)

(e) 苦情の発生状況

「令和4年版 佐賀県環境白書」によると、対象事業実施区域が位置する唐津市における令和3年度の騒音に係る苦情件数は3件、県内各保健福祉事務所では0件の受付となっている。

出典：「令和4年版 佐賀県環境白書」(佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00386691/index.html> 令和6年1月30日閲覧)

(4) 振動の状況

(a) 一般環境振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、一般環境振動に係る調査は実施されていない。

出典：「令和4年版 佐賀県環境白書」(佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00386691/index.html> 令和6年1月30日閲覧)
「唐津市の環境 令和3年度版」(唐津市ホームページ
<https://www.city.karatsu.lg.jp/seikatsu-kankyou/machi/kankyo/kekaku/r1karatsushinokankyou.html>
令和6年1月30日閲覧)

(b) 道路交通振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、道路交通振動に係る調査は実施されていない。

出典：「令和4年版 佐賀県環境白書」(佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00386691/index.html> 令和6年1月30日閲覧)
「唐津市の環境 令和3年度版」(唐津市ホームページ
<https://www.city.karatsu.lg.jp/seikatsu-kankyou/machi/kankyo/kekaku/r1karatsushinokankyou.html>
令和6年1月30日閲覧)

(c) 新幹線鉄道振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、新幹線鉄道振動に係る調査は実施されていない。

出典：「令和4年版 佐賀県環境白書」(佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00386691/index.html> 令和6年1月30日閲覧)
「令和4年度九州新幹線鉄道に関する騒音・振動調査結果」(佐賀県ホームページ
<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00373527/index.html> 令和6年1月30日閲覧)

(d) 苦情の発生状況

「令和4年版 佐賀県環境白書」によると、対象事業実施区域が位置する唐津市における令和3年度の振動に係る苦情件数は1件、県内各保健福祉事務所で0件の受付となっている。

出典：「令和4年版 佐賀県環境白書」(佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00386691/index.html> 令和6年1月30日閲覧)

3.1.2 水環境の状況

(1) 水象の状況

(a) 河川及び湖沼の状況

対象事業実施区域及びその周囲における河川及び湖沼の状況を図 3.1.2-1 に示す。

唐津市加部島においては、島の中心部を南北に流れる水路があり、対象事業実施区域内にも位置している。

(b) 湧水の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、「名水百選」（環境省）及び「平成の名水百選」（環境省）として選定された湧水はない。

また、「湧水保全ポータルサイト」（環境省）によると、佐賀県における令和4年度の湧水把握件数は26件となっており、対象事業実施区域が位置する唐津市においては「佐賀県の代表的な湧水」として表 3.1.2-1 に示すとおり、1件が掲載されている。

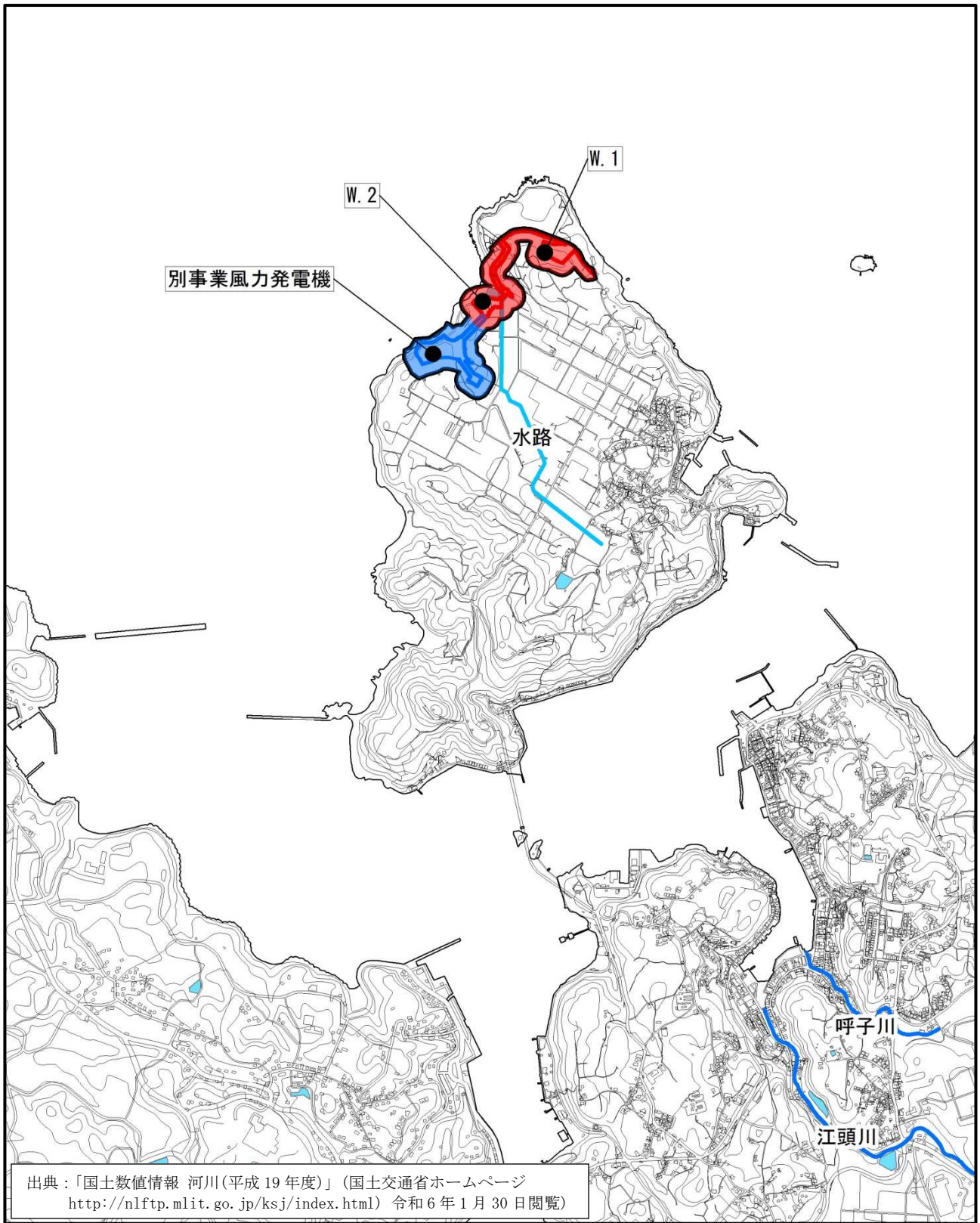
出典：「環境省選定 名水百選（昭和60年選定）」（環境省ホームページ
<https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/meisui/list/index.html> 令和6年1月30日閲覧）
「平成の名水百選（平成20年6月5日選定）」（環境省ホームページ
<https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/newmeisui/> 令和6年1月30日閲覧）
「湧水保全ポータルサイト」（環境省水・大気環境局ホームページ
<https://www.env.go.jp/water/yusui/index.html> 令和6年1月30日閲覧）

表 3.1.2-1 佐賀県の代表的な湧水

都道府県	市区町村	名称	所在地	代表的な湧水	概要等
佐賀県	唐津市	佐用の湧水	唐津市巖木町天川	○	佐用の湖スポーツ公園内。

注1) 代表的な湧水：全国の都道府県・市区町村を対象に令和4年度に実施した「湧水保全に係る情報調査」で各自治体が把握している湧水のうち、各自治体が「代表的な湧水」と考えている湧水を示す。

出典：「湧水保全ポータルサイト」（環境省水・大気環境局ホームページ
<https://www.env.go.jp/water/yusui/index.html> 令和6年1月30日閲覧）



- 凡例
- 風力発電機
 - 対象事業実施区域
 - 本事業実施区域
 - 別事業実施区域
 - 本事業変更区域
 - 別事業変更区域
 - 2級河川
 - 水路
 - 溜池

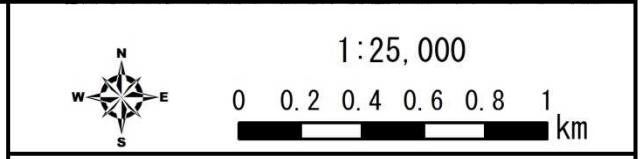


図 3.1.2-1 水象の状況

(2) 水質の状況

(a) 健康項目

対象事業実施区域及びその周囲の公共用水域における健康項目について、海域において水質測定が実施されている。令和3年度における測定結果を表 3.1.2-2、測定地点を図 3.1.2-2に示す。調査された項目において環境基準を達成している。

表 3.1.2-2 公共用水域水質測定結果（健康項目）（海域）

(年平均値)

No.		1		環境基準
水域名		玄海		
地点名		呼子港		
調査年度		2021		
類型指定		A		
測定項目	単位	測定値		
カドミウム	mg/L	—		0.003mg/L 以下
全シアン（最大値）	mg/L	—		検出されないこと。
鉛	mg/L	—		0.01mg/L 以下
六価クロム	mg/L	—		0.05mg/L 以下
砒素	mg/L	—		0.01mg/L 以下
総水銀（最大値）	mg/L	—		0.0005mg/L 以下
アルキル水銀（最大値）	mg/L	—		検出されないこと。
PCB	mg/L	—		検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	—		0.02mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	—		0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—		0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—		0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—		0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—		1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—		0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	mg/L	—		0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—		0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—		0.002mg/L 以下
チウラム	mg/L	—		0.006mg/L 以下
シマジン	mg/L	—		0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	mg/L	—		0.02mg/L 以下
ベンゼン	mg/L	—		0.01mg/L 以下
セレン	mg/L	—		0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.07		10mg/L 以下
ふっ素	mg/L	—		0.8mg/L 以下
ほう素	mg/L	—		1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—		0.05mg/L 以下

出典：「令和3年度（2021年度）公共用水域及び地下水の水質測定結果」（佐賀県ホームページ <https://www.pref.saga.lg.jp/ki/ji00314004/index.html> 令和6年1月30日閲覧）

(b) 生活環境項目

対象事業実施区域及びその周囲の公共用水域における生活環境項目について、海域において水質測定が実施されている。令和3年度における測定結果を表3.1.2-3、測定地点を図3.1.2-2示す。

調査された全項目において環境基準を達成している。

表 3.1.2-3 公共用水域水質測定結果（生活環境項目）（海域）

(年平均値)

No.	1		環境基準 A
水域名	玄海		
地点名	呼子港		
調査年度	2021		
類型指定	A		
測定項目	単位	測定値	
水素イオン濃度 (pH)	—	8.1~8.3	7.8以上8.3以下
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	平均値	1.4
		75%値	1.5
溶存酸素量 (DO)	mg/L	7.5	7.5mg/L以上
大腸菌群数	MPN/100mL	210	1,000MPN/100mL以下
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	—	<0.5	検出されないこと。
全窒素	mg/L	0.19	—
全磷	mg/L	0.021	—

出典：「令和3年度（2021年度）公共用水域及び地下水の水質測定結果」（佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00314004/index.html> 令和6年1月30日閲覧）

(c) ダイオキシン類（水質及び底質）

対象事業実施区域及びその周囲においては、令和3年度に「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質及び底質調査が海域において実施されている。なお、令和4年度は対象事業実施区域及びその周囲において同測定は実施されていない。

令和3年度における測定結果を表3.1.2-4、測定地点を図3.1.2-2示す。

調査された水質、底質ともに環境基準を達成している。

表 3.1.2-4 ダイオキシン類調査結果（水質・底質）

単位：pg-TEQ/L（水質）、pg-TEQ/g（底質）

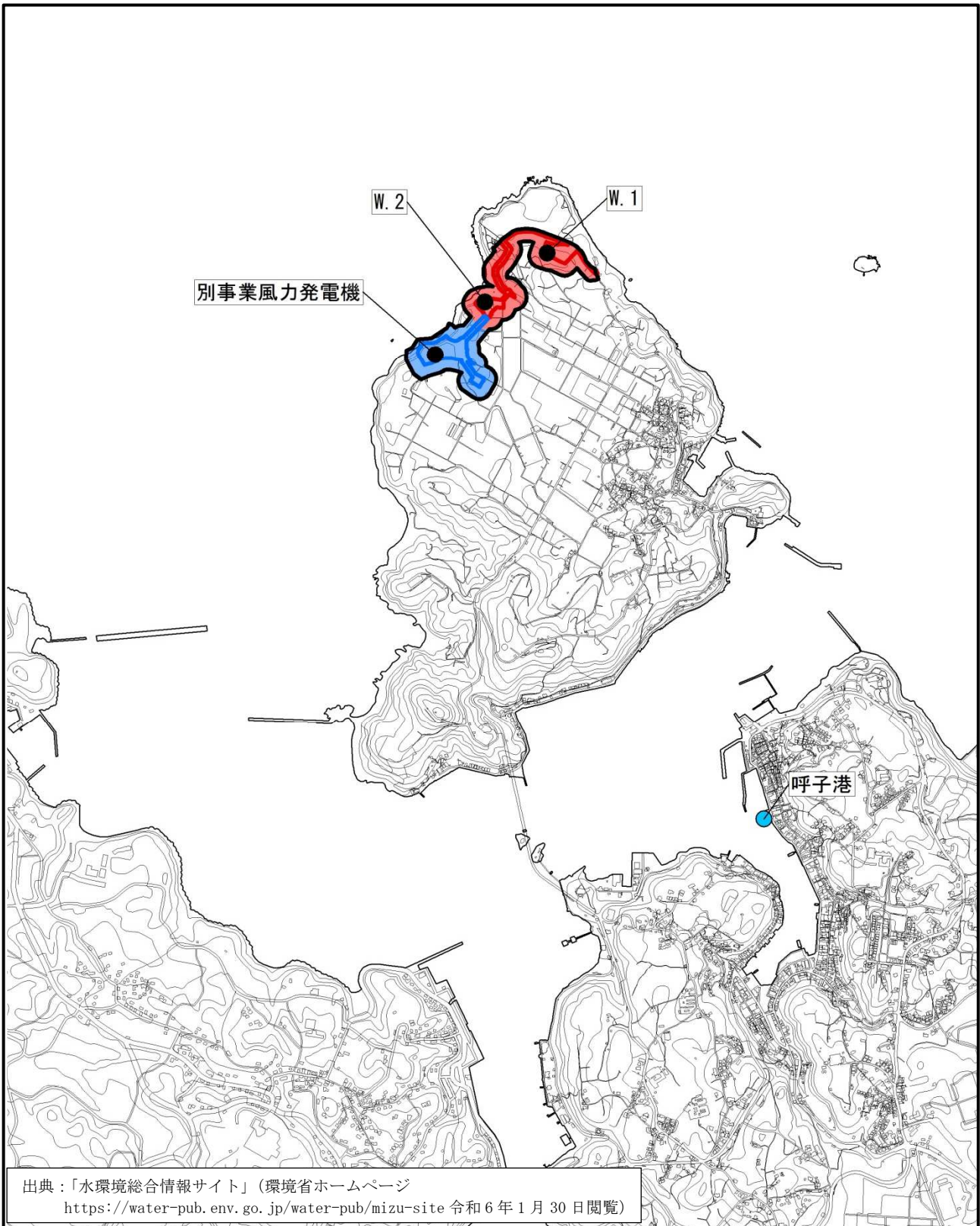
調査地点名 (海域名)	調査実施者	水質		底質	
		調査結果	環境基準	調査結果	環境基準
呼子港（玄海）	佐賀県	0.029	1以下	4.7	150以下

出典：「令和3年度 ダイオキシン類調査結果」（佐賀県ホームページ
https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00350717/3_50717_up_tanrh5bt.pdf 令和6年1月30日閲覧）

(d) 苦情の発生状況

「令和4年版 佐賀県環境白書」によると、対象事業実施区域が位置する唐津市における令和3年度の水質汚濁に係る苦情件数は11件、県内各保健福祉事務所で25件の受付となっている。

出典：「令和4年版 佐賀県環境白書」（佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00386691/index.html> 令和6年1月30日閲覧）



凡例

- 風力発電機
- 水質測定地点
- 対象事業実施区域
- 本事業実施区域
- 別事業実施区域
- 本事業変更区域
- 別事業変更区域

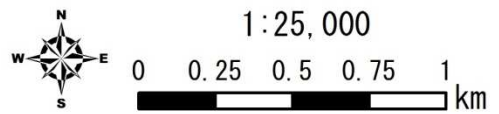


図 3.1.2-2 公共用水域の水質測定地点位置

(3) その他の水に係る環境の状況

(a) 地下水

対象事業実施区域及びその周囲においては、「水質汚濁防止法」に基づく地下水水質調査は実施されていない。なお、対象事業実施区域が位置する唐津市内では、令和3年度に概況調査1地点、継続監視調査8地点で調査が実施されている。

また、対象事業実施区域及びその周囲においては、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく地下水水質調査は実施されていない。

出典：「令和3年度（2021年度）公共用水域及び地下水の水質測定結果」（佐賀県ホームページ
https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00314004/index.html 令和6年1月30日閲覧）
「令和4年度ダイオキシン類調査結果」（佐賀県ホームページ
https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00388861/index.html 令和6年1月30日閲覧）

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

(a) 土壌

対象事業実施区域及びその周囲における土壌分類を図 3.1.3-1 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲では、褐色森林土及び赤黄色土が広く分布しており、部分的に未熟土、灰色低地土が分布している。対象事業実施区域は褐色森林土の乾性褐色森林土壌（赤褐色系）及び赤黄色土の赤色土壌、灰色低地土壌の細粒灰色低地土壌で構成されている。

また「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等一覧（令和6年1月4日現在）」（環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/water/dojo/wpc1.html>）によると、佐賀県における土壌汚染対策法の施行状況は、要措置区域の指定件数が佐賀市で1件、形質変更時要届出区域の指定件数が11件（うち佐賀市4件を含む）となっているが、対象事業実施区域及びその周囲においては、土壌汚染対策法に基づく区域は指定されていない。

出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等一覧（令和6年1月4日現在）」（環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/water/dojo/wpc1.html> 令和6年1月31日閲覧）

(b) ダイオキシン類（土壌）

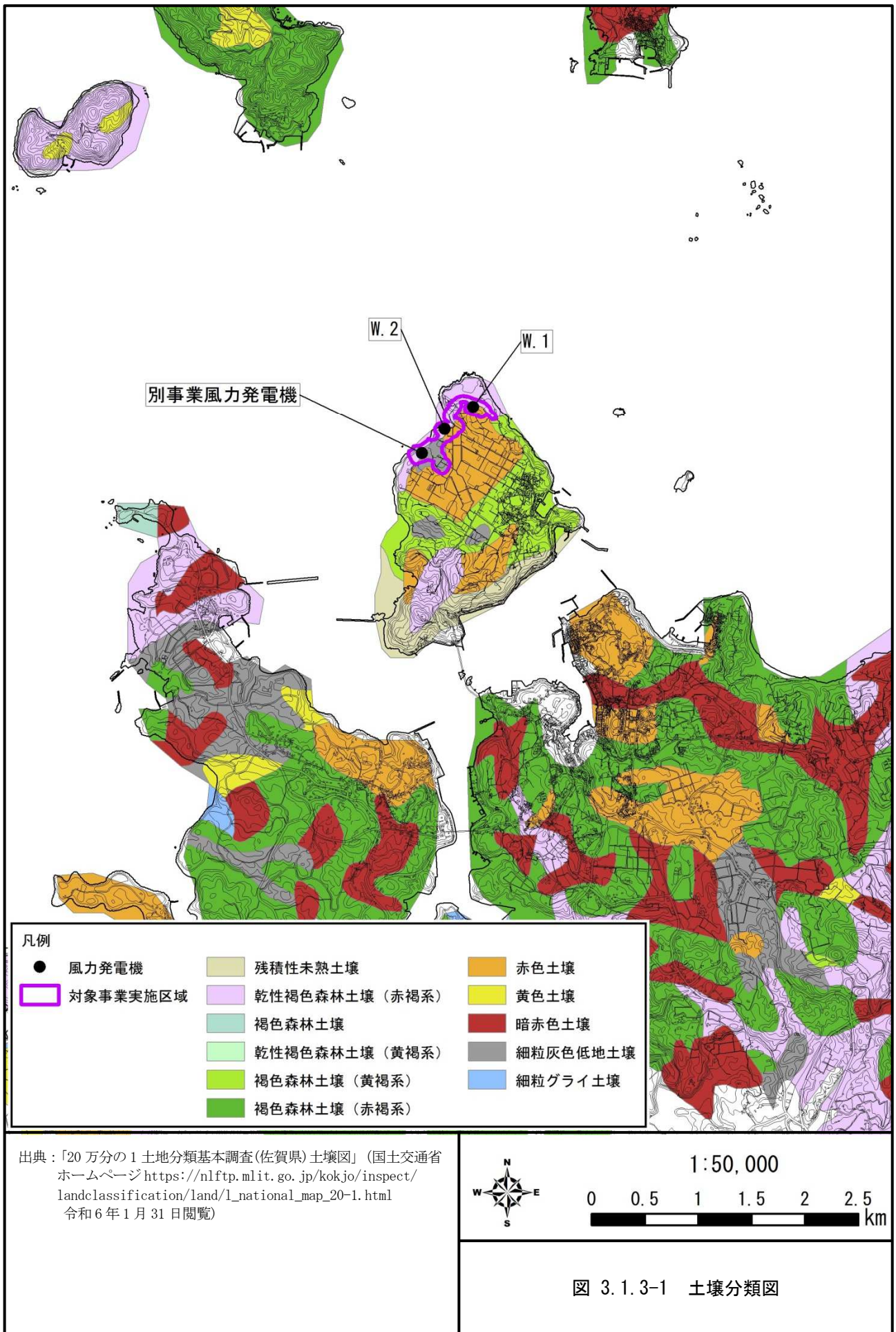
対象事業実施区域及びその周囲においては、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌調査は実施されていない。

出典：「令和4年度 ダイオキシン類調査結果」（佐賀県ホームページ <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00388861/index.html> 令和6年1月30日閲覧）

(c) 苦情の発生状況

「令和4年版 佐賀県環境白書」によると、対象事業実施区域が位置する唐津市における令和3年度の土壌汚染に係る苦情件数は0件、県内各保健福祉事務所で0件の受付となっている。

出典：「令和4年版 佐賀県環境白書」（佐賀県ホームページ <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00386691/index.html> 令和6年1月30日閲覧）



(2) 地盤の状況

(a) 地盤の状況

「令和3年度 全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和5年3月）によると、対象事業実施区域及びその周囲において地盤沈下は確認されていない。

出典：「令和3年度 全国の地盤沈下地域の概況（令和5年3月）」（環境省ホームページ
<https://www.env.go.jp/water/jiban/chinka.html> 令和6年1月31日閲覧）

(b) 苦情の発生状況

「令和4年版 佐賀県環境白書」によると、対象事業実施区域が位置する唐津市における令和3年度の地盤沈下に係る苦情件数は0件、県内各保健福祉事務所で0件の受付となっている。

出典：「令和4年版 佐賀県環境白書」（佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00386691/index.html> 令和6年1月30日閲覧）

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲における地形分類を図 3.1.4-1 に示す。また、「日本の典型地形」(国土地理院ホームページ http://www.gsi.go.jp/kikaku/tenkei_top.html) に掲載されている地形を表 3.1.4-1 及び図 3.1.4-2 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲では、主に丘陵地が分布している。対象事業実施区域は丘陵地の小起伏丘陵地で構成されている。

日本の典型地形として、対象事業実施区域及びその周囲において 4 件が確認されている。

表 3.1.4-1 対象事業実施区域及びその周囲における典型地形

No.	名称	地形項目	所在地	備考	対象番号
1	東松浦半島	溶岩台地	唐津市, 東松浦郡玄海町	玄海国定公園	41-2-12-1
2	七ツ釜	柱状節理・板状節理	唐津市湊大字屋形石	玄海国定公園 東松浦玄武岩 国指定天然記念物「屋形石の七ツ釜」(大正 15 年 4 月 1 日) 浸食	41-3-22-2
3	加部島	柱状節理・板状節理	唐津市	玄海国定公園, 東松浦玄武岩	41-3-22-3
4	弁天島	蜂の巣状構造	唐津市	玄海国定公園	41-3-27-1

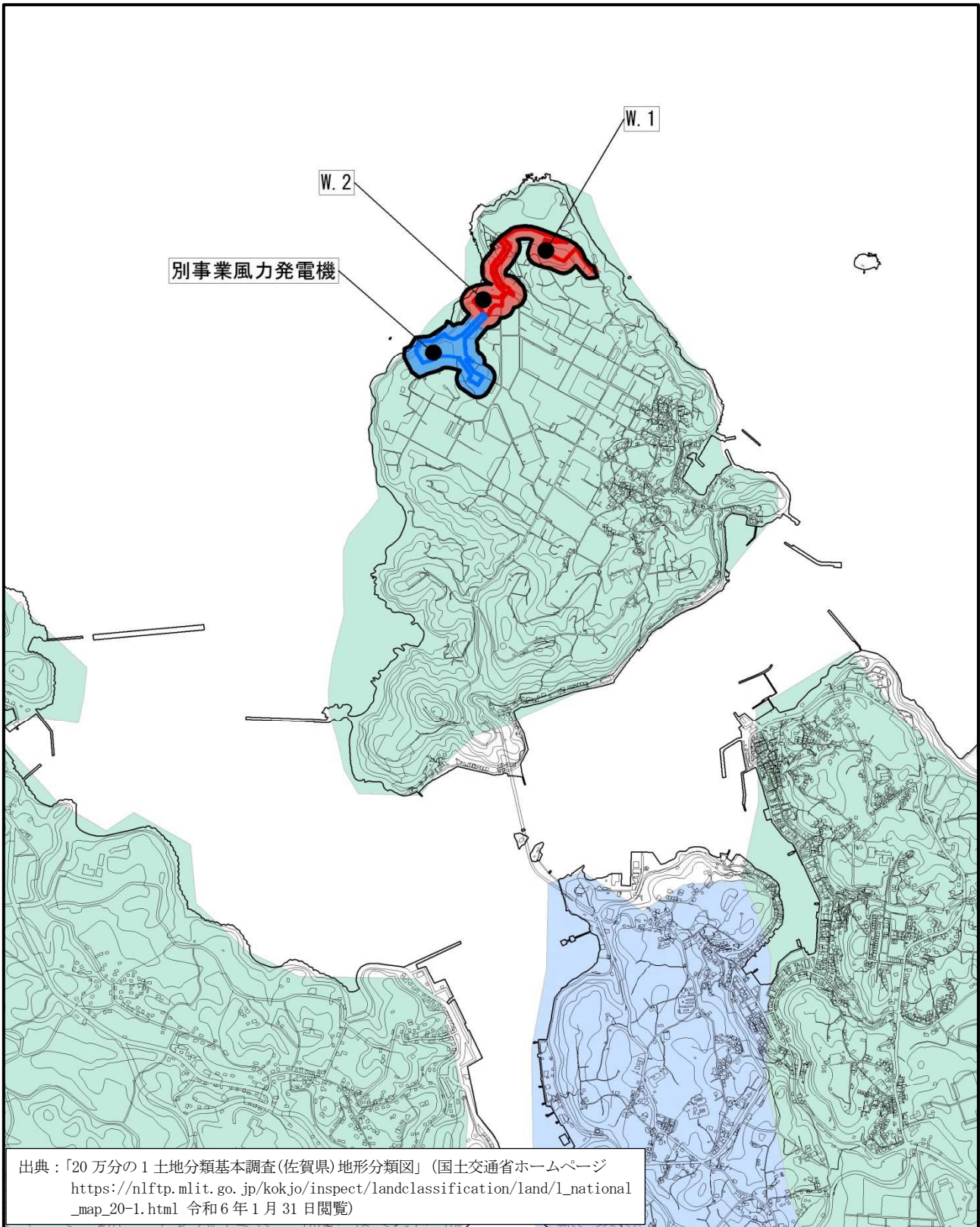
出典:「日本の典型地形について」(国土地理院ホームページ
http://www.gsi.go.jp/kikaku/tenkei_top.html 令和 6 年 1 月 31 日閲覧)

(2) 地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における表層地質を図 3.1.4-3 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲では、火山性岩石の玄武岩類が広く分布しており、部分的に固結堆積物の砂岩頁岩互層 (I) (第三紀) が分布している。対象事業実施区域は火山性岩石の玄武岩類で構成されている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲では、断層及び断層 (推定) は確認されていない。



- 凡例
- 風力発電機
 - 対象事業実施区域
 - 本事業実施区域
 - 別事業実施区域
 - 本事業変更区域
 - 別事業変更区域
 - 大起伏丘陵地
 - 小起伏丘陵地

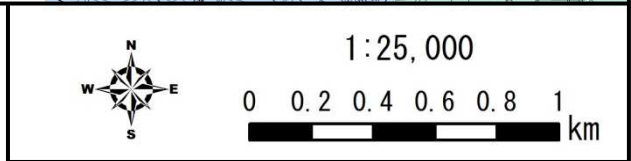
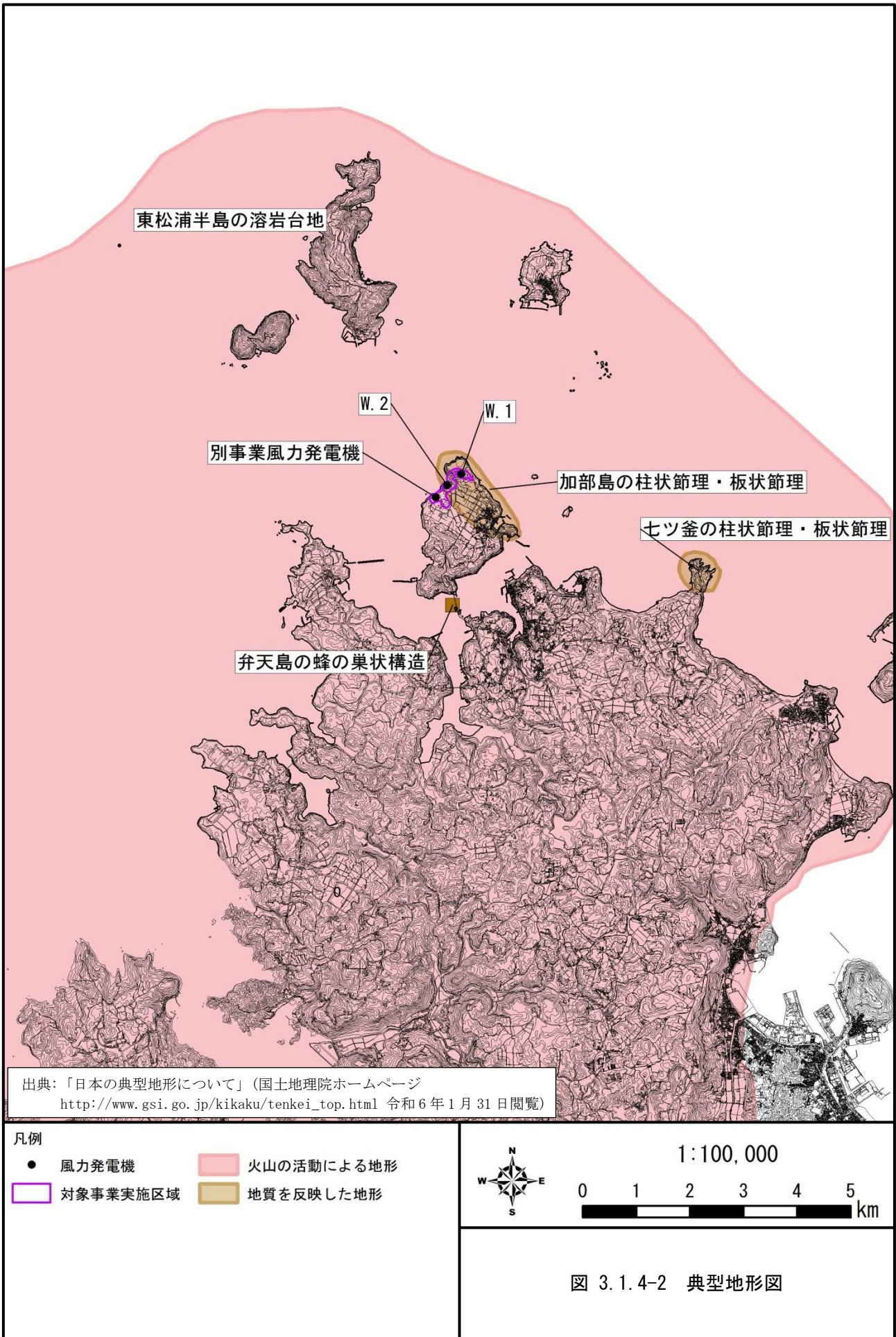
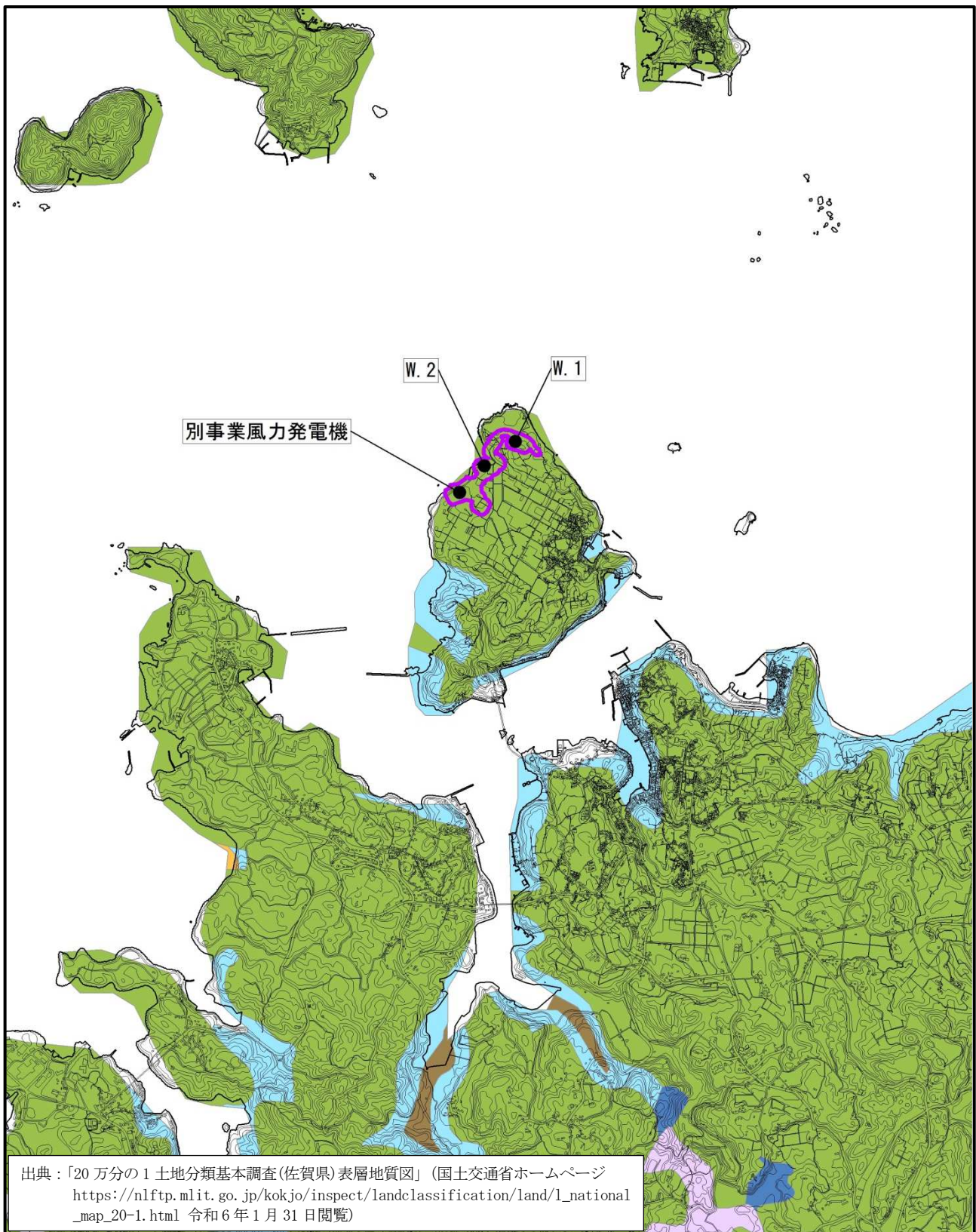


図 3.1.4-1 地形分類図





凡例	
●	風力発電機
■	泥がち堆積物
□	対象事業実施区域
■	砂がち堆積物
■	砂岩頁岩互層 (I) (第三紀)
■	砂岩層 (一部相浦層Tnを含む)
■	玄武岩類
■	黒雲母花崗岩類

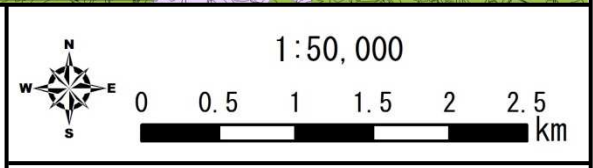


図 3.1.4-3 表層地質図

(3) 重要な地形・地質

対象事業実施区域及びその周囲における重要な地形・地質として、「天然記念物」、「日本の地形レッドデータブック第1集—危機にある地形—」（小泉・青木 編、平成12年）、「日本の地形レッドデータブック第2集—保存すべき地形—」（小泉・青木 編、平成14年）及び「第3回自然環境保全基礎調査（自然景観資源調査）佐賀県自然環境情報図」（環境庁、昭和63年）に掲載されているものを表3.1.4-2～表3.1.4-3及び図3.1.4-4に示す。

対象事業実施区域及びその周囲における重要な地形・地質として、計14件が確認され、対象事業実施区域に隣接して加部島海岸の海食崖が位置している。

表 3.1.4-2 重要な地形・地質（天然記念物）

No.	指定	名称	所在地
1	国	屋形石の七ツ釜	唐津市
2	県	弁天島の呼子岩脈群	唐津市
3	市	湊の立神岩	唐津市

出典：「国指定文化財データベース」（文化庁ホームページ
<https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index> 令和6年1月31日閲覧）
 「佐賀県の文化財紹介」（佐賀県ホームページ
<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji0031339/index.html> 令和6年1月31日閲覧）
 「指定文化財」（唐津市ホームページ
<https://www.city.karatsu.lg.jp/manabee/bunkazai/sinaimeisyotennenkinenbutu.html> 令和6年1月31日閲覧）
 「唐津市の各種統計情報（令和5年2月更新） 教育・文化」（唐津市ホームページ
<http://www.city.karatsu.lg.jp/kikaku/shise/toke/tokeh2606.html> 令和6年1月31日閲覧）
 「国土数値情報 都道府県指定文化財（平成26年度）」（国土交通省ホームページ
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html> 令和6年1月31日閲覧）

表 3.1.4-3 重要な地形・地質（景観資源）

No.	景観資源	地形項目	名称	備考
1	海岸景観資源	溺れ谷	名護屋浦	
2			波戸岬・池崎海岸	
3		陸けい砂州	神集島・宮崎浜	
4			相賀の浜	
5			幸多里ヶ浜	
6		海食崖	土器崎	
7			加部島海岸	
8			加唐島海岸	
9			松島海岸	
10		波食台（ベンチ）	小川島海岸	
11		海食洞	屋形石の七ツ釜	屋形石の七ツ釜（国指定天然記念物）
12		岩門	眼鏡岩	
13		節理	屋形石の七ツ釜	屋形石の七ツ釜（国指定天然記念物）
14		岩脈	立神岩	湊の立神岩（市指定天然記念物）

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 佐賀県自然環境情報図」（環境省 生物多様性センターホームページ
<http://www.biodic.go.jp/> 令和6年1月31日閲覧）

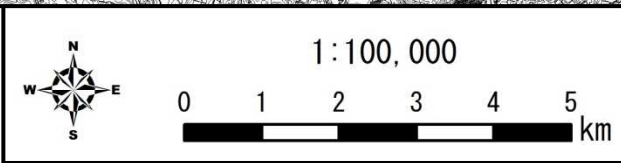
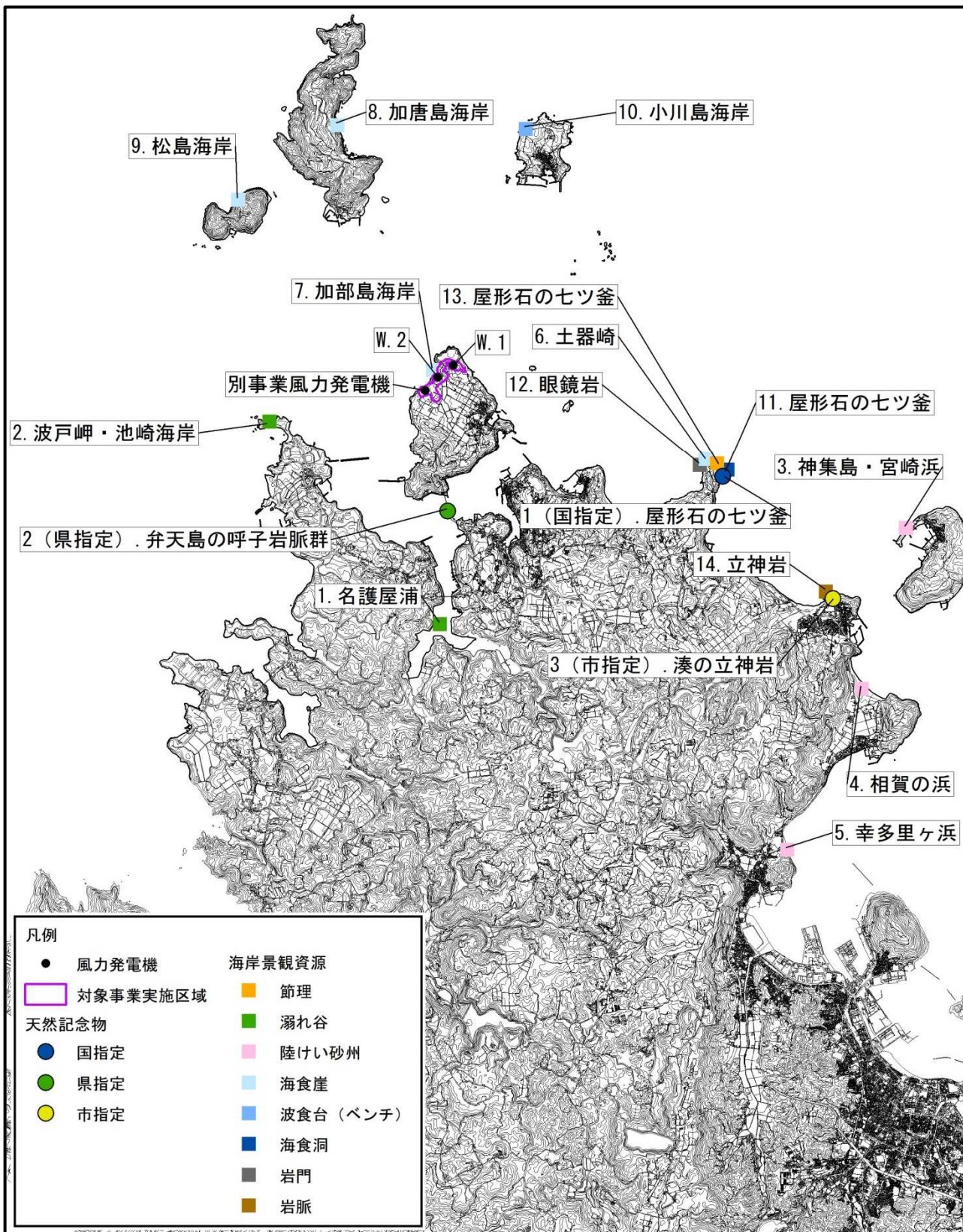


図 3.1.4-4 重要な地形・地質図

出典：表 3.1.4-2 及び表 3.1.4-3 に示す。

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の生息の状況

(a) 動物の状況

対象事業実施区域及びその周囲における動物の生息状況を把握するため、表 3.1.5-1 に示す文献等を収集した。なお、文献収集の範囲は、自然環境保全基礎調査等、2 次メッシュ単位で公開されているものに関しては、対象事業実施区域が位置する加部島を含むメッシュ (502926、502927) を対象とした。その他の佐賀県レッドデータブック等は、分布地域として呼子町が含まれる地域が記載されている種を対象とした。

表 3.1.5-1 収集した既存資料一覧

No.	文献名称ほか	備考
1	動物分布図集 (哺乳類) (環境省、平成 22 年)	「いきものログ」 (環境省ホームページ 令和 6 年 1 月閲覧)
	動物分布図集 (両生類) (環境省、平成 22 年)	
	動物分布図集 (陸生爬虫類) (環境省、平成 22 年)	
	動物分布図集 (昆虫類) (環境省、平成 22 年)	
	動物分布図集 (淡水魚類) (環境省、平成 22 年)	
	動物分布図集 (陸産及び淡水産貝類) (環境省、平成 22 年)	
2	第 3 回 自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書 (鳥類) (環境庁、昭和 63 年)	対象事業実施区域周囲 の生息情報(2 次メッシュ) を抽出
3	第 6 回 自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書 (鳥類) (環境省、平成 16 年)	
4	シギ・チドリ類調査 (環境庁、昭和 58~60 年)	
5	第 31 回~第 40 回ガンカモ類の生息調査 (環境省、平成 11~20 年度)	
6	第 41 回~第 45 回ガンカモ類の生息調査 (環境省、平成 21~25 年度)	
	モニタリングサイト 1000	
7	「佐賀県レッドリスト 2003」 (佐賀県、平成 16 年 3 月)	対象事業実施区域周囲 の生息情報があるもの を抽出
	「佐賀県レッドリスト汽水・淡水魚類編 2016」 (佐賀県、平成 29 年 3 月)	
8	「唐津の自然」 (唐津市教育委員会、平成 15 年)	
9	「佐賀の野鳥」 (佐賀県、昭和 62 年)	
10	「佐賀県の生物」 (佐賀県生物部会、平成 8 年)	
11	「唐津の自然」 (唐津市教育委員会、令和 2 年)	
12	「佐賀県の絶滅のおそれのある野生動植物(レッドデータブックさが)」 (佐賀県、平成 13 年 8 月)	
13	「野鳥さが」 (日本野鳥の会佐賀県支部報、No. 195~242 号)	

(b) 動物相の状況

対象事業実施区域及びその周囲において表 3.1.5-1 に示す文献等により確認された動物相の概況を表 3.1.5-2 に示す。なお、確認種目録は資料編に掲載した。

表 3.1.5-2 文献その他の資料による動物相の概況

分類群	確認種数	主な確認種
哺乳類	9 目 20 科 38 種	コウベモグラ、ニホンザル、コキクガシラコウモリ (ニホンコキクガシラコウモリ)、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ、ノウサギ、カヤネズミ、タヌキ、ニホンイタチ、イノシシ等
鳥類	21 目 58 科 220 種	ウミウ、ゴイサギ、コサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、トビ、コジュケイ、セグロカモメ、キジバト、コゲラ、キセキレイ、ヒヨドリ、モズ、ジョウビタキ、シロハラ、ツグミ、ウグイス、シジュウカラ、メジロ、ホオジロ、カワラヒワ、スズメ、カササギ、ハシボソガラス等
両生類	2 目 7 科 14 種	カスミサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、ニホンアマガエル、ニホンアカガエル、ツチガエル、ヌマガエル、シュレーゲルアオガエル等
爬虫類	2 目 10 科 16 種	ニホンイシガメ、クサガメ、ミシシippアカミミガメ、アカウミガメ、ニホンヤモリ、ニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ、ニホンマムシ等
昆虫類	16 目 98 科 388 種	アオイトトンボ、オニヤンマ、シオヤトンボ、リスアカネ、クマゼミ、イチモンジセセリ、ルリシジミ、ツバメシジミ、ツマグロヒョウモン、テングチョウ日本本土亜種、ジャノメチョウ、キタテハ、アオスジアゲハ、ツマキチョウ本土亜種、モンシロチョウ、シロヘリハンミョウ、コクワガタ、ノコギリクワガタ等
魚類	8 目 15 科 29 種	ニホンウナギ、オイカワ、カワムツ、タカハヤ、ウグイ、ムギツク、カマツカ、ドジョウ、ナマズ、ミナミメダカ、オオクチバス、ドンコ、シマヨシノボリ、カムルチー等
貝類	12 目 38 科 64 種	ヘソカドガイ、ダイトウヘソカドガイ、オオウスイロヘソカドガイ、ヤマトクビキレガイ、マガキ、ヤマトシジミ、コベソマイマイ、タイラギ、ヌマガイ、マシジミ等

(c) 動物の重要な種及び注目すべき生息地

動物の重要な種及び注目すべき生息地の選定は、文献等において確認された種について、表 3.1.5-3 に示す法令や規制等の選定基準に基づいて行った。

表 3.1.5-3 動物の重要な種及び注目すべき生息地の選定基準

選定基準		カテゴリー
1	「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)	・ 特別天然記念物 (特天) ・ 天然記念物 (国天)
2	「佐賀県文化財保護条例」(昭和 51 年 3 月 30 日 条例第 22 号)	・ 佐賀県指定天然記念物 (県天)
3	「唐津市文化財保護条例」(平成 17 年 1 月 1 日 条例第 330 号)	・ 唐津市指定天然記念物 (市天)
4	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年 法律第 75 号)	・ 国際希少野生動植物種 (国際) ・ 国内希少野生動植物種 (国内)
5	「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」(平成 14 年 10 月 7 日 条例第 48 号)	・ 希少野生動植物種 (指定)
6	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)	・ 絶滅 (EX) ・ 野生絶滅 (EW) ・ 絶滅危惧 I 類 (CR+EN) ・ 絶滅危惧 IA 類 (CR) ・ 絶滅危惧 IB 類 (EN) ・ 絶滅危惧 II 類 (VU) ・ 準絶滅危惧 (NT) ・ 情報不足 (DD) ・ 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
7	「佐賀県レッドリスト 2003」(魚類を除く)(佐賀県、平成 16 年 3 月) 「佐賀県レッドリスト汽水・淡水魚類編 2016」(佐賀県、平成 29 年 3 月) 「佐賀県レッドリスト 2023 (昆虫・クモ類編)」(佐賀県、令和 5 年 6 月)	・ 絶滅種 (EX) ・ 絶滅危惧 I 類種 (CR+EN) ・ 絶滅危惧 II 類種 (VU) ・ 準絶滅危惧種 (NT) ・ 情報不足種 (DD) ・ 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
8	「自然公園法」(昭和 32 年 法律第 161 号)	・ 国立公園 ・ 国定公園
9	「日本のラムサール条約湿地」(環境省、平成 13 年)	・ ラムサール条約登録湿地
10	「鳥獣保護区」	・ 鳥獣保護区、特別保護地区
11	「重要野鳥生息地 (IBA)」(公益財団法人日本野鳥の会)	・ 重要野鳥生息地
12	「生物多様性重要地域 (KBA)」 (コンサベーション・インターナショナル・ジャパン)	・ 生物多様性重要地域

① 動物の重要な種

文献その他の資料調査において確認された動物種のうち、表 3.1.5-3 に示す選定基準に該当する種を分類群ごとに重要な種として選定し、表 3.1.5-4～表 3.1.5-9 に示した。

表 3.1.5-4 哺乳類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準							
				1	2	3	4	5	6	7	
1	コウモリ目 (翼手目)	キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ (ニホンコキクガシラコウモリ)								NT
2		ヒナコウモリ科	ユビナガコウモリ								NT
3	ネズミ目 (齧歯目)	リス科	ムササビ								DD
4		ネズミ科	カヤネズミ								NT
5	ネコ目 (食肉目)	イタチ科	ニホンイタチ								VU
6	ウシ目 (偶蹄目)	シカ科	ニホンジカ								EX+EW
7	クジラ目 (鯨)	セミクジラ科	セミクジラ				国際				
8		ナガスクジラ科	シロナガスクジラ				国際				
9			ザトウクジラ				国際				
10		コククジラ科	コククジラ				国際				
11		ネズミイルカ科	スナメリ				国際				
計	5 目	10 科	11 種	0 種	0 種	0 種	5 種	0 種	0 種	0 種	6 種

注 1) 選定基準は表 3.1.5-3 に対応する。

注 2) 種の分類、配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 5 年度生物リスト」(国土交通省、令和 5 年) に準拠し、各文献で補足した。

表 3.1.5-5 鳥類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準								
				1	2	3	4	5	6	7		
1	キジ目	キジ科	ヤマドリ						NT ^{*1}	DD		
2	カモ目	カモ科	ヒシクイ	国天					VU			
3			オオヒシクイ						NT			
4			マガン	国天					NT			
5			コクガン	国天					VU			
6			ツクシガモ						VU	CR+EN		
7			オンドリ						DD	NT		
8			トモエガモ						VU	NT		
9			ハト目	ハト科	カラスバト	国天				NT	NT	
10	ミズナギドリ目	ウミツバメ科	ヒメクロウミツバメ					VU				
11	コウノトリ目	コウノトリ科	コウノトリ	特天			国内		CR			
12	カツオドリ目	ウ科	ヒメウ						EN			
13	ペリカン目	サギ科	ササゴイ							CR+EN		
14			チュウサギ						NT			
15			クロサギ							VU		
16		トキ科	ヘラサギ						DD	NT		
17			クロツラヘラサギ				国内		EN	CR+EN		
18			ツル目	ツル科	マナヅル				国際	指定	VU	VU
19					ナベヅル				国際	指定	VU	VU
20	クイナ科	クイナ								DD		
21		ヒクイナ							NT			
22	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ					NT	VU			
23	チドリ目	チドリ科	ケリ						DD	LP		
24			シロチドリ						VU			
25			メダイチドリ				国際					
26		シギ科	オオジシギ						NT			
27			コシヤクシギ				国際		EN			
28			ホウロクシギ				国際		VU	VU		
29			ツルシギ						VU	NT		
30			アカアシシギ						VU	VU		
31			タカブシギ						VU			
32			ハマシギ						NT			
33			タマシギ科	タマシギ						VU	DD	
34		カモメ科	ズグロカモメ						VU	VU		
35			オオセグロカモメ						NT			
36			コアジサシ						VU	VU		
37		ウミスズメ科	ウミスズメ						CR	VU		
38			カンムリウミスズメ	国天					VU			
39		タカ目	ミサゴ科	ミサゴ						NT	CR+EN	
40			タカ科	ハチクマ						NT	VU	
41	オオワシ			国天			国内		VU			
42	ツミ									VU		
43	ハイタカ								NT	NT		
44	オオタカ								NT	VU		
45	サンバ								VU	VU		
46	カタシロワシ						国際					
47	フクロウ目			フクロウ科	オオコノハズク							VU
48		フクロウ								NT		
49		アオバズク								NT		
50	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン							VU		
51			ヤマセミ							CR+EN		
52		ブッポウソウ科	ブッポウソウ						EN	DD		
53	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ				国内		VU	CR+EN		
54	スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ				国内		EN	CR+EN		
55		サンショウクイ科	サンショウクイ						VU	VU		
56		カササギヒタキ科	サンコウチョウ							VU		
57		モズ科	チゴモズ						CR			
58			アカモズ				国内		EN			
59			センニュウ科	ウチヤマセンニュウ						EN		
60			ヒタキ科	コサメヒタキ							VU	
計	15 目	28 科	60 種	7 種	0 種	0 種	12 種	2 種	47 種	38 種		

注1) 選定基準は表 3.1.5-3 に対応する。

注2) 種の分類、配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」(国土交通省、令和5年)に準拠し、各文献で補足した。

※1:「コシジロヤマドリ」または「アカヤマドリ」の場合

表 3.1.5-6 両生類・爬虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				1	2	3	4	5	6	7
1	有尾目	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ				国内		VU	NT
2			ブチサンショウウオ				国内		EN	NT
3		イモリ科	アカハライモリ						NT	
4	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル							DD
5		アカガエル科	タゴガエル							DD
6			ヤマアカガエル							VU
7			トノサマガエル						NT	DD
8		アオガエル科	カジカガエル							NT
9	カメ目	ウミガメ科	アカウミガメ				国際		EN	CR+EN
10		イシガメ科	ニホンイシガメ						NT	DD
11		スッポン科	ニホンスッポン						DD	DD
12	有鱗目	タカチホヘビ科	タカチホヘビ							DD
13		ナミヘビ科	ジムグリ							DD
計	4 目	10 科	13 種	0 種	0 種	0 種	3 種	0 種	7 種	12 種

注 1) 選定基準は表 3.1.5-3 に対応する。

注 2) 種の分類、配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 5 年度生物リスト」(国土交通省、令和 5 年) に準拠し、各文献で補足した。

表 3.1.5-7 昆虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準							
				1	2	3	4	5	6	7	
1	トンボ目 (蜻蛉目)	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ						EN	CR+EN	
2		イトトンボ科	ベニイトトンボ						NT	NT	
3			モートンイトトンボ						NT	CR+EN	
4			ムスジイトトンボ							NT	
5			オオイトトンボ							CR+EN	
6			モノサシトンボ科	グンバイトンボ					NT	NT	
7			ヤンマ科	サラサヤンマ						NT	
8			サナエトンボ科	アオサナエ							CR+EN
9				ホンサナエ							CR+EN
10				ヒメサナエ							NT
11				タバサナエ						NT	
12				フタスジサナエ						NT	NT
13				オグマサナエ						NT	NT
14			ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ							NT
15			エゾトンボ科	コヤマトンボ							NT
16				キイロヤマトンボ						NT	CR+EN
17			トンボ科	ベッコウトンボ				国内		CR	CR+EN
18				ハッチョウトンボ							CR+EN
19				キトンボ							VU
20				ナツアカネ							VU
21				マユタテアカネ							VU
22				アキアカネ							VU
23				ヒメアカネ							NT
24				ミヤマアカネ							CR+EN
25	カメムシ目 (半翅目)	セミ科		エゾゼミ							NT
26				ハルゼミ							
27		ツチカメムシ科	ベニツチカメムシ							NT	
28		アメンボ科	シオアメンボ						VU	VU	
29			シロウミアメンボ						VU	VU	
30			コオイムシ科	コオイムシ						NT	NT
31			タガメ				国内		VU	CR+EN	
32	チョウ目 (鱗翅目)	セセリチョウ科	ミヤマチャバネセセリ							NT	
33			オオチャバネセセリ								NT
34		シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ								NT
35			キリシマミドリシジミ本州以南亜種								NT
36			タイワンツバメシジミ本土亜種							EN	CR+EN
37			アカシジミ								VU
38			クロシジミ							EN	NT
39			クロツバメシジミ九州沿岸亜種							NT	NT
40			シルビアシジミ						EN	NT	
41		タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン							VU	CR+EN
42			オオウラギンヒョウモン							CR	CR+EN
43			ヒオドシチョウ								NT
44			ウラナミジャノメ本土亜種							VU	CR+EN
45		シロチョウ科	ツマグロキチョウ							EN	VU
46	ヤマトスジグロシロチョウ本州中・南部亜種									CR+EN	
47	コウチュウ目 (鞘翅目)	オサムシ科	セアカオサムシ							NT	NT
48			チョウセンゴモクムシ							VU	VU
49			イマイチビアトキリゴミムシ								DD
50		ハンミョウ科	シロヘリハンミョウ							NT	NT
51		ゲンゴロウ科	コガタノゲンゴロウ							VU	NT
52		クワガタムシ科	オオクワガタ							VU	VU
53		コガネムシ科	ゴホンダイコクコガネ								CR+EN
54			ダイコクコガネ							VU	CR+EN
55			ホタル科	ゲンジボタル							NT
計		4目	22科	55種	0種	0種	0種	2種	0種	27種	54種

注1) 選定基準は表 3.1.5-3 に対応する。

注2) 種の種類、配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」(国土交通省、令和5年)に準拠し、各文献で補足した。

表 3.1.5-8 魚類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				1	2	3	4	5	6	7
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ南方種						VU	NT
2	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ						EN	VU
3	コイ目	コイ科	ハス						VU	
4			カワヒガイ						NT	NT
5		ドジョウ科	ドジョウ						NT	VU
6			ヤマトシマドジョウ						VU	VU
7	ナマズ目	ギギ科	アリアケギバチ						VU	VU
8	サケ目	サケ科	サクラマス (ヤマメ)						NT	
9	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ						VU	NT
10	スズキ目	ケツギョ科	オヤニラミ						EN	VU
11		ハゼ科	カワヨシノボリ							NT
12			オオヨシノボリ							NT
計	7 目	9 科	12 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	10 種	10 種

注 1) 選定基準は表 3.1.5-3 に対応する。

注 2) 種の分類、配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 5 年度生物リスト」(国土交通省、令和 5 年)に準拠し、各文献で補足した。

表 3.1.5-9 貝類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				1	2	3	4	5	6	7
1	新生腹足目	タニシ科	マルタニシ						VU	
2			オオタニシ						NT	
3		カワザンショウガイ科	ダイトウヘソカドガイ						CR	
4	ウグイスガイ目	ハボウキガイ科	リシケタイラギ						NT	
5			タイラギ						NT	NT
6			ハボウキガイ						NT	
7	マルスダレガイ目	シジミ科	ヤマトシジミ						NT	
8			マシジミ						VU	
9		マルスダレガイ科	ケマンガイ						NT	
10			ハマグリ						VU	
計	3 目	5 科	10 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	10 種	1 種

注 1) 選定基準は表 3.1.5-3 に対応する。

注 2) 種の分類、配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 5 年度生物リスト」(国土交通省、令和 5 年)に準拠し、各文献で補足した。

② 動物の注目すべき生息地

文献その他の資料調査において、動物の注目すべき生息地として、表 3.1.5-10 及び図 3.1.5-1 に示す「玄海国定公園」及び「玄海鳥獣保護区」等の県指定鳥獣保護区を選定した。

対象事業実施区域には、玄海国定公園の第2種及び第3種特別地域が含まれる。

表 3.1.5-10 動物の注目すべき生息地

名称	面積 (ha)	備考	選定基準 ^{注1}
玄海国定公園	—	第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域	8
玄海鳥獣保護区	1,202	佐賀県指定鳥獣保護区	10
松島鳥獣保護区	58	佐賀県指定鳥獣保護区	10
加唐島鳥獣保護区	258	佐賀県指定鳥獣保護区	10
小川島鳥獣保護区	92	佐賀県指定鳥獣保護区	10

注1) 選定基準は表 3.1.5-3 に対応する。

出典: 「佐賀県の自然公園-玄海国定公園」(佐賀県ホームページ

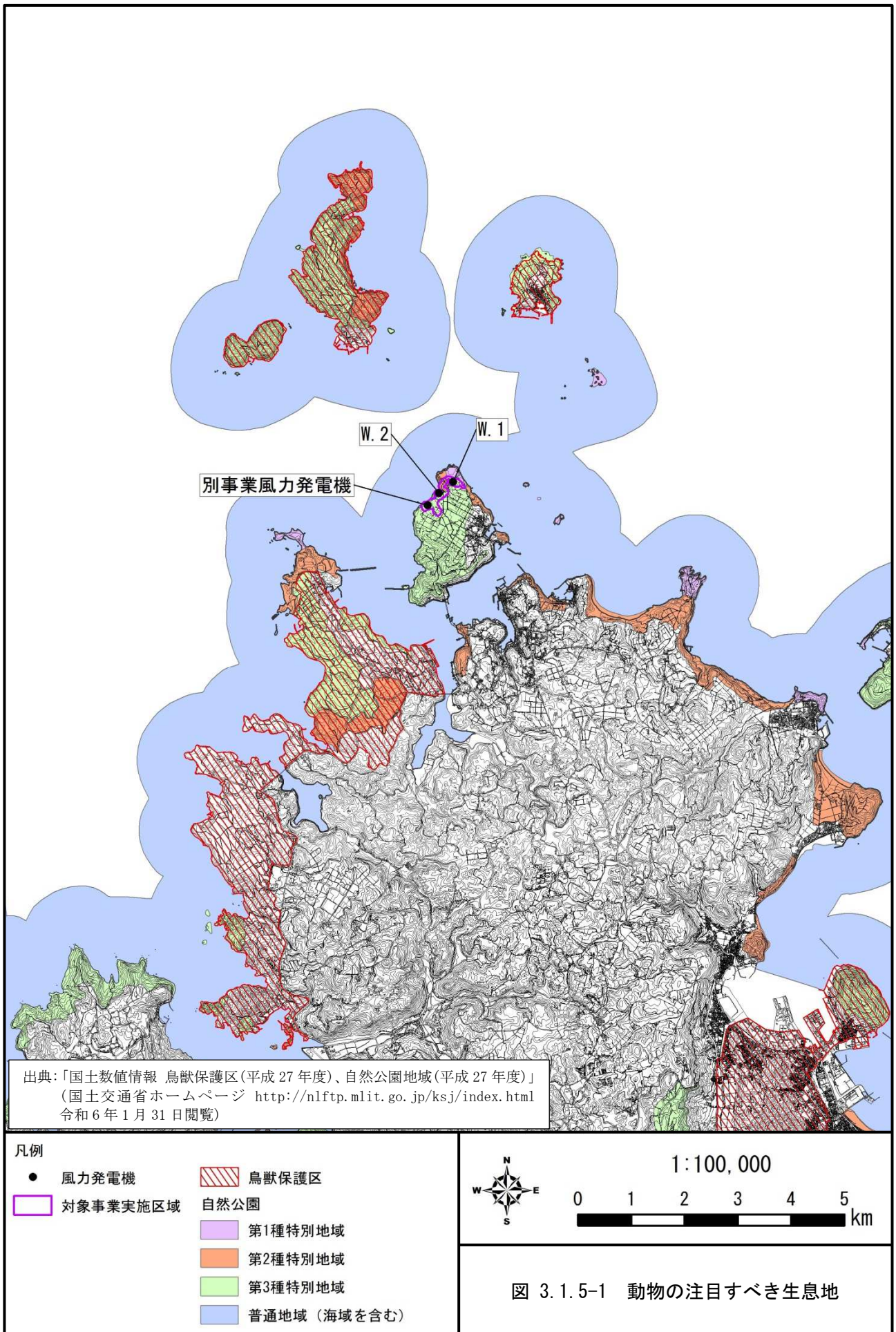
<https://www.pref.saga.lg.jp/ki/ji0037861/index.html> 令和6年1月31日閲覧)

「国土数値情報 鳥獣保護区(平成27年度)」(国土交通省ホームページ

<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html> 令和6年1月31日閲覧)

「佐賀県鳥獣保護区等位置図(令和5年度)」(佐賀県ホームページ

<https://www.pref.saga.lg.jp/ki/ji00321970/index.html> 令和6年1月31日閲覧)



③ 鳥類の渡り経路等

文献その他の資料により、鳥類の渡り経路等の把握を行った。

対象事業実施区域及びその周囲では衛星追跡経路図（図 3.1.5-2）よりハチクマの渡り経路が見られるが、観察情報（図 3.1.5-3）より、対象事業実施区域及びその周囲ではサシバ・ハチクマ・ノスリの出現数はわずかである。

また、九州北部はアカハラダカの渡り経路となっていることが知られているが、観察情報（図 3.1.5-4）より、対象事業実施区域及びその周囲では出現数はわずかである。

出典：「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（平成 23 年 1 月・平成 27 年 9 月修正版）」
 （環境省ホームページ http://www.env.go.jp/nature/yasei/sg_windplant/guide/post_91.html 令和 6 年 1 月 31 日閲覧）

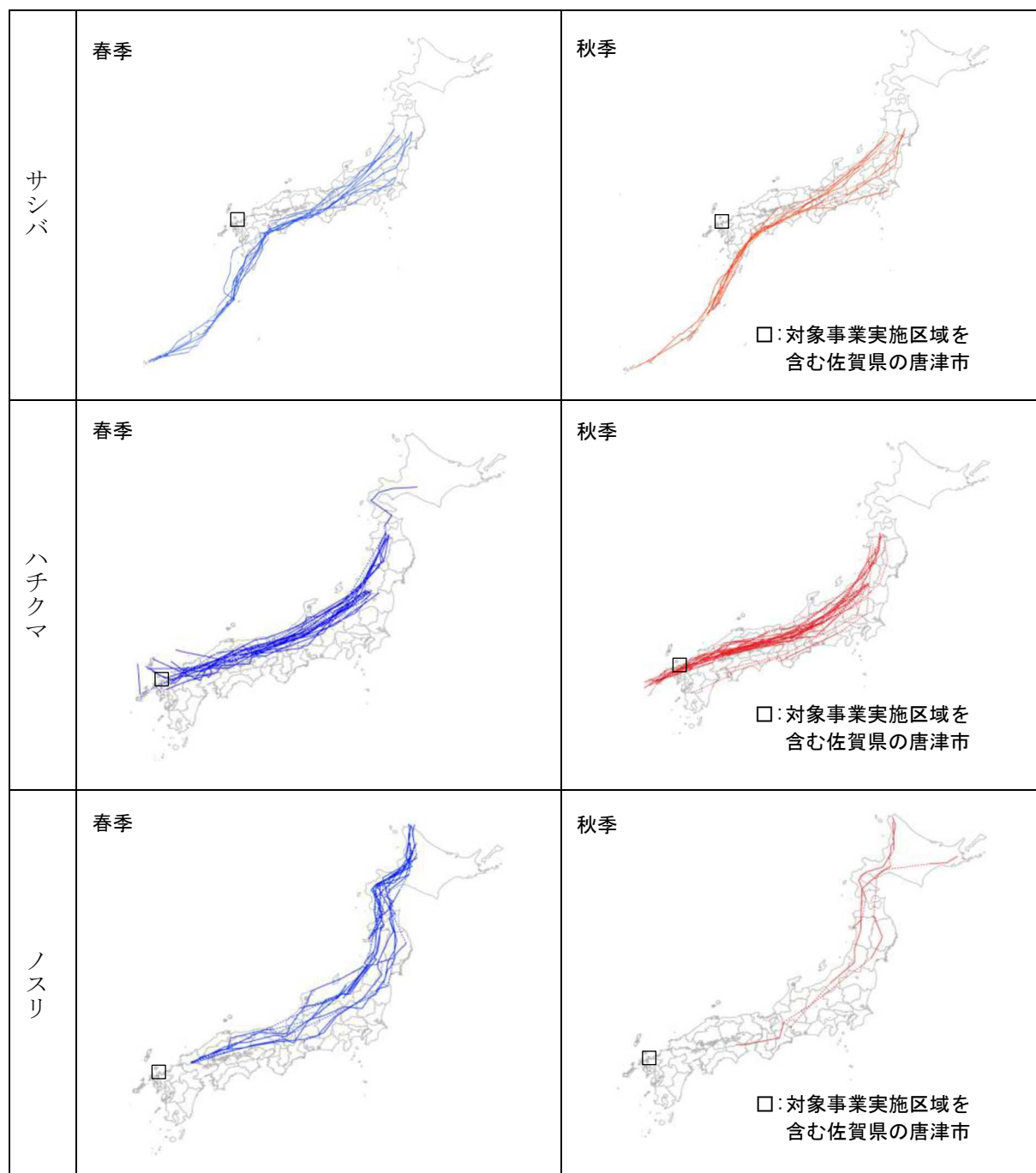
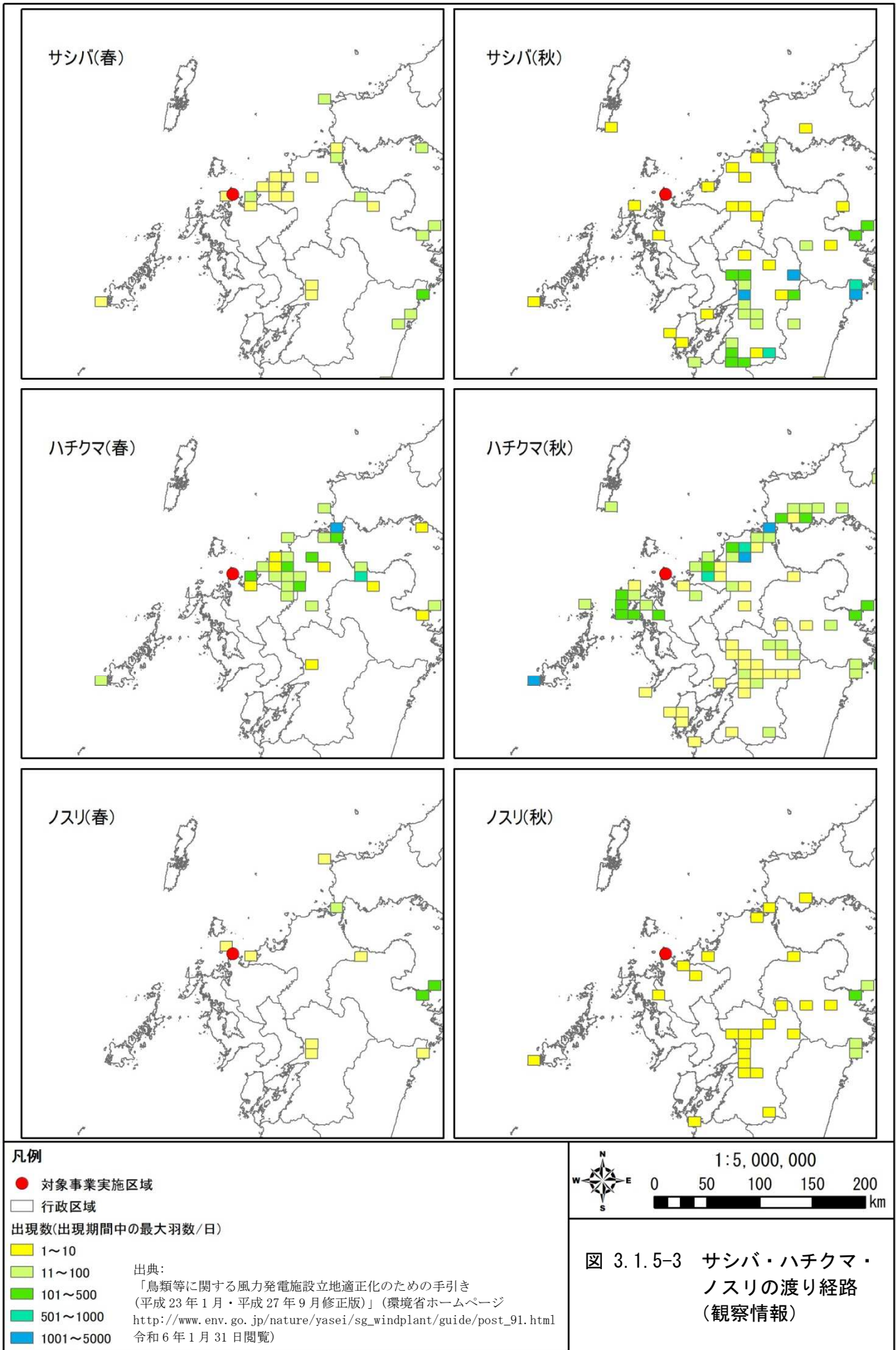
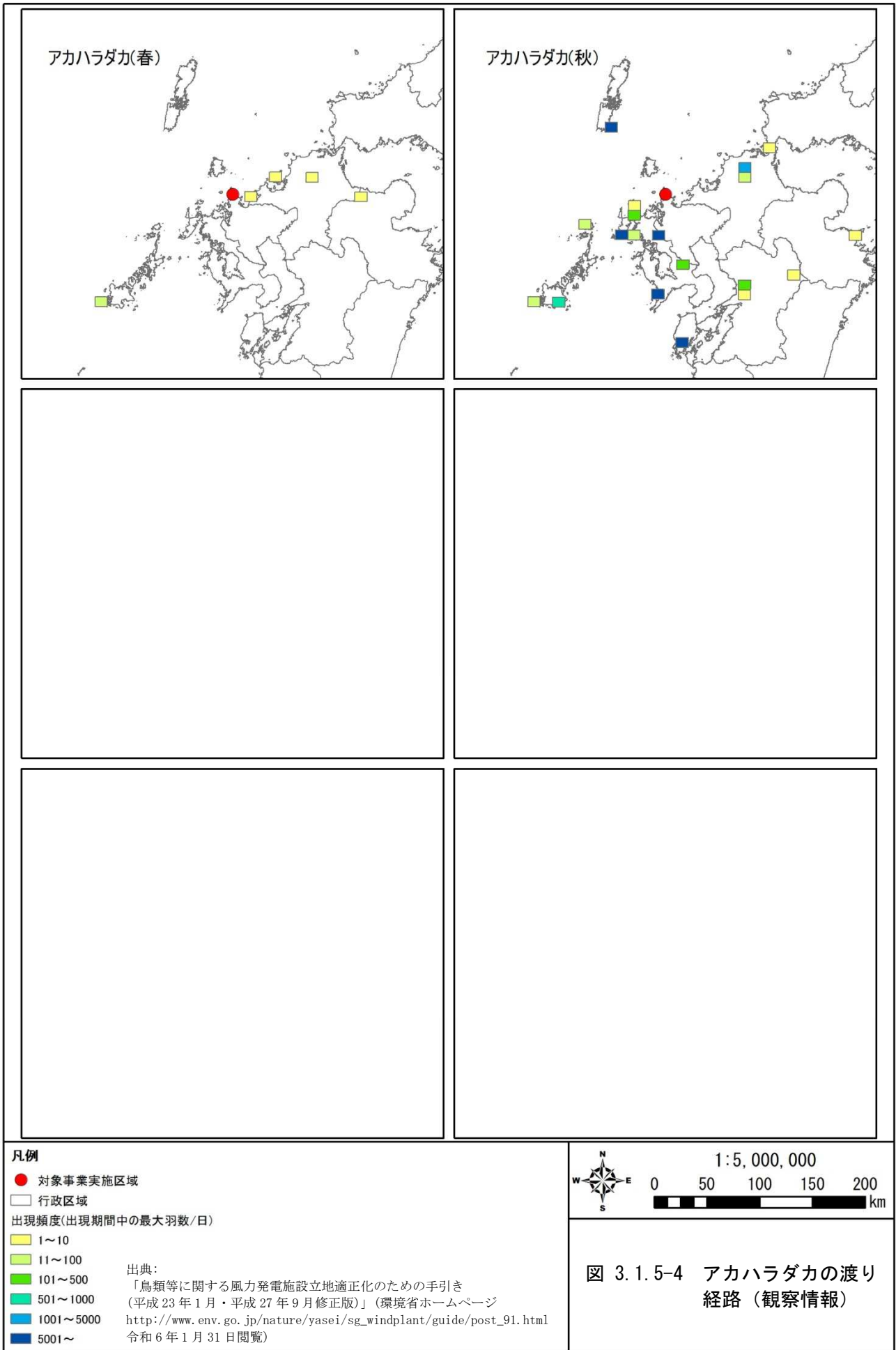


図 3.1.5-2 サシバ・ハチクマ・ノスリの渡り経路（衛星追跡経路図）

出典：「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（平成 23 年 1 月・平成 27 年 9 月修正版）」
 （環境省ホームページ http://www.env.go.jp/nature/yasei/sg_windplant/guide/post_91.html 令和 6 年 1 月 31 日閲覧）





ツル類の90%以上は鹿児島県出水平野に飛来するとされ、他に定期的に飛来している場所は長崎県諫早、佐賀県伊万里市、山口県周南市のみである。図 3.1.5-5 に示すとおり、出水からの渡りの経路は、天草、西彼杵半島、平戸を経て対馬に至るコースと諫早、伊万里、壱岐を経て対馬に至るコースの2つがあるとされる。

対象事業実施区域及びその周囲は、後者のコースに隣接している。



図 3.1.5-5 ツル類の渡り経路

出典：「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（平成23年1月・平成27年9月修正版）」
(環境省ホームページ http://www.env.go.jp/nature/yasei/sg_windplant/guide/post_91.html 令和6年1月31日閲覧)

(2) 植物の生育の状況

(a) 植物の状況

対象事業実施区域及びその周囲における植物の生育状況を把握するため、表 3.1.5-11 に示す文献等を収集した。

表 3.1.5-11 収集した既存資料一覧

No.	文献名称ほか	備考
1	「佐賀県の生物」(佐賀県生物部会、平成8年)	対象事業実施区域周囲の生育情報があるものを抽出
2	第2回 自然環境保全基礎調査 植生調査報告書 佐賀県(環境庁、昭和54年)	「いきものログ」 (環境省ホームページ 令和6年1月閲覧)
	第3回 自然環境保全基礎調査 植生調査報告書 佐賀県(環境庁、昭和63年)	
	第4回 自然環境保全基礎調査 植生調査報告書(環境庁、平成6年)	
	第5回 自然環境保全基礎調査 植生調査報告書(環境庁、平成11年)	
3	絶滅危惧種(植物I維管束植物)分布調査(環境省、平成19年)	対象事業実施区域周囲の生息情報(2次メッシュ)を抽出
4	「レッドデータブックさが2010 植物編」(佐賀県、平成23年3月)	対象事業実施区域周囲の生育情報があるものを抽出
5	河川水辺の国勢調査 確認種一覧(国土交通省、平成11年 植物調査:松浦川水系)	河川環境データベース (国土交通省ホームページ 令和6年1月閲覧)
	河川水辺の国勢調査 確認種一覧(国土交通省、平成16年 植物調査:松浦川水系)	
	河川水辺の国勢調査 確認種一覧(国土交通省、平成25年 植物調査:松浦川水系)	
6	「佐賀の植物No.37 第433回 加部島(呼子町)」(佐賀植物友の会、平成13年)	加部島で実施された調査結果
	「佐賀の植物No.51 第607回 加部島(唐津市)」(佐賀植物友の会、平成27年)	
7	「唐津の自然」(唐津市教育委員会、令和2年)	対象事業実施区域周囲の生育情報があるものを抽出

① 植物相の状況

対象事業実施区域及びその周囲において表 3.1.5-11 に示す文献等により確認された植物相の概況を表 3.1.5-12 に示す。

表 3.1.5-12 文献その他の資料による植物相の概況

分類		主な確認種	
シダ植物		ヒメクラマゴケ、スギナ、ウラジロ、カニクサ、ホラシノブ、イシカグマ、イノモトソウ、シケシダ、ベニシダ、ノキシノブ等 (95種)	
種子植物	裸子植物	イチヨウ、モミ、アカマツ、イヌマキ、スギ、ヒノキ、ネズミサシ等 (11種)	
	被子植物	基部被子植物	ジュンサイ、コウホネ、ベニオグラコウホネ、サネカズラ (4種)
		モクレン類	ドクダミ、フウトウカズラ、オオバウマノスズクサ、クスノキ、ヤブニッケイ、カゴノキ、アオモジ、ハマビワ、タブノキ、シロダモ等 (21種)
		センリョウ目	— (0種)
		単子葉類	セキショウ、カラスビシャク、エビモ、ニガカシュウ、サルトリイバラ、コオニユリ、キンラン、ヤブカンゾウ、ノビル、ハマオモト、ノシラン、ハナミョウガ、クサイ、アオスゲ、ヒメクグ、チガヤ等 (256種)
		マツモ目	— (0種)
真正双子葉類	ツクシケマン、ミヤコジマツヅラフジ、コモチマンネングサ、ノブドウ、ミヤコグサ、ツルグミ、エノキ、ニオウヤブマオ、テリハノイバラ、キカラスウリ、ゲンカイミミナグサ、ヤブツバキ、シマカンギク等 (666種)		
合計		1,053種	

注1) 種名及び配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」(国土交通省、令和5年)に準拠し、各文献で補足した。

② 植生の状況

1) 植生

「第6回・第7回自然環境保全基礎調査」（環境省、平成11～16年度・平成17年度～）による対象事業実施区域及びその周囲において確認された植生を表3.1.5-13、現存植生図を図3.1.5-6～図3.1.5-7に示す。

対象事業実施区域の周囲には、シイ・カシ二次林、タブノキ・ヤブニッケイ二次林、アカメガシワ・カラスザンショウ群落、果樹園、畑雑草群落等が分布している。また、対象事業実施区域内は海岸沿いにダルマガキ・ホソバワダン群落、オニヤブソテツ・ハマビワ群落が、その内陸側にタブノキ・ヤブニッケイ二次林、アカメガシワ・カラスザンショウ群落、牧草地、果樹園、畑雑草群落等が分布している。

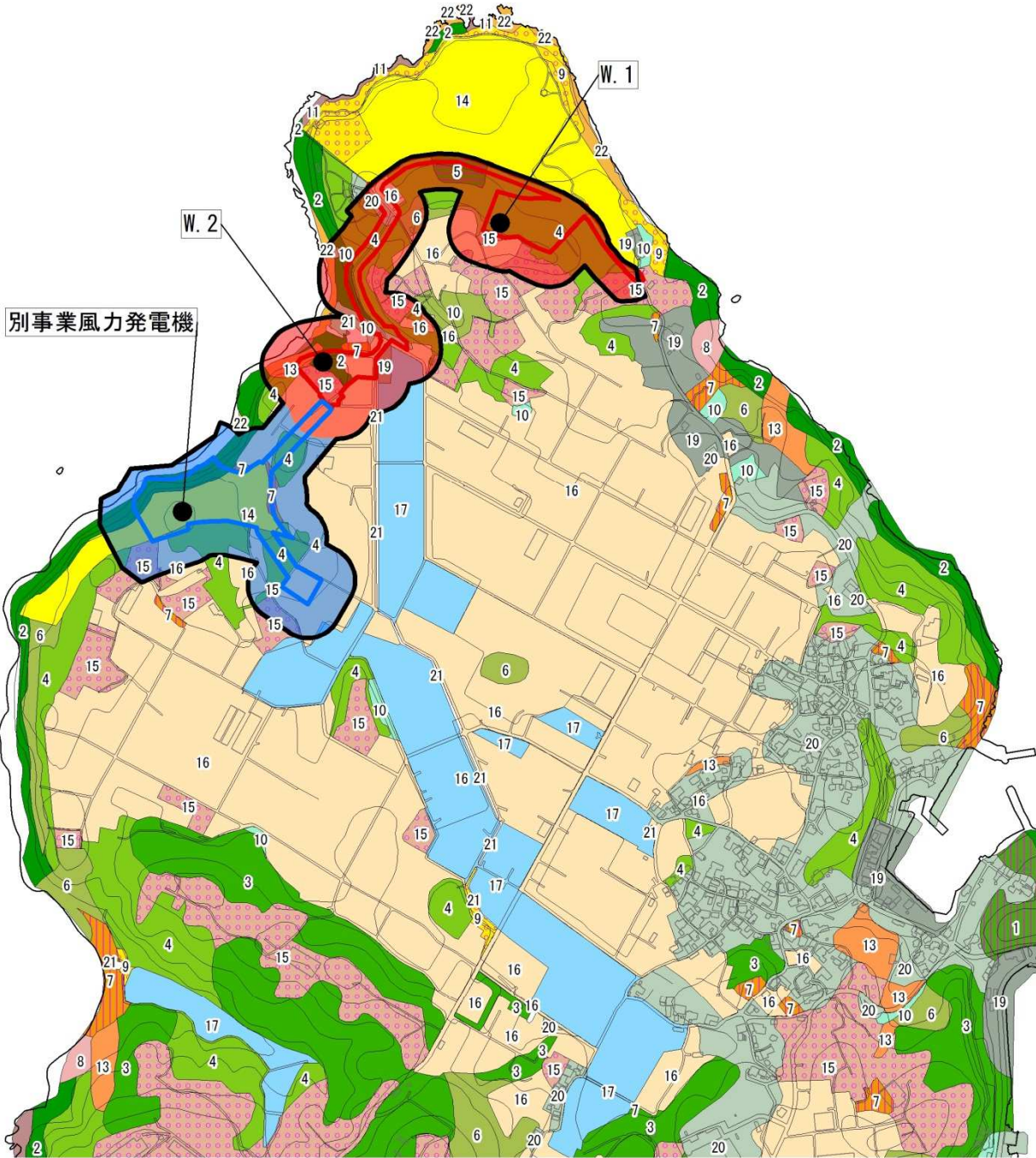
表 3.1.5-13 地域概況調査より確認された対象事業実施区域及びその周囲の植生

No.	植生区分名	植生コード	群落名
1	ヤブツバキクラス域自然植生	271205	ミミズバイースダジイ群落
2		271603	ムサシアブミータブノキ群落
3		340101	マサキートベラ群落
4		340301	オニヤブソテツ・ハマビワ群落
5	ヤブツバキクラス域代償植生	400100	シイ・カシ二次林
6		400200	タブノキ・ヤブニッケイ二次林
7		400401	ハクサンボク・マテバシイ群落
8		410700	アカメガシワ・カラスザンショウ群落
9		430200	メダケ群落
10		440200	クズ群落
11		450103	チガヤーススキ群落
12		450200	シバ群団 (VII)
13		450400	ダンチク群落
14		460000	伐採跡地群落 (VII)
15	河辺・湿原・沼沢地・砂丘植生	490000	砂丘植生
16		500801	ダルマガキ・ホソバワダン群落
17	植林地、耕作地植生	540100	スギ・ヒノキ・サワラ植林
18		550000	竹林
19		560100	ゴルフ場・芝地
20		560200	牧草地
21		570100	路傍・空地雑草群落
22		570200	果樹園
23		570202	常緑果樹園
24		570300	畑雑草群落
25		570400	水田雑草群落
26		570500	放棄水田雑草群落
27	市街地等	580100	市街地
28		580101	緑の多い住宅地
29		580200	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
30		580600	開放水域
31		580700	自然裸地

出典：「自然環境保全基礎調査 植生調査 (1/25,000 縮尺)」(環境省生物多様性センターホームページ <http://www.biodic.go.jp/> 令和5年4月4日閲覧)

※植生図の作成時期は、第6回…平成11～16年度、第7回…平成17年度～





凡例			
●	風力発電機	1	ムサシアブミータブノキ群集
■	対象事業実施区域	2	オニヤブソテツハマビワ群集
■	本事業実施区域	3	シイ・カシ二次林
■	別事業実施区域	4	タブノキヤブニッケイ二次林
■	本事業変更区域	5	ハクサンボクマテバシイ群集
■	別事業変更区域	6	アカメガシワカラスザンショウ群集
■		7	メダケ群落
■		8	クズ群落
■		9	チガヤススキ群落
■		10	ダンチク群落
■		11	ダルマガクホソバワダン群集
■		12	スギ・ヒノキ・サワラ植林
■		13	竹林
■		14	牧草地
■		15	常緑果樹園
■		16	畑雑草群落
■		17	水田雑草群落
■		18	放棄水田雑草群落
■		19	市街地
■		20	緑の多い住宅地
■		21	開放水域
■		22	自然裸地

出典：「自然環境保全基礎調査 植生調査(1/25,000 縮尺)」(環境省 生物多様性センターホームページ <http://www.biodic.go.jp/> 令和5年4月4日閲覧)

※植生図の作成時期は、第6回…平成11~16年度、第7回…平成17年度~

※1/25,000 植生図「波戸岬」及び「呼子」GISデータ(環境省生物多様性センター)を使用し、西部環境調査株式会社が作成・加工したものである。(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-023.html>)

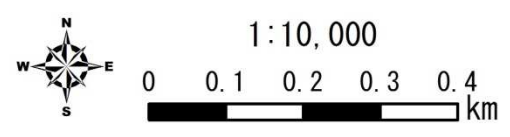


図 3.1.5-7 現存植生図(詳細)

2) 植生自然度

「第6回・第7回自然環境保全基礎調査」（環境省、平成11～16年度・平成17年度～）による現存植生図から作成した対象事業実施区域及びその周囲における植生自然度を図 3.1.5-8 に示す。

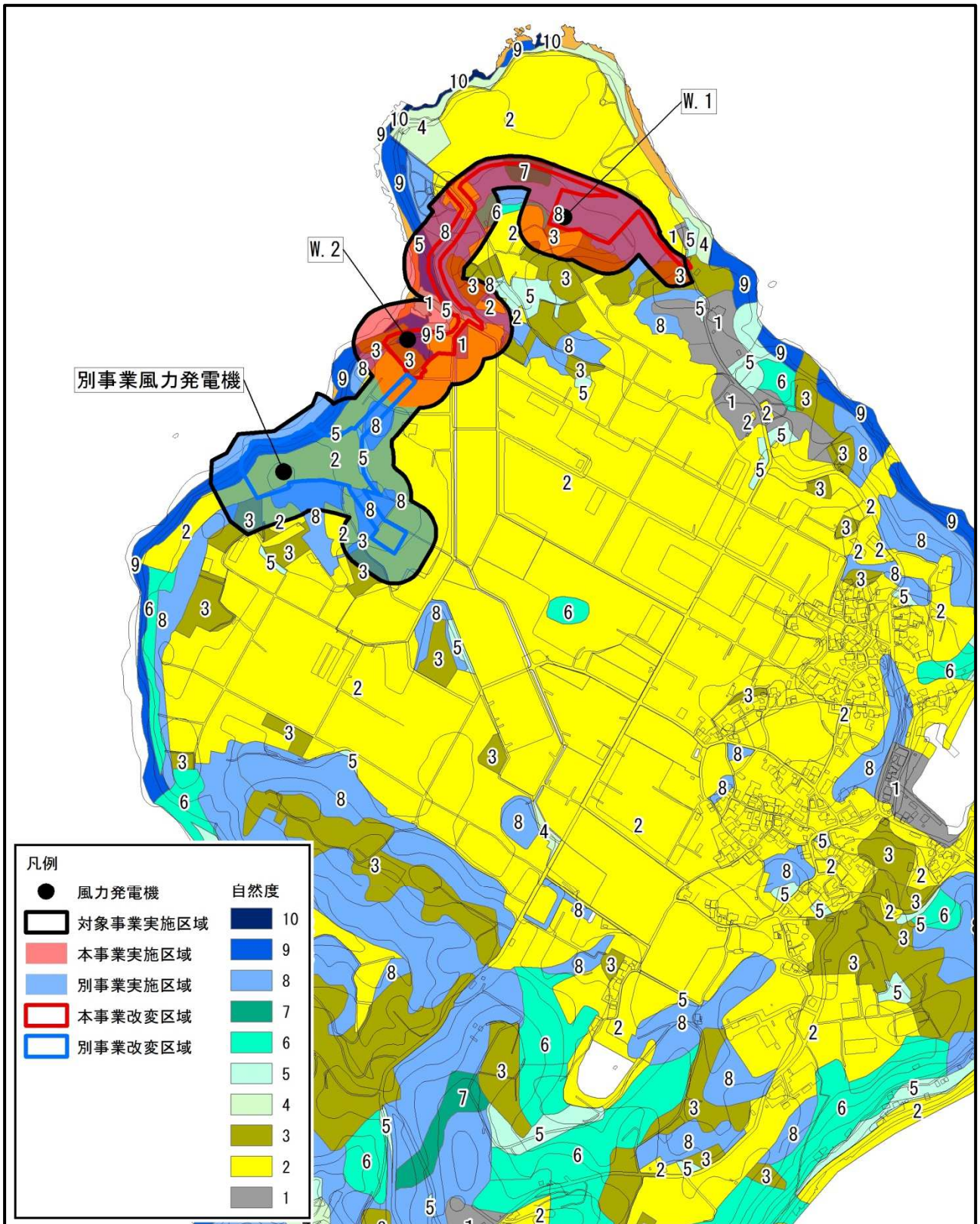
対象事業実施区域には、植生自然度2及び3の外来種草原・農耕地（水田・畑）、外来種植林・農耕地（樹園地）、植生自然度5の二次草原（背の高い草原）、植生自然度6の植林地、植生自然度7の二次林、植生自然度8の二次林（自然林に近いもの）、植生自然度9の自然林、植生自然度10の自然草原が見られる。

なお、植生自然度の区分基準を表 3.1.5-14 に示す。

表 3.1.5-14 植生自然度区分基準

植生自然度	区分内容	区分基準	備考
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区	河辺の植生は自然性の高い草原のみを植生自然度10とする。
9	自然林	エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区	自然低木林は植生自然度9とする。
8	二次林 (自然林に近いもの)	ブナ・ミズナラ群落、シイ・カシ二次林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区	二次林のうち、全く自然ではないが長期間放置され大径木が多く構成種が豊富な地区は、植生の実態を踏まえて凡例を設定し植生自然度8とする。
7	二次林	クリーミズナラ群集、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれている代償植生地区	
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地、アカメガシワ等の低木林	
5	二次草原 (背の高い草原)	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種が多い草原	都市河川のツルヨシ群集やオギ群集、耕作放棄地のセイタカヨシ群落等の人工的に造成された立地の群落は、植生の実態を踏まえて凡例を設定し植生自然度5にする。
4	二次草原 (背の低い草原)	シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落	
3	外来種植林 農耕地（樹園地）	竹林、外来種の植林・二次林・低木林、果樹園、茶畑、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	
2	外来種草原 農耕地（水田・畑）	外来種の草原、畑、水田等の耕作地、緑の多い住宅地	
1	市街地等	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区	

出典：「1/2.5万植生図の新たな植生自然度について」（環境省自然環境局生物多様性センター、平成28年3月）



凡例	
●	風力発電機
■	対象事業実施区域
■	本事業実施区域
■	別事業実施区域
■	本事業変更区域
■	別事業変更区域
■	自然度
■	10
■	9
■	8
■	7
■	6
■	5
■	4
■	3
■	2
■	1

出典：「自然環境保全基礎調査 植生調査(1/25,000 縮尺)」(環境省 生物多様性センターホームページ <http://www.biodic.go.jp/> 令和5年4月4日閲覧)

※植生図の作成時期は、第6回…平成11～16年度、第7回…平成17年度～

※1/25,000 植生図「波戸岬」及び「呼子」GISデータ(環境省生物多様性センター)を使用し、西部環境調査株式会社が作成・加工したものである。
(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-023.html>)

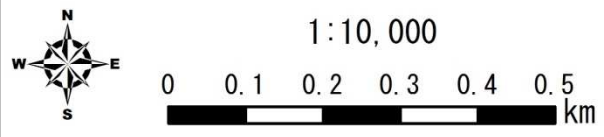


図 3.1.5-8 植生自然度

(b) 植物の重要な種及び重要な植物群落等の分布

植物の重要な種及び重要な植物群落等の選定は、文献等において確認された種及び植物群落等について、表 3.1.5-15 に示す法律や規制等の選定基準に基づいて行った。

表 3.1.5-15 植物の重要な種及び重要な植物群落の選定基準

選定基準		カテゴリー
1	「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)	・特別天然記念物 (特天) ・天然記念物 (国天)
2	「佐賀県文化財保護条例」(昭和 51 年 3 月 30 日 条例第 22 号)	・佐賀県指定天然記念物 (県天)
3	「唐津市文化財保護条例」(平成 17 年 1 月 1 日 条例第 330 号)	・唐津市指定天然記念物 (市天)
4	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年 法律第 75 号)	・国際希少野生動植物種 (国際) ・国内希少野生動植物種 (国内)
5	「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」(平成 14 年 10 月 7 日 条例第 48 号)	・希少野生動植物種 (指定)
6	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)	・絶滅 (EX) ・野生絶滅 (EW) ・絶滅危惧 I 類 (CR+EN) ・絶滅危惧 IA 類 (CR) ・絶滅危惧 IB 類 (EN) ・絶滅危惧 II 類 (VU) ・準絶滅危惧 (NT) ・情報不足 (DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
7	「佐賀県レッドリスト 2020 植物編」(佐賀県、令和 2 年 12 月)	・絶滅種 (EX) ・絶滅危惧 I 類種 (CR+EN) ・絶滅危惧 II 類種 (VU) ・準絶滅危惧種 (NT) ・情報不足種 (DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
8	「自然公園法」(昭和 32 年 法律第 161 号)	・指定植物
9	「植物群落レッドデータブック」 (我が国における保護上重要な植物種及び群落研究委員会、平成 8 年)	・植物群落
10	「第 2 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書 (佐賀県版)」 (環境庁、昭和 54 年) 「第 3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書 (佐賀県版)」 (環境庁、昭和 63 年) 「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」 (環境庁、平成 12 年)	・特定植物群落 A: 原生林もしくはそれに近い自然林 B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C: 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかでない森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G: 乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H: その他、学術上重要な植物群落または個体群
11	「第 4 回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林 九州・沖縄版」 (環境庁、平成 3 年) 「第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」 (環境省自然環境局生物多様性センター、平成 13 年 3 月)	・巨樹・巨木林

① 植物の重要な種

文献その他の資料調査において確認された植物種のうち、表 3.1.5-15 に示す選定基準に該当する種を重要な種として選定し、表 3.1.5-16 に示す。

表 3.1.5-16 (1) 植物の重要な種(1/3)

No.	科名	種名	選定基準							
			1	2	3	4	5	6	7	8
1	ミズニラ科	シナミズニラ						VU	NT	
2	トクサ科	イヌドクサ							CR+EN	
3	マツバラ科	マツバラ						NT	NT	
4	コケシノブ科	オオハイホラゴケ							VU	
5	ウラジロ科	カネコシダ						VU	VU	
6	ヤブレガサウラボシ科	スジヒトツバ							NT	
7	サンショウモ科	オオアカウキクサ						EN		
8		アカウキクサ						EN	VU	
9	ホングウシダ科	ホングウシダ							CR+EN	
10	コバノイシカグマ科	オウレンシダ							NT	
11	イノモトソウ科	タキミシダ						EN	CR+EN	
12		ヒメウラジロ						VU	CR+EN	
13		ヤクシマハチジョウシダ						VU	VU	
14	チャセンシダ科	カミガモシダ							VU	
15		コタニワタリ							VU	
16	ヒメシダ科	ヒメハシゴシダ							VU	
17		アミシダ							CR+EN	
18		ヒメミゾシダ						NT	CR+EN	
19		テツホシダ							VU	指定植物
20	イワデンド科	イヌイワデンド						NT	CR+EN	
21	メシダ科	ニセコクモウクジャク							CR+EN	
22		フクレギシダ				国内		CR	CR+EN	
23		ヒュウガシダ							VU	
24		コクモウクジャク							VU	
25	オンシダ科	オトコシダ							CR+EN	
26		イズヤブソテツ							VU	
27		ツクシヤブソテツ							VU	
28		ミヤジマシダ							VU	
29		オリヅルシダ								指定植物
30		オオキヨズミシダ							CR+EN	
31	ウラボシ科	ヒトツバイワヒトデ							CR+EN	
32		ヒメサジラン							EX+EW	
33	ヒノキ科	ハイビャクシン					指定		CR+EN	指定植物
34	スイレン科	コウホネ							VU	
35		ベニオグラコウホネ							VU	
36	ウマノスズクサ科	タイリンアオイ							NT	指定植物
37		ツクシアオイ						VU	NT	
38		アケボノアオイ						VU	VU	
39		ウンゼンカンアオイ						VU		
40	クスノキ科	ダンコウバイ							CR+EN	
41	サトイモ科	キリシマテンナンショウ							VU	
42	トチカガミ科	ミズオオバコ						VU	NT	
43	シバナ科	シバナ						NT	VU	指定植物
44	ヒルムシロ科	センニンモ							NT	
45	ユリ科	ホソバナコバイモ						NT	NT	
46		ノヒメユリ						EN	VU	
47		コオニユリ								指定植物
48		ヤマジノホトトギス							VU	
49	ラン科	キエビネ					指定	EN	NT	指定植物
50		エビネ						NT	NT	指定植物

注1) 選定基準は表 3.1.5-15 に対応する。

注2) 種の種類、配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」(国土交通省、令和5年)に準拠し、各文献で補足した。

表 3.1.5-16 (2) 植物の重要な種 (2/3)

No.	科名	種名	選定基準								
			1	2	3	4	5	6	7	8	
51	ラン科	ナツエビネ							VU	CR+EN	
52		ギンラン								CR+EN	指定植物
53		キンラン							VU	NT	指定植物
54		ナギラン							VU	CR+EN	指定植物
55		ムカゴソウ							EN	VU	
56		ニラバラシ								CR+EN	指定植物
57		コケイラン								VU	
58		サギソウ								NT	VU
59		ツレサギソウ								CR+EN	
60		ハシナガヤマサギソウ								CR+EN	指定植物
61		トキソウ						指定		NT	CR+EN
62		ヤマトキシソウ									VU
63		ヒトツボクロ								CR+EN	
64	アヤメ科	アヤメ							CR+EN		
65	ススキノキ科	ユウスゲ								指定植物	
66	ヒガンバナ科	ハマオモト								指定植物	
67		キツネノカミソリ							VU		
68	クサスギカズラ科	ハマタマボウキ							EN		
69		マルバオウセイ							DD	VU	
70	ショウガ科	アオノクマタケラン								VU	
71	ガマ科	ヒメミクリ							VU	VU	
72		コガマ								NT	
73	カヤツリグサ科	ヤマテキリスゲ								VU	
74		タニガワスゲ								CR+EN	
75		ツシマスゲ								VU	CR+EN
76		ムギガラガヤツリ								CR	CR+EN
77		ツクシテンツキ								VU	
78		ヤリテンツキ								NT	CR+EN
79		ビロードテンツキ									CR+EN
80		ハタベカンガレイ								VU	CR+EN
81		シズイ								VU	
82	イネ科	ツクシガヤ							VU	VU	
83		イヌアワ								NT	
84		コササキビ								NT	
85	ツヅラフジ科	ミヤコジマツヅラフジ								指定植物	
86	キンボウゲ科	タンナトリカブト								NT	
87	ユキノシタ科	ナメラダイモンジソウ								NT	
88	ベンケイソウ科	タイトゴメ								指定植物	
89		ウンゼンマンネングサ								VU	
90	クワ科	アコウ								NT	
91	イラクサ科	ヤナギイチゴ								NT	
92		ホソバイラクサ								NT	
93	バラ科	ズミ						指定		CR+EN	
94		ヒロハノカワラサイコ							VU	CR+EN	
95	ブナ科	カシワ								VU	
96	ニシキギ科	ウメバチソウ								VU	
97	カタバミ科	ミヤマカタバミ								VU	
98	トウダイグサ科	タカトウダイ								VU	
99	スマレ科	ナガバノスマレサイシン								CR+EN	
100	オトギリソウ科	ツキヌキオトギリ							EN	VU	
101	ミソハギ科	ミズマツバ								VU	
102	ノボタン科	ヒメノボタン								VU	
103	アオイ科	ハマボウ								EX+EW	
104	アブラナ科	スズシロソウ								VU	
105		コイヌガラシ								NT	
106	モウセンゴケ科	モウセンゴケ								指定植物	
107	ナデシコ科	ゲンカイミミナグサ							NT	NT	
108		ハマナデシコ									指定植物
109		ヒメケフシグロ									NT
110	ヒユ科	ハママツナ								NT	

注 1) 選定基準は表 3.1.5-15 に対応する。

注 2) 種の分類、配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 5 年度生物リスト」(国土交通省、令和 5 年) に準拠し、各文献で補足した。

表 3.1.5-16 (3) 植物の重要な種 (3/3)

No.	科名	種名	選定基準									
			1	2	3	4	5	6	7	8		
111	ツバキ科	サザンカ									指定植物	
112	ツツジ科	ツクシシヤクナゲ								NT		
113		ミヤマキリシマ								VU		
114	アカネ科	ギョクシンカ								CR+EN		
115	リンドウ科	リンドウ									指定植物	
116		イヌセンブリ							VU	CR+EN		
117	キョウチクトウ科	フナバラソウ							VU	CR+EN		
118		トキワカモメヅル								CR+EN		
119	ヒルガオ科	ハマネナシカズラ							VU	CR+EN		
120	ナス科	ヤマホオズキ							EN	CR+EN		
121	ムラサキ科	ホタルカズラ								CR+EN		
122	モクセイ科	シマモクセイ								CR+EN		
123	オオバコ科	ウンラン									EX+EW	
124		エゾオオバコ									CR+EN	
125		カワヂシャ								NT		
126	ゴマノハグサ科	ゴマノハグサ							VU	NT		
127	シソ科	ヒメキランソウ									VU	指定植物
128		キセワタ								VU	CR+EN	
129		ヒメキセワタ								VU		
130		ヤマジソ								NT	NT	
131		ミゾコウジュ								NT		
132		ミヤマナミキ									VU	
133		ナミキソウ									CR+EN	指定植物
134	ハエドクソウ科	スズメノハコベ							VU	VU		
135	ハマウツボ科	キュウシュウゴメグサ									CR+EN	
136		ハマウツボ								VU	NT	指定植物
137	タヌキモ科	イヌタヌキモ								NT		
138		ミミカキグサ									NT	
139		ホザキノミミカキグサ									VU	
140		ヒメタヌキモ								NT	CR+EN	
141		ムラサキミミカキグサ								NT	VU	
142	ミツガシワ科	ミツガシワ									VU	
143	キク科	ハマベノギク										指定植物
144		ダルマガク										指定植物
145		ホソバオグルマ								VU	CR+EN	
146		タカサゴソウ								VU	CR+EN	
147		オオダイトウヒレン									NT	
148		ヒメヒゴタイ								VU	EX+EW	
149		ウラギク								NT	NT	指定植物
150	ウコギ科	トチバニンジン									NT	
151	セリ科	ミシマサイコ							VU	CR+EN		
152	スイカズラ科	ヤマヒョウタンボク									CR+EN	
153		マツムシソウ									VU	
計	74 科	153 種	0 種	0 種	0 種	1 種	4 種	62 種	129 種	29 種		

注 1) 選定基準は表 3.1.5-15 に対応する。

注 2) 種の分類、配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 5 年度生物リスト」(国土交通省、令和 5 年) に準拠し、各文献で補足した。

② 重要な植物群落

対象事業実施区域及びその周囲において表 3.1.5-15 に示す選定基準に該当する植物群落を表 3.1.5-17～表 3.1.5-19 に、重要な植物群落の位置を図 3.1.5-9 に示す。

表 3.1.5-17 対象事業実施区域及びその周囲の重要な植物群落（天然記念物）

No.	名称	所在地	指定区分
1	加部島暖地性植物群落	唐津市呼子町加部島 (田島神社の社林)	県指定天然記念物 (保護すべき天然記念物(植物)に 富んだ代表的一定の区域)

出典:「佐賀県の文化財紹介」(佐賀県ホームページ http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji0031339/index.html 令和6年1月31日閲覧)

表 3.1.5-18 対象事業実施区域及びその周囲の重要な植物群落（植物群落レッドデータブック）

No.	群落	コード	群落名	所在地（現在の所在地）	ランク
1	単一 群落	03033	タブノキ群落	東松浦郡呼子町（唐津市）	2 破壊の危惧
2		03057	加唐島のヤブツバキ群落	東松浦郡鎮西町（唐津市）	1 要注意
3		17015	小川島のハマヒサカキ群落	東松浦郡呼子町（唐津市）	2 破壊の危惧
4		38018	ハマオモト群落（小川島）	東松浦郡呼子町（唐津市）	2 破壊の危惧
5		39024	ワスレグサ群落	東松浦郡鎮西町（唐津市）	2 破壊の危惧
6	群落	09	波戸岬の草原植物群落	東松浦郡鎮西町（唐津市）	2 破壊の危惧
7	複合	19	玄海沿岸のダルマガク・ホソバワダン群落	東松浦郡呼子町・鎮西町・ 玄海町・肥前町（唐津市、 東松浦郡玄海町）	2 破壊の危惧

出典:「植物群落レッドデータ・ブック」

(我が国における保護上重要な植物種および植物群落研究委員会・植物群落分科会、平成8年)

表 3.1.5-19 対象事業実施区域及びその周囲の重要な植物群落（特定植物群落）

No.	調査回	名称	選定基準	相観区分	面積 (ha)
1	第2回	玄海沿岸のダルマガク、ホソバワダン群落	D	海浜植生	4.0
2	第2回	小川島のハマオモト群落	D, G	海浜植生	0.35
3	第2回	田島神社の暖温帯樹林	A	暖温帯常緑広葉高木林	3.5
4	第2回	波戸岬の草原植物群落	C	暖温帯単子葉草本草原	0.08

注1) 選定基準:

- A 原生林もしくはそれに近い自然林
- B 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群
- C 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群
- D 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
- E 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの
- F 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの
- G 乱獲その他他人の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
- H その他、学術上重要な植物群落または個体群

出典:「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査（環境庁、昭和53年）」(環境省生物多様性センターホームページ <http://www.biodic.go.jp/> 令和6年1月31日閲覧)

③ 巨樹・巨木林

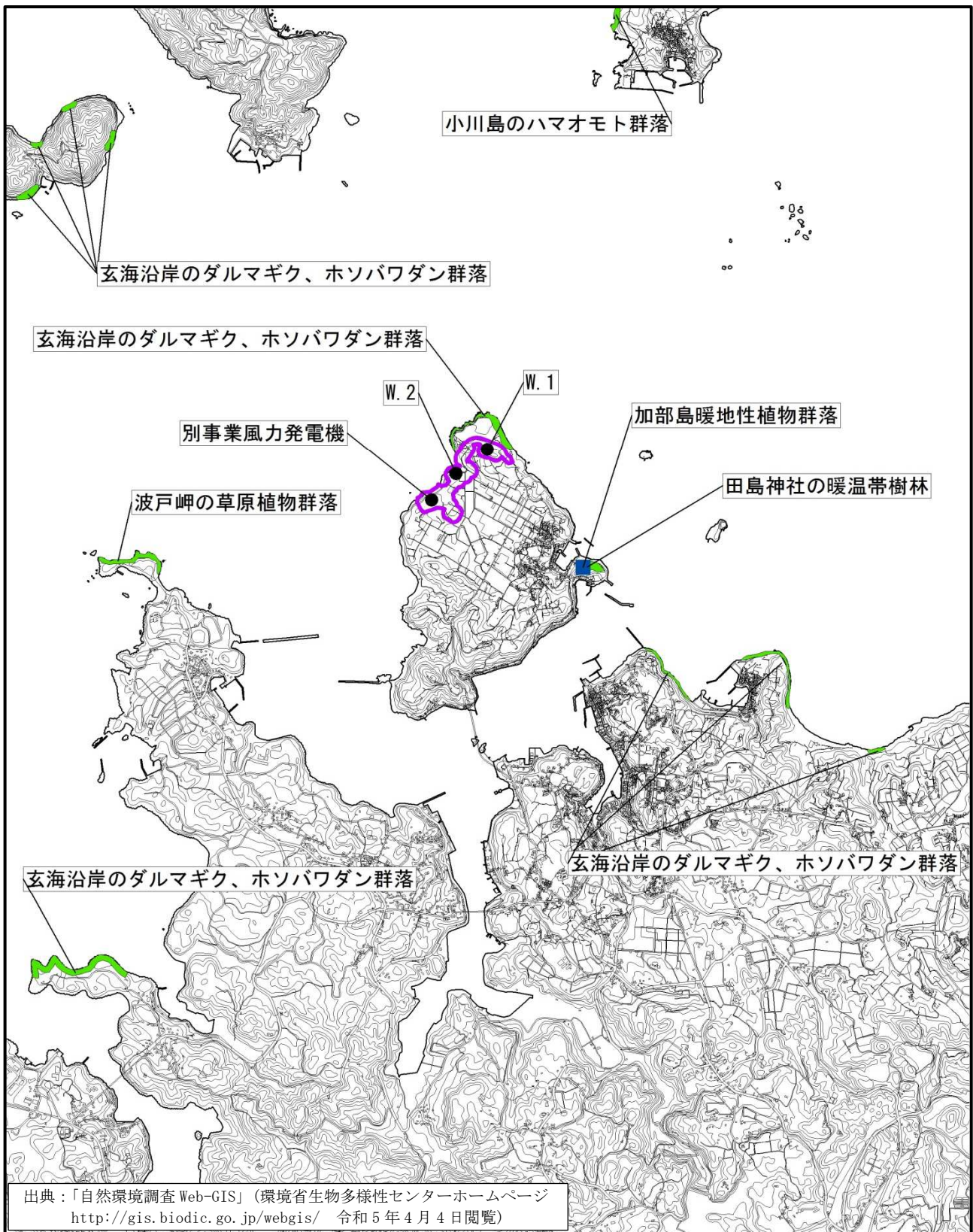
対象事業実施区域及びその周囲においては、「第4回及び第6回自然環境保全基礎調査巨樹・巨木林調査」で確認された巨樹・巨木林はない。

出典:「第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査（環境庁、昭和63年）」

(環境省生物多様性センターホームページ <http://www.biodic.go.jp/> 令和6年1月31日閲覧)

「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査（環境庁、平成11、12年）」

(環境省生物多様性センターホームページ <http://www.biodic.go.jp/> 令和6年1月31日閲覧)



凡例

- 風力発電機
- 県指定天然記念物
- 対象事業実施区域
- 特定植物群落



1:50,000

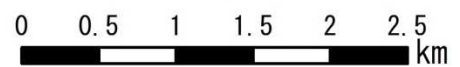


図 3.1.5-9 重要な植物群落等

(3) 生態系の状況

(a) 地域を特徴づける生態系

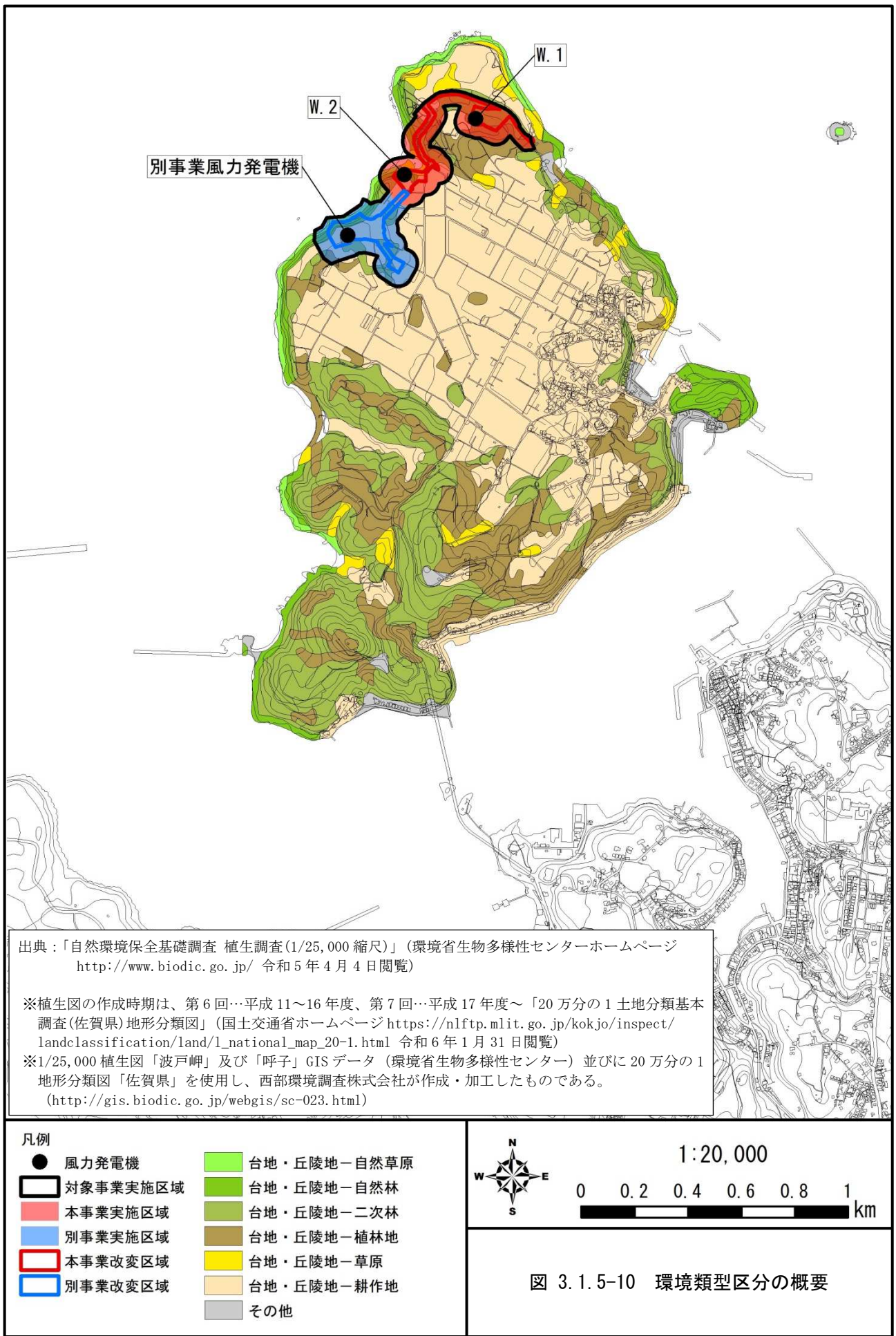
既存資料をもとに地形及び植生の状況から自然環境を類型区分したうえで、対象事業実施区域及びその周囲の地域を特徴づける生態系を整理した。地域を特徴づける生態系と環境類型区分の概要を表 3.1.5-20 及び図 3.1.5-10 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲を特徴づける生態系に含まれる環境類型区分として「台地・丘陵地－自然草原」、「台地・丘陵地－自然林」、「台地・丘陵地－二次林」、「台地・丘陵地－植林地」、「台地・丘陵地－草原」、「台地・丘陵地－耕作地」、「その他」が抽出された。

表 3.1.5-20 地域を特徴づける生態系と環境類型区分の概要

環境類型区分	地形	植生	群落名
台地・丘陵地－自然草原	大起伏丘陵地、 小起伏丘陵地	自然草原	ダルマガクホソバワダン群集、砂丘植生
台地・丘陵地－自然林		自然林	オニヤブソテツ－ハマビワ群集、マサキートベラ群集、ミミズバイースダジイ群集、ムサシアブミ－タブノキ群集
台地・丘陵地－二次林		二次林	シイ・カシ二次林、タブノキ－ヤブニッケイ二次林、ハクサンボク－マテバシイ群落
台地・丘陵地－植林地		植林地	アカメガシワ－カラスザンショウ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、果樹園、残存・植栽樹群をもった公園・墓地等、常緑果樹園、竹林
台地・丘陵地－草原		草原	クズ群落、ゴルフ場・芝地、シバ群団(VII)、ダンチク群落、チガヤーススキ群落、メダケ群落、伐採跡地群落(VII)、放棄水田雑草群落、路傍・空地雑草群落
台地・丘陵地－耕作地		耕作地	水田雑草群落、畑雑草群落、牧草地、緑の多い住宅地
その他	(植生等に基づく 類型区分)	市街地	市街地
		自然裸地	自然裸地
		開放水域	開放水域

※群落名は自然環境保全基礎調査 植生調査(1/2.5万) 第6回～第7回(環境省自然環境局生物多様性センター)による。



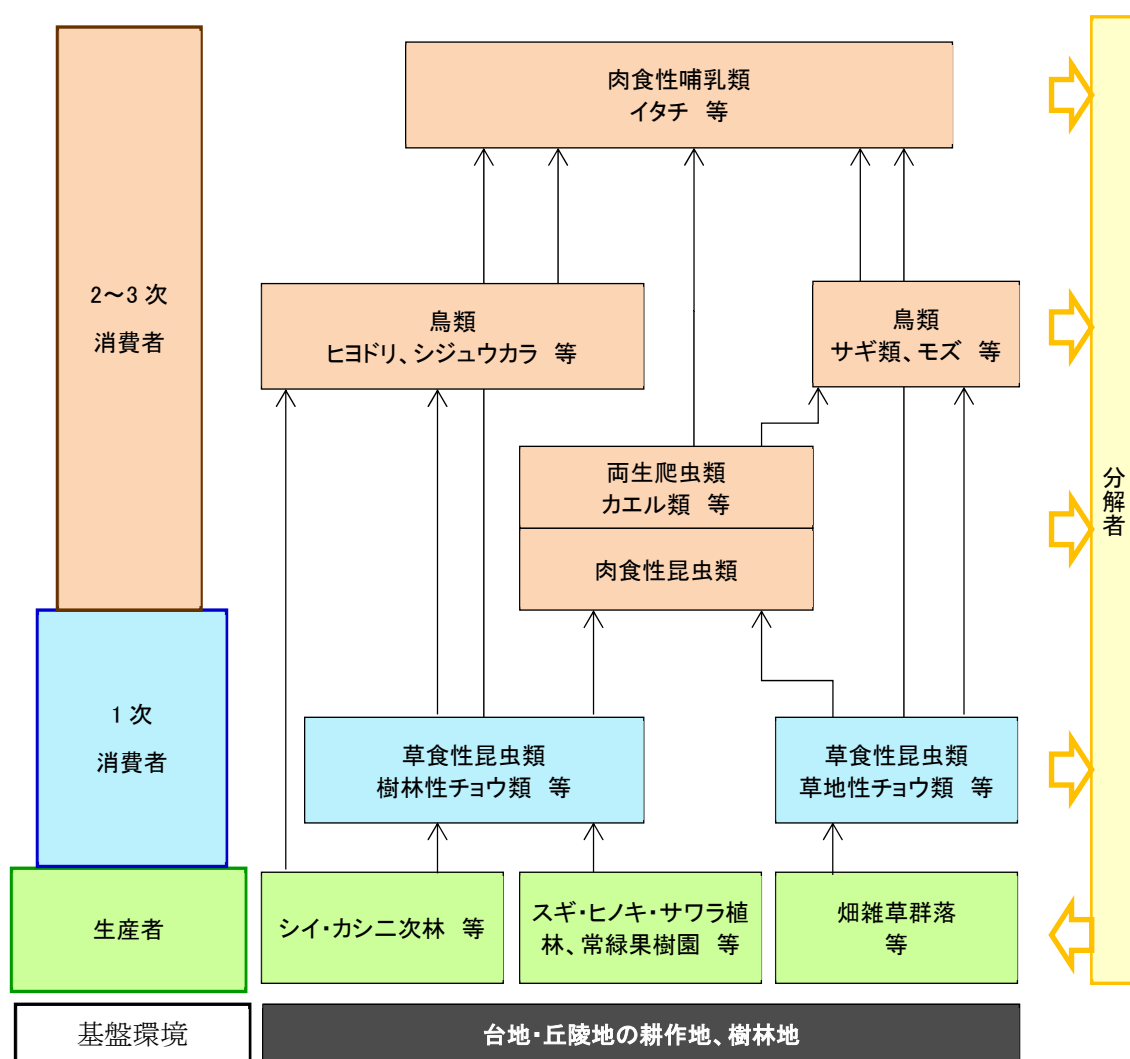
(b) 生態系の構造

対象事業実施区域及びその周囲の生態系の概要について、既存資料によって得られた生息・生育種に関する情報から、図 3.1.5-11 に示すとおり代表的な生物種間の関係性を整理した。

対象事業実施区域には、環境類型として、台地・丘陵地の耕作地、二次林、植林地等がみられ、大部分が耕作地（畑）で占められる陸域環境となっている。

耕作地では、下位の消費者である草食性の昆虫類が肉食性昆虫類や草地に生息する雑食性の鳥類、カエル類等の両生爬虫類に捕食される。肉食性昆虫類やカエル類等の両生類はサギ類、モズ等の鳥類やイタチに捕食される生態系が構成されていると考えられる。

樹林地では、下位の消費者である、シイ・カシ二次林や常緑果樹園等に生息する草食性の昆虫が、肉食性昆虫やヒヨドリ、シジュウカラ等の雑食性の鳥類、カエル類等の両生類に捕食される生態系が構成されていると考えられる。



※ 既存資料により確認された種のうち、代表的な食物連鎖のみを示した。

図 3.1.5-11 対象事業実施区域における食物連鎖の概要

(c) 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周囲において、「佐賀県環境影響評価技術指針」に定める下記のいずれかに該当する重要な自然環境のまとまりの場を抽出した。

- ①自然林、湿原、藻場、干潟、自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないもの
その他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境
- ②里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する
湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの
- ③水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟、土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地
等の地域において重要な機能を有する自然環境
- ④都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水
辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境

抽出した重要な自然環境のまとまりの場は表 3.1.5-21、その分布図を図 3.1.5-12 に示す。

表 3.1.5-21 重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
自然公園	玄海国定公園	国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、自然公園法に基づいて環境大臣が指定した公園である。
天然記念物	加部島暖地性植物群落、弁天島の呼子岩脈群	学術上貴重でわが国の自然を記念するものとして指定された動物、植物、地質・鉱物、そしてそれらに富む天然保護区域である。
保安林		水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林である。
自然植生	植生自然度 10	環境省植生図におけるダルマガクーホソバワダン群集、砂丘植生に該当する植生である。
	植生自然度 9	環境省植生図におけるオニヤブソテツ－ハマビワ群集に該当する植生である。
鳥獣保護区	松島、加唐島、小川島、玄海	鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、「鳥獣保護管理法」に基づいて環境大臣又は都道府県知事が指定する区域である。
特定植物群落	玄海沿岸のダルマガク、ホソバワダン群落、小川島のハマオモト群落、小川島のハマヒサカキ群落、田島神社の暖温帯樹林、波戸岬の草原植物群落	自然環境保全基礎調査（環境省）において定められた「選定基準」に該当する特定植物群落である。
生物多様性重要地域	玄界灘の島々及び周辺海域	「生物多様性基本法」に基づき佐賀県が選定した地域であり、本地域は豊かな海洋生態系が維持され、水産資源が豊富で、人が生物多様性の恩恵を受けている地域である。
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	東松浦半島北部沿岸	ラムサール条約登録湿地の選定や、湿地保全の基礎資料とするために、環境省によって選定された日本国内の 500 箇所の重要な湿地である。
生物多様性の観点から重要度の高い海域	壱岐島・唐津湾・福岡湾一帯、松浦・伊万里湾周辺	海洋の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に資することを目的に環境省によって抽出された重要度の高い海域である。

出典：「佐賀県の自然公園-玄海国定公園」（佐賀県ホームページ）

https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji0037861/index.html 令和 6 年 1 月 31 日閲覧）

「佐賀県の文化財紹介」（佐賀県ホームページ http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji0031339/index.html 令和 6 年 1 月 31 日閲覧）

「国土数値情報 国有林野データ（平成 30 年度）」（国土交通省ホームページ）

<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A45.html> 令和 6 年 1 月 31 日閲覧）

「鳥獣保護区等の位置」（佐賀県ホームページ https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00321970/index.html 令和 6 年 1 月 31 日閲覧）

「自然環境調査 Web-GIS」（環境省生物多様性センターホームページ <https://www.biodic.go.jp/> 令和 5 年 4 月 4 日閲覧）

「佐賀県生物多様性重要地域（第 2 期）」（佐賀県ホームページ）

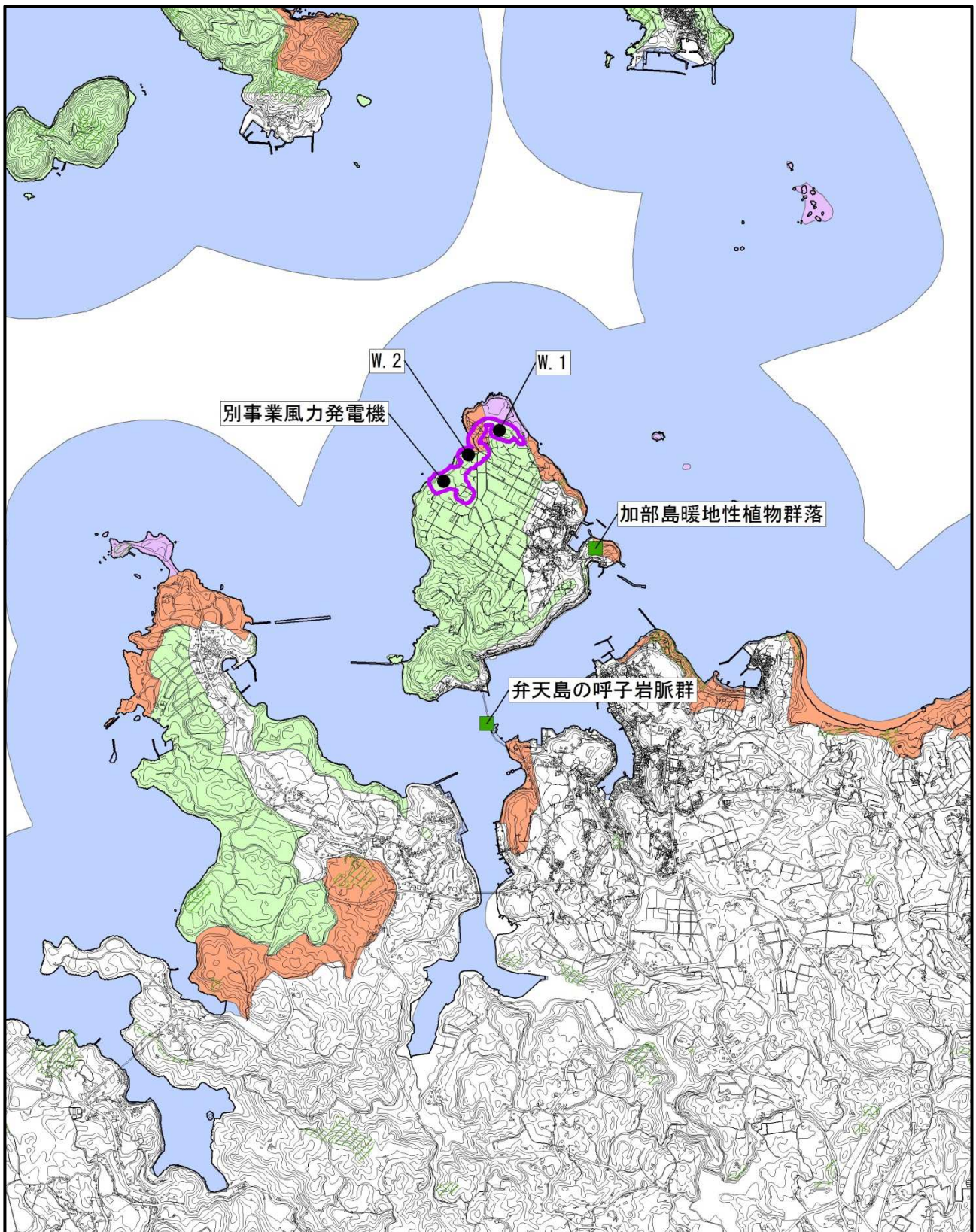
https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00313967/index.html 令和 6 年 1 月 31 日閲覧）

「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ホームページ）

https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/ 令和 6 年 1 月 31 日閲覧）

「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省ホームページ）

<http://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/index.html> 令和 6 年 1 月 31 日閲覧）



凡例

- | | |
|------------|----------------|
| ● 風力発電機 | 自然公園 |
| ■ 対象事業実施区域 | ■ 第1種特別地域 |
| ▨ 保安林 | ■ 第2種特別地域 |
| ■ 天然記念物 | ■ 第3種特別地域 |
| | ■ 普通地域 (海域を含む) |

出典:表 3.1.5-21 に示す。



1:50,000

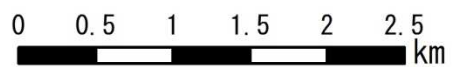
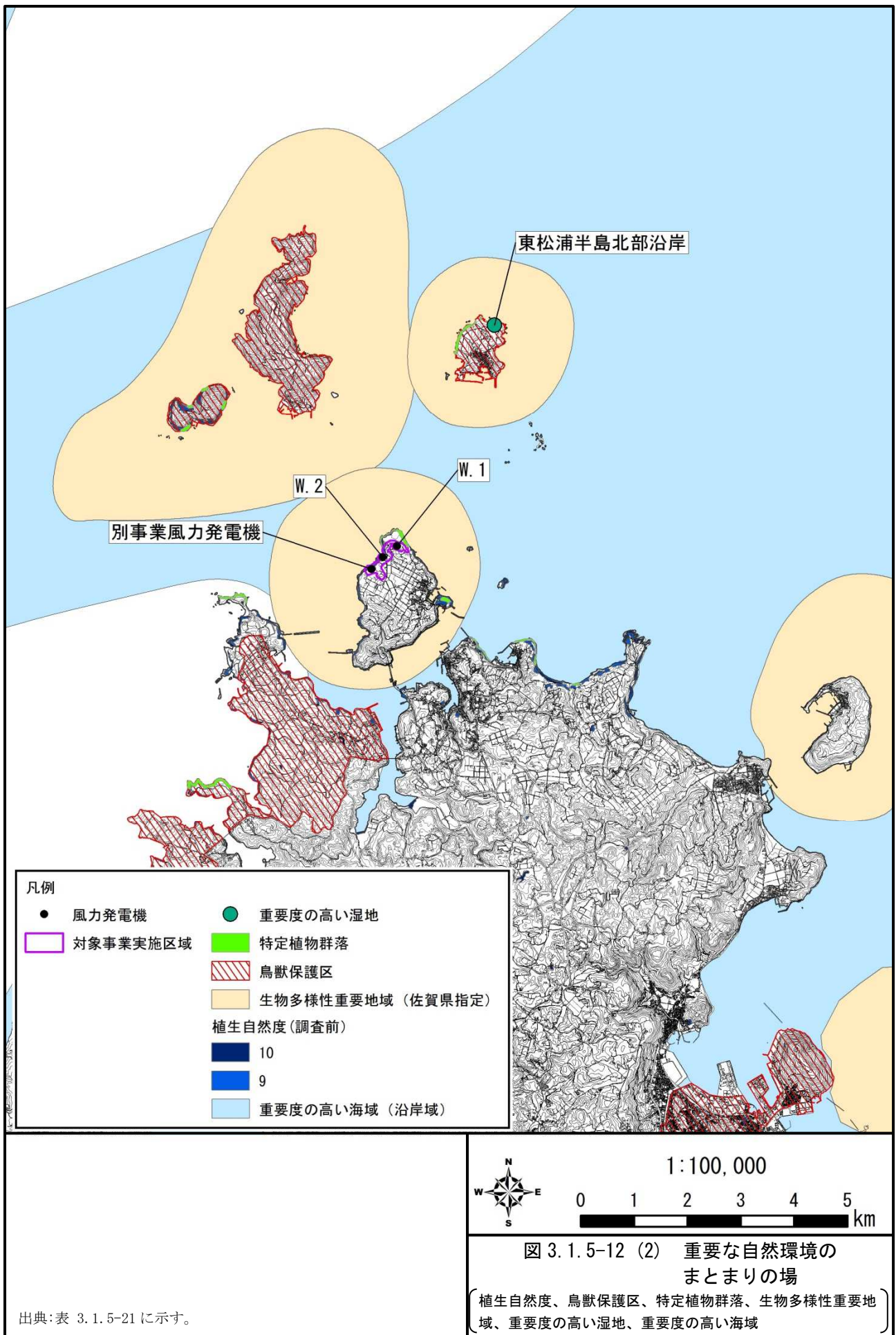


図 3.1.5-12 (1) 重要な自然環境の
まとまりの場
(自然公園、天然記念物、保安林)



3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観の状況

対象事業実施区域及びその周囲における景観資源の状況は、表 3.1.6-1 及び図 3.1.6-1 に示すとおりであり、「名護屋浦」、「加部島海岸」、「小川島海岸」等の6件が存在する。

なお、「加部島海岸」が対象事業実施区域沿いの海岸に位置しているが本事業において海岸線の改変はしない予定である。

また、対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点の状況は、表 3.1.6-2 及び図 3.1.6-2 に示すとおりであり、「風に見える丘公園」、「呼子大橋」、「波戸岬」等の20件が存在する。

なお、いずれの地点も対象事業実施区域には含まれない。

表 3.1.6-1 対象事業実施区域及びその周囲の景観資源

No.	景観名	景観資源名	名称	市町名
1	海岸景観	溺れ谷	名護屋浦	唐津市
2			波戸岬・池崎海岸	唐津市
3		海食崖	加部島海岸	唐津市
4			加唐島海岸	唐津市
5			松島海岸	唐津市
6		波食台（ベンチ）	小川島海岸	唐津市

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 佐賀県自然環境情報図（環境庁、平成元年）」

（環境省生物多様性センターホームページ <http://www.biodic.go.jp/> 令和6年1月31日閲覧）

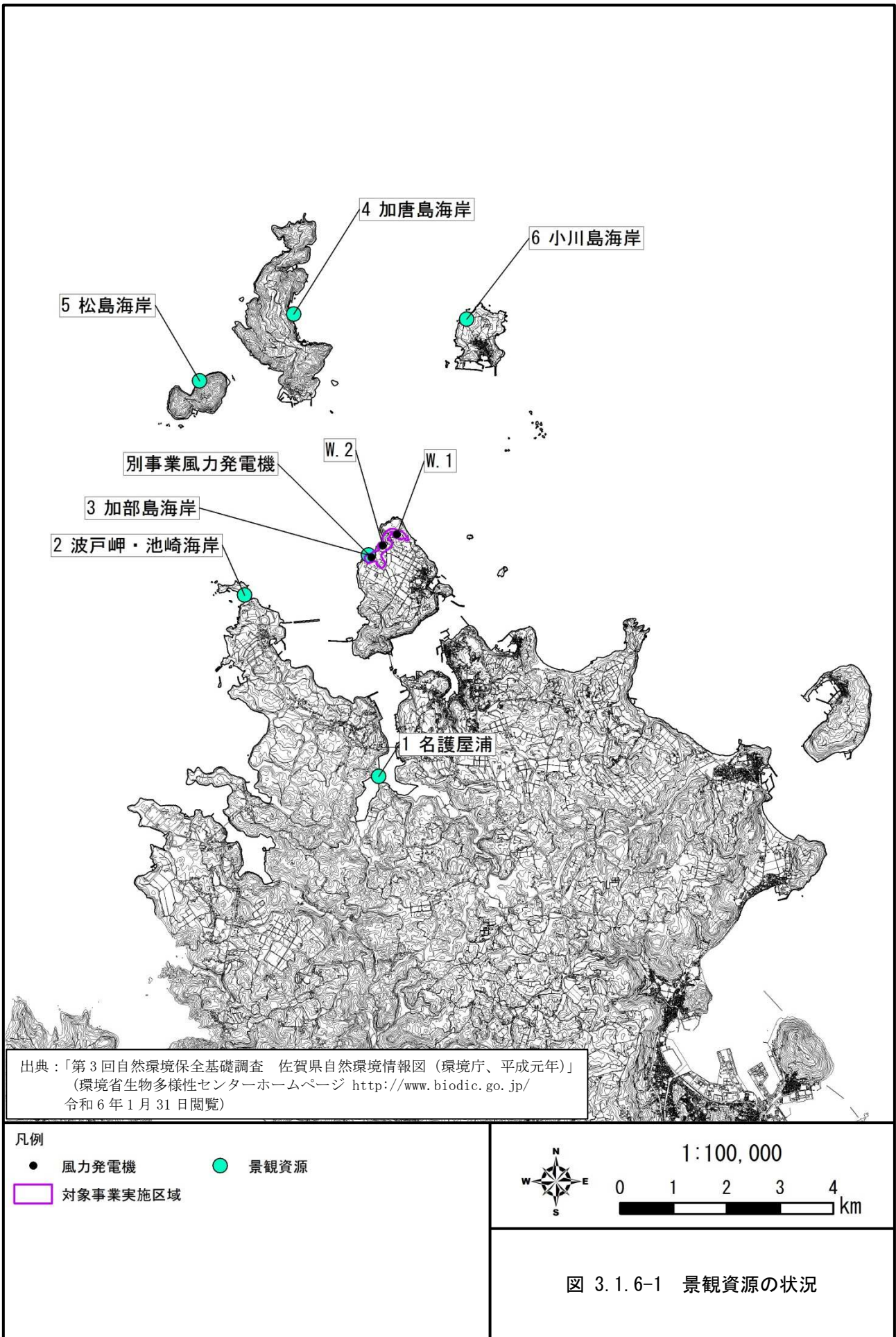
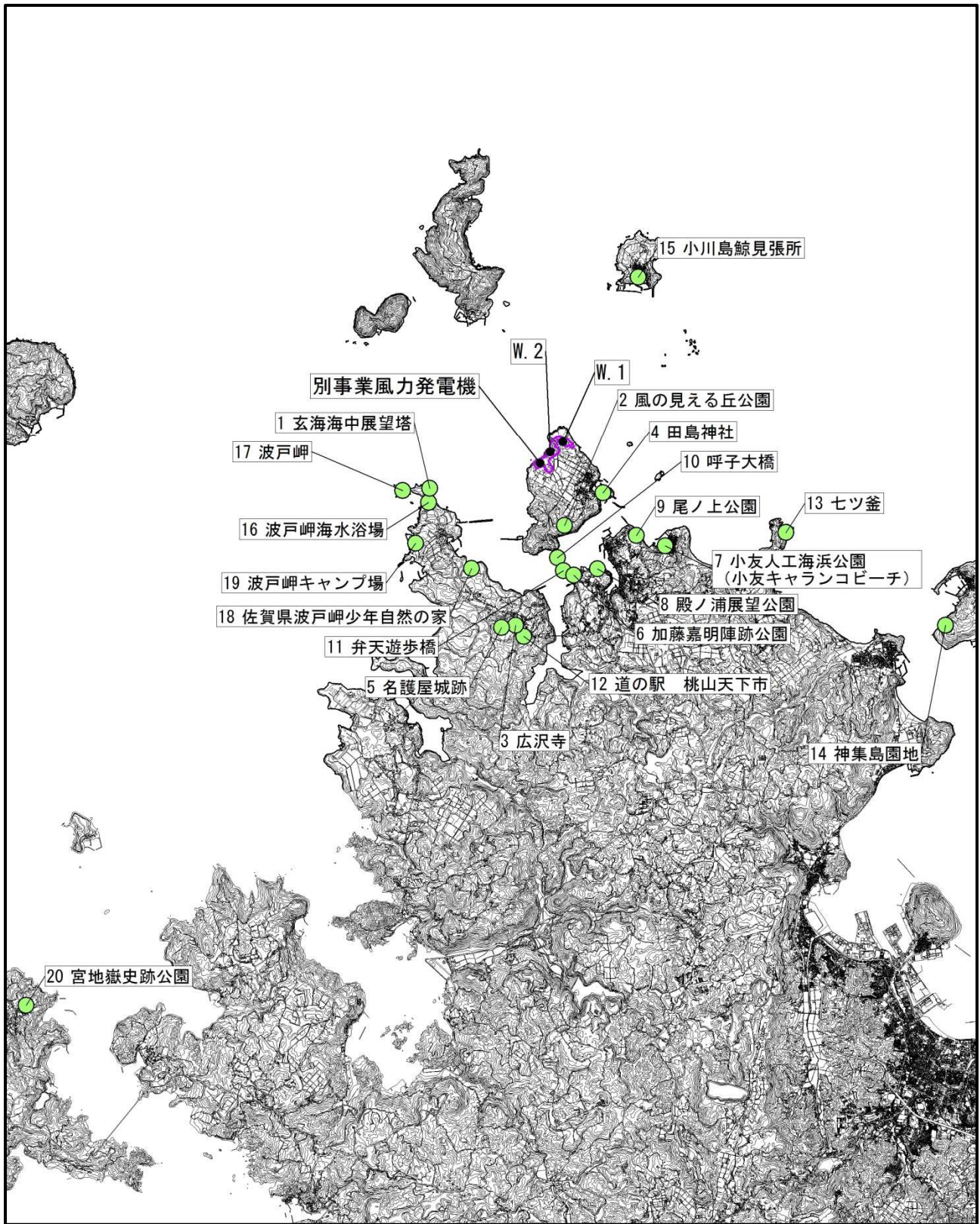


表 3.1.6-2 対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点

No.	名称	区分	概要	出典
1	玄海海中展望塔	展望施設	海中から自然の海中に棲息する動植物が見られる。	1, 3
2	風の見える丘公園	展望施設	呼子大橋を渡り、加部島に渡ると島の小高い丘の上に風の見える丘公園がある。公園からは、青く広い玄界灘が一望できる。	2, 3
3	広沢寺	神社・仏閣	豊臣秀吉の菩提をとむらうため愛妾広沢局が建立したものとされる。	1
4	田島神社	神社・仏閣	姫神三神を祀り、商売・交通の守護神。境内には太閤石や元寇の礎石、佐用姫神社などがある。	1, 2
5	名護屋城跡	城郭	豊臣秀吉が朝鮮出兵の際築いた城、日本でも最大級の桃山時代の城跡としてその雄大さを偲ぶことができる。天守閣跡からは天気に恵まれれば遠く壱岐対馬まで一望することができる。	1, 2, 3
6	加藤嘉明陣跡公園	公園	太閤秀吉の名護屋在陣の跡。加藤嘉明は、伊予国の大名で水軍の将として在陣。陣跡には石塁の残り発掘調査後整備され史跡公園として開放。	1
7	小友人工海浜公園 (小友キャランコビーチ)	公園 海水浴場	休憩施設、遊具、緑地、遊歩道があり、ふれあいパークである。海水浴場は7月上旬～8月下旬に開設。	1
8	殿ノ浦展望公園	公園	展望所から見る呼子の海は絶景。	1
9	尾ノ上公園	公園	アスレチックが設置されている。	1
10	呼子大橋	橋	呼子から加部島に通じる全長約728mのPC斜長橋。ハープを並べたような優美な姿が真っ青な海に映える。	1, 2, 3
11	弁天遊歩橋	橋	呼子大橋の眼下の無人島・弁天島にかかった遊歩橋。全長220m・幅2mで呼子大橋の下で磯遊びができる。	1, 3
12	道の駅 桃山天下市	道の駅	鎮西町でとれた新鮮な野菜や魚介類の物販やお食事処がある。	2
13	七ツ釜	自然	柱状節理をなす玄武岩が玄界灘の荒波に浸蝕されてできた7つの海蝕洞がある。満潮時には小船の入洞が可能。	1, 2, 3
14	神集島園地	公園	玄海国定公園に含まれる島で、万葉集との関わりが深く、歌碑が建てられている。	4
15	小川島鯨見張所	施設	歴史的建造物。都道府県指定重要有形民俗文化財に指定されている。 玄界灘捕鯨業に関する遺構として現存する建造物。	1
16	波戸岬海水浴場	海水浴場	玄界灘に向かって広がるビーチ。周辺には、サザエのツボ焼き、シャワー、国民宿舎など施設も充実。	1
17	波戸岬	海岸景観	九州本土の最西北端に位置し、玄海国定公園の一部。緑に覆われた東松浦半島の岬。北側に海中展望塔がある。	1, 2, 3
18	佐賀県波戸岬 少年自然の家	施設	カッター活動を始めた青少年社会教育施設。	1
19	波戸岬キャンプ場	キャンプ場	上場台地を形成する溶岩が玄界灘に突出してできた波戸岬にあるキャンプ場。緑の芝の上で気持ちよくキャンプが楽しめる。	1
20	宮地嶽史跡公園	公園	昭和45年に史跡公園として整備され、本島で最も眺めがよい。展望絶景の地で玄界灘が一望できる高台に宮地嶽神社、愛宕神社が祀られており、五輪塔、元寇記念之碑が建っている。	5

- 出典：1. 「JAPAN 47 GO (ジャパン・ヨンナナ・ゴー)」(全国観るなび)
(公益財団法人日本観光振興協会ホームページ <http://www.nihon-kankou.or.jp/> 令和6年1月31日閲覧)
2. 「佐賀県の観光情報ポータルサイト あそぼーさが」
(一般社団法人 佐賀県観光連盟ホームページ <https://www.asobo-saga.jp/> 令和6年1月31日閲覧)
3. 「旅 Karatsu」
(一般社団法人 唐津観光協会ホームページ <http://www.karatsu-kankou.jp/> 令和6年1月31日閲覧)
4. 「唐津市公園」
(唐津市ホームページ <http://www.city.karatsu.lg.jp/> 平成31年1月17日閲覧) ※R6.1.31 現在掲載無し
5. 「鷹島地区の歴史・文化」
(松浦市ホームページ <http://www.city-matsuura.jp/> 令和6年1月31日閲覧)



凡例

- 風力発電機
- 主要な眺望点
- 対象事業実施区域



1:120,000



図 3.1.6-2 主要な眺望点の状況

出典：表 3.1.6-2 に示す。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

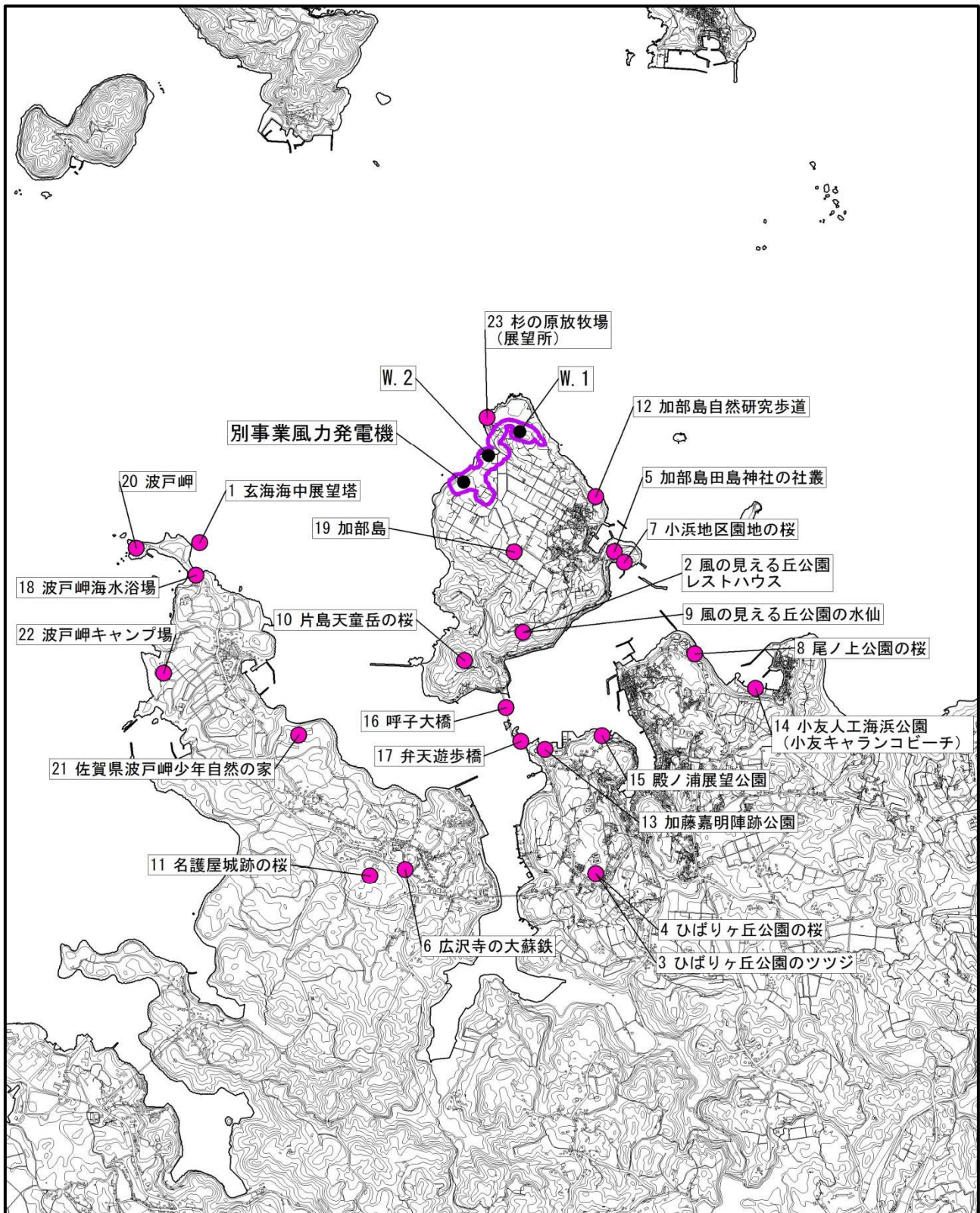
対象事業実施区域及びその周囲の主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、表 3.1.6-3 及び図 3.1.6-3 に示すとおりであり、「加部島」、「呼子大橋」、「波戸岬」等の 23 箇所が存在する。

なお、対象事業実施区域内には「加部島」が存在しているが、島全体が対象となっているため、地点としては、いずれも対象事業実施区域内には存在しない。

表 3.1.6-3 対象事業実施区域及びその周囲の主要な人と自然との触れ合いの活動の場

No.	名称	区分	概要	出典
1	玄海海中展望塔	展望施設	海中から自然の海中に棲息する動植物が見られる。	1, 3
2	風に見える丘公園 レストハウス	展望施設	施設は展望台を兼ね 360 度のパノラマが眺望できる。	1
3	ひばりヶ丘公園 のツツジ	植物	ツツジの開花時期は 4 月下旬～5 月上旬。	1
4	ひばりヶ丘公園 の桜	植物	桜の開花時期は 4 月上旬。	1
5	加部島田島神社の 社叢	植物	時期は 3 月下旬～4 月上旬。	4
6	広沢寺の大蘇鉄	植物	加藤清正が朝鮮から持ち帰って太閤に献じたものと伝える。	1
7	小浜地区園地の桜	植物	170 本のソメイヨシノ、ヤエザクラを展望所から一望できる。	1
8	尾ノ上公園の桜	植物	呼子港突端の玄界灘を一望する岬にあり、桜の開花時には花と海の両方が楽しめる。	1
9	風に見える丘公園 の水仙	植物	展望施設の丘陵に 24 種、24,000 個の水仙を遊歩道で探索できる。	4
10	片島天童岳の桜	植物	桜の開花時期は 3 月下旬～4 月上旬。	4
11	名護屋城跡の桜	植物	豊臣秀吉が朝鮮出兵の時の拠点とした城跡の随所に桜が咲く。海の眺めもよく、くずれかけた石垣や石段は趣きがある。	1
12	加部島自然研究遊 歩道	自然	呼子湾口に浮かぶ島。姫神 3 神を祭り、古くから海上安全の神として崇敬を集めている田島神社、松浦佐用姫を祭った佐用姫神社などがある。	4
13	加藤嘉明陣跡公園	公園	太閤秀吉の名護屋在陣の跡。加藤嘉明は、伊予国の大名で水軍の将として在陣。陣跡には石塁の残り発掘調査後整備され史跡公園として開放。	1
14	小友人工海浜公園 (小友キャランコ ビーチ)	公園 海水浴場	休憩施設、遊具、緑地、遊歩道があり、ふれあいパークである。園内に海水浴場もあり、7 月上旬～8 月下旬に開設。	1
15	殿ノ浦展望公園	公園	展望所から見る呼子の海は絶景。	1
16	呼子大橋	橋	呼子から加部島に通じる全長約 728m の PC 斜長橋。ハープを並べたような優美な姿が真っ青な海に映える。	1, 2, 3
17	弁天遊歩橋	橋	呼子大橋の眼下の無人島・弁天島にかかった遊歩橋。全長 220m・幅 2m で呼子大橋の下で磯遊びができる。	1
18	波戸岬海水浴場	海水浴場	玄界灘に向かって広がるビーチ。周辺には、サザエのツボ焼き、シャワー、国民宿舎など施設も充実。	1
19	加部島	海岸景観	呼子大橋で本土と連絡し、釣り、公園、野営場、歴史探訪と観光スポットの宝庫である。	4
20	波戸岬	海岸景観	九州本土の最西北端に位置し、玄海国定公園の一部。緑に覆われた東松浦半島の岬。北側に海中展望塔がある。	1, 2, 3
21	佐賀県波戸岬 少年自然の家	施設	カッター活動を始めた青少年社会教育施設。	1
22	波戸岬キャンプ場	キャンプ場	上場台地を形成する溶岩が玄界灘に突出してできた波戸岬にあるキャンプ場。緑の芝の上で気持ちよくキャンプが楽しめる。	1
23	杉の原放牧場	自然	加部島の先端、三方を海に囲まれた放牧場。緑の草原に牛たちがのんびり草をはむ。海の側まで遊歩道が作られており、夏場は海風が心地良い。	2, 3

- 出典：1. 「JAPAN 47 GO (ジャパン・ヨンナナ・ゴー)」(全国観るなび)
(公益財団法人日本観光振興協会ホームページ <http://www.nihon-kankou.or.jp/> 令和 6 年 1 月 31 日閲覧)
2. 「佐賀県の観光情報ポータルサイト あそぼーさが」
(一般社団法人 佐賀県観光連盟ホームページ <https://www.asobo-saga.jp/> 令和 6 年 1 月 31 日閲覧)
3. 「旅 Karatsu」
(一般社団法人 唐津観光協会ホームページ <http://www.karatsu-kankou.jp/> 令和 6 年 1 月 31 日閲覧)
4. 「ぐるたび」
(株式会社ぐるなびホームページ <https://gurutabi.gnavi.co.jp/> 令和 5 年 4 月 5 日閲覧) ※R6.1.31 現在サイト閉鎖



凡例

- 風力発電機
- 人と自然との触れ合い活動の場
- ◻ 対象事業実施区域



1:50,000

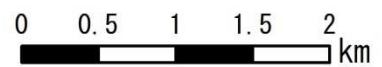


図 3.1.6-3 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

出典：表 3.1.6-3 に示す。

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

唐津市における平成30年～令和4年の人口及び世帯数は、表3.2.1-1に示すとおりであり、唐津市では人口は減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にある。

表 3.2.1-1 人口及び世帯数の推移

県市町村	年	人口（人）			世帯数
		男	女	総数	
唐津市	平成30年	57,936	65,171	123,107	50,507
	平成31年	57,369	64,521	121,890	50,688
	令和2年	56,737	63,776	120,513	50,892
	令和3年	56,259	63,082	119,341	51,100
	令和4年	55,601	62,188	117,789	51,005

出典：「唐津市の各種統計情報（令和5年2月更新）人口」（唐津市ホームページ
<http://www.city.karatsu.lg.jp/kikaku/shise/toke/tokeh2606.html> 令和6年1月31日閲覧）

(2) 産業の状況

(a) 産業構造及び産業配置

佐賀県及び唐津市における令和2年の産業別就業者数は、表3.2.1-2に示すとおりであり、佐賀県では「医療、福祉」、「製造業」、唐津市では「医療、福祉」、「卸売、小売業」の就業人口比率が高い。

表 3.2.1-2 産業別就業者数（令和2年）

部門	産業大分類	唐津市	佐賀県
第1次産業	農業、林業	5,266	26,593
	漁業	664	3,024
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	62	135
	建設業	5,731	32,819
第3次産業	製造業	7,102	60,954
	電気・ガス・熱供給・水道業	827	2,655
	情報通信業	395	4,229
	運輸業、郵便業	2,329	18,703
	卸売業、小売業	7,836	57,114
	金融業、保険業	752	7,747
	不動産業、物品賃貸業	506	4,220
	学術研究、専門・技術サービス業	1,145	8,578
	宿泊業、飲食サービス業	3,222	20,031
	生活関連サービス業、娯楽業	1,860	13,612
	教育、学習支援業	2,687	20,436
	医療、福祉	9,123	65,003
	複合サービス事業	805	4,758
	サービス業（他に分類されないもの）	3,357	22,581
公務（他に分類されるものを除く）	1,862	18,090	
分類不能の産業		935	8,982
	総数	56,466	400,264

出典：「令和2年国勢調査 就業状態等基本集計」（政府統計の総合窓口 e-Stat ホームページ
<https://www.e-stat.go.jp/> 令和6年1月31日閲覧）

(b) 生產品目、生産量及び生産額

① 農業

唐津市における農業産出額は、表 3.2.1-3 に示すとおりであり、唐津市では「野菜」が最も多くを占めている。

表 3.2.1-3 農業産出額（令和3年）

(単位：1,000万円)

種別		唐津市
耕種	米	188
	麦類	2
	雑穀	0
	豆類	0
	いも類	15
	野菜	637
	果実	342
	花き	94
	工芸農作物	103
	その他	16
	畜産	肉用牛
乳用牛		45
生乳		39
豚		165
鶏		197
鶏卵		28
ブロイラー		170
その他畜産物	20	
加工農産物		7
合計		2,352

注1) 「0」は単位に満たないものを示す。

注2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「令和3年 市町村別農業産出額（推計）データベース（詳細品目別）」（農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityoson_sansyutu/index.html#d 令和6年1月31日閲覧)

② 林業

佐賀県及び唐津市における令和2年の所有形態別林野面積は、表 3.2.1-4 に示すとおりであり、唐津市では私有林が多くを占めている。

表 3.2.1-4 所有形態別林野面積（令和2年）

(単位：ha)

区分		唐津市	佐賀県
合計		25,528	110,610
国 有		2,248	15,241
民 有	小 計	23,280	95,369
	独立行政法人等	963	3,369
	公 有	2,524	12,346
	私 有	19,793	79,654

出典：「2020年農林業センサス報告書」（農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2020/030628.html> 令和6年1月31日閲覧)

③ 水産業

唐津市における平成 30 年の漁業種類別漁獲量は、表 3.2.1-5 に示すとおりであり、唐津市で 3,021 トンである。

表 3.2.1-5 漁業種類別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

漁業種類			唐津市	
底びき網	遠洋底びき網		-	
	以西底びき網		-	
	沖合底びき網	1 そうびき	-	
		2 そうびき	-	
小型底びき網		64		
船びき網			717	
まき網	大中型まき網	1 そうまき	遠洋かつお・まぐろ	-
			近海かつお・まぐろ	-
			その他	-
	2 そうまき網		-	
中・小型まき網		-		
刺網	さけ・ます流し網		-	
	かじき等流し網		-	
	その他の刺網		66	
敷網	さんま棒受網		-	
定置網	大型定置網		x	
	さけ定置網		-	
	小型定置網		x	
その他の網漁業			-	
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろはえ縄	-	
		近海まぐろはえ縄	-	
		沿岸まぐろはえ縄	-	
	その他のはえ縄		196	
はえ縄以外の釣	かつお一本釣	遠洋かつお一本釣	-	
		近海かつお一本釣	-	
		沿岸かつお一本釣	-	
	いか釣	遠洋いか釣	-	
		近海いか釣	-	
		沿岸いか釣	428	
	ひき縄釣		x	
その他の釣		107		
採貝・採藻			334	
その他の漁業			99	
漁獲量計			3,021	

注 1) 「-」は事実のないもの、「x」は非公開のものを示す。

注 2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「海面漁業生産統計調査（平成 30 年）」（農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/#c 令和 6 年 1 月 31 日閲覧）

④ 商業

佐賀県及び唐津市における令和3年の商業の状況は、表 3.2.1-6 に示すとおりであり、年間商品販売額は、佐賀県で 1,763,893 百万円、唐津市で 176,426 百万円であった。

表 3.2.1-6 商業の状況（令和3年）

	唐津市	佐賀県
事業所数（事業所）	1,211	8,213
従業者数（人）	7,875	58,295
年間商品販売額（百万円）	176,426	1,763,893

出典：「令和3年経済センサス活動調査」（経済産業省ホームページ
https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/r3result/r03_index.html
令和6年1月31日閲覧）

⑤ 工業

佐賀県及び唐津市における令和3年の工業の状況は、表 3.2.1-7 に示すとおりであり、製造品出荷額は、佐賀県で 202,834,601 万円、唐津市で 15,819,371 万円であった。

表 3.2.1-7 工業の状況（令和3年）

	唐津市	佐賀県
事業所数（事業所）	136	1,250
従業者数（人）	6,057	62,001
製造品出荷額等（万円）	15,819,371	202,834,601

出典：「令和3年経済センサス活動調査」（経済産業省ホームページ
https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/r3result/r03_index.html
令和6年1月31日閲覧）

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用

唐津市における令和4年の土地利用の状況は、表3.2.2-1に示すとおりであり、「山林」が多くを占めている。

表 3.2.2-1 土地利用の状況（令和4年）

（単位：千㎡）

項目	唐津市
総面積	442,725
田	42,121
畑	60,257
宅地	24,300
山林	181,260
原野	17,709
雑種地	18,316
池沼	732
その他	98,030

出典：「唐津市の各種統計情報（令和5年2月更新） 土地・気象」（唐津市ホームページ <http://www.city.karatsu.lg.jp/kikaku/shise/toke/tokeh2606.html> 令和6年1月31日閲覧）

(2) 土地利用計画

(a) 都市計画法

対象事業実施区域及びその周囲において、「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号、最終改正：令和4年5月27日法律第55号）に基づく用途地域の指定はない。

(b) 国土利用計画法

対象事業実施区域及びその周囲における、「国土利用計画法」（昭和49年6月25日法律第92号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）に基づき定められた土地利用基本計画の各地域は図3.2.2-1～図3.2.2-4に示すとおりである。

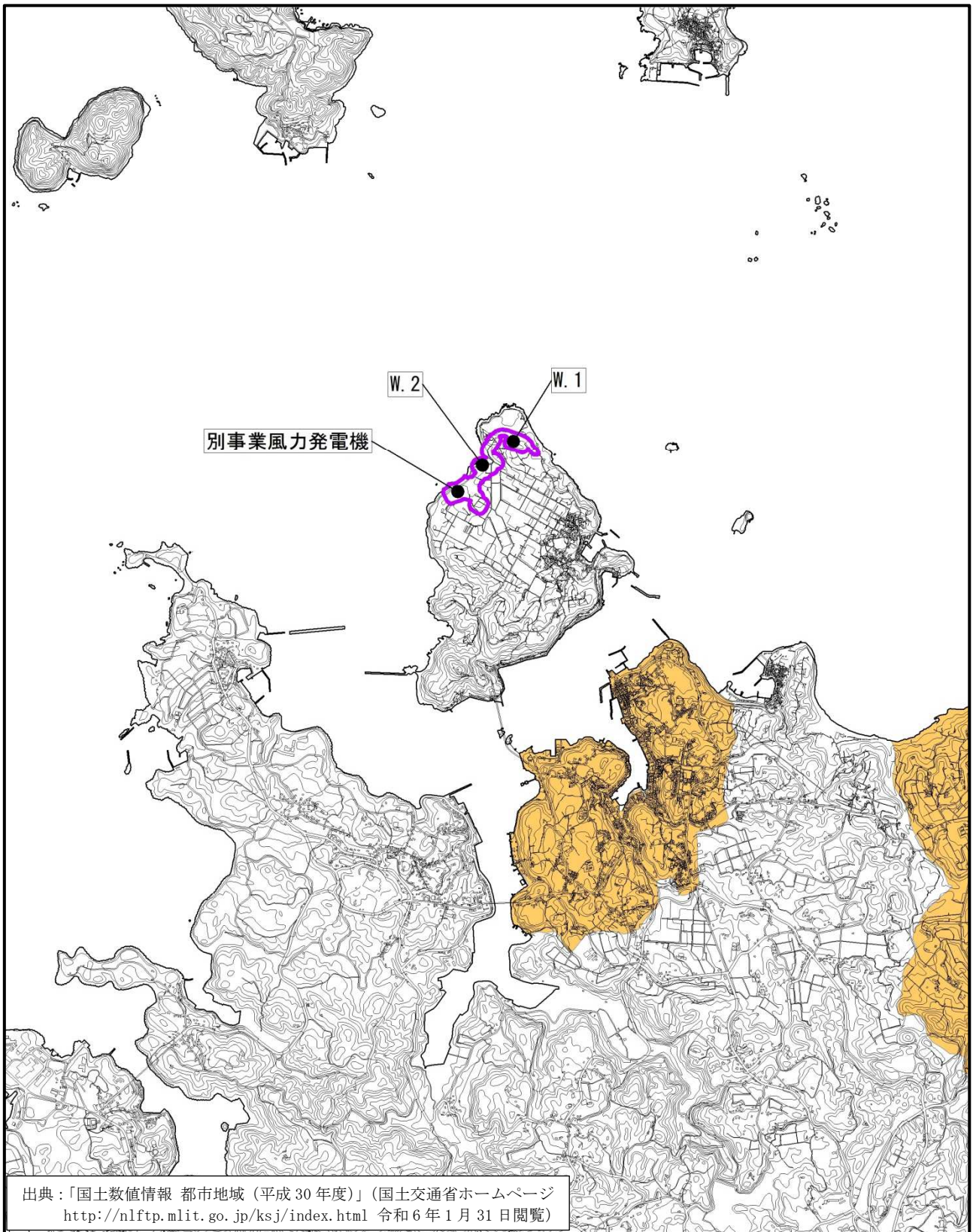
対象事業実施区域の位置する加部島において、都市地域は分布していない。

対象事業実施区域には農業地域が分布している。

対象事業実施区域には森林地域が分布している。

対象事業実施区域には玄海国定公園の第2種特別地域及び第3種特別地域が分布している。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、自然保全地域は分布していない。



凡例

- 風力発電機
- 都市地域
- 対象事業実施区域

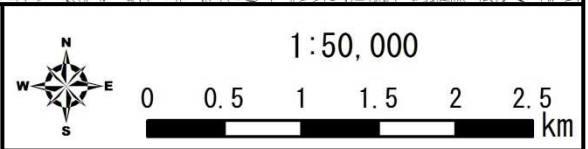
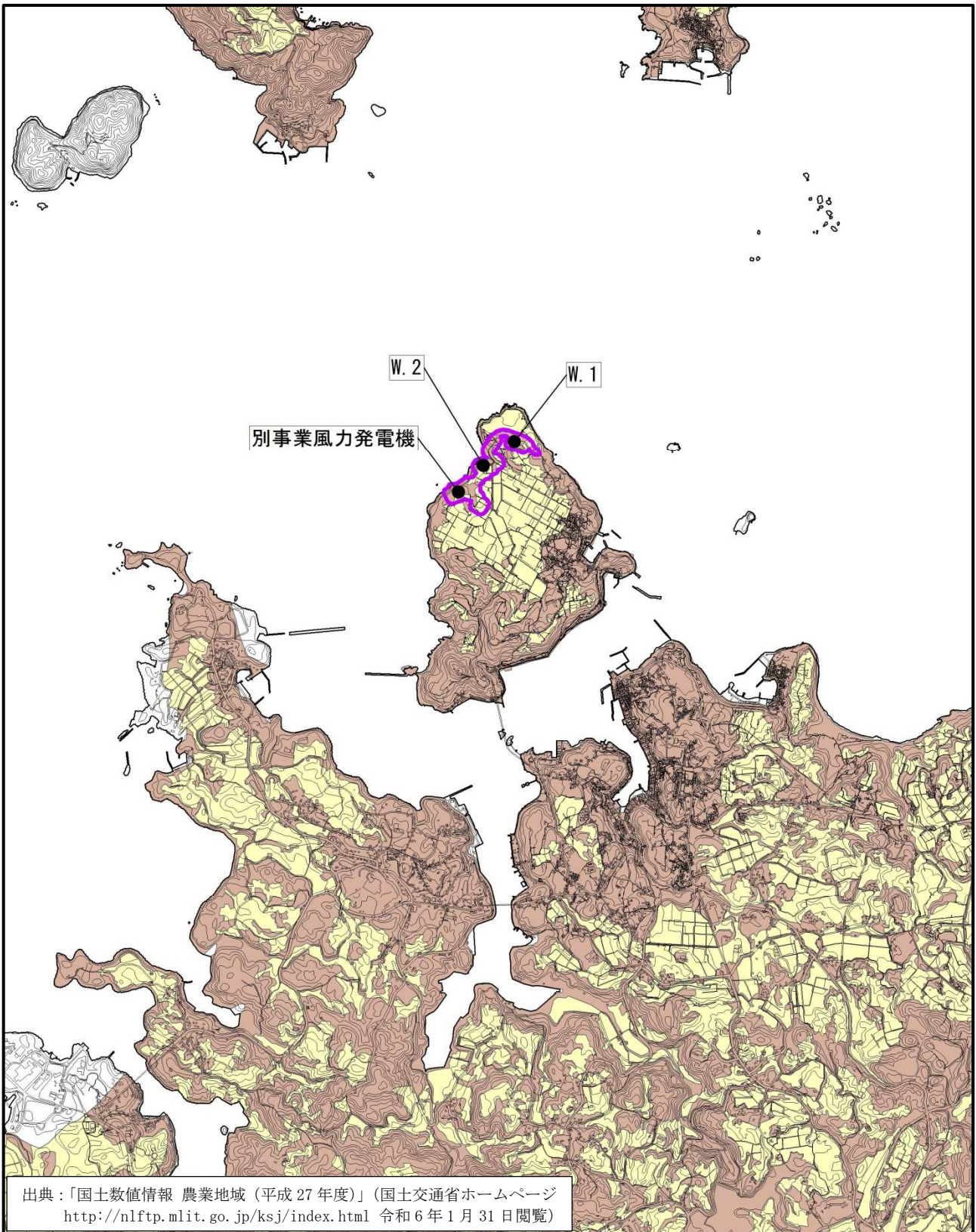


図 3.2.2-1 国土利用計画法（都市地域）



凡例

- 風力発電機
- 農用地区域
- 対象事業実施区域
- 農業地域

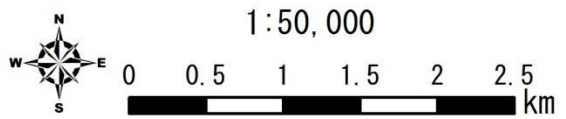
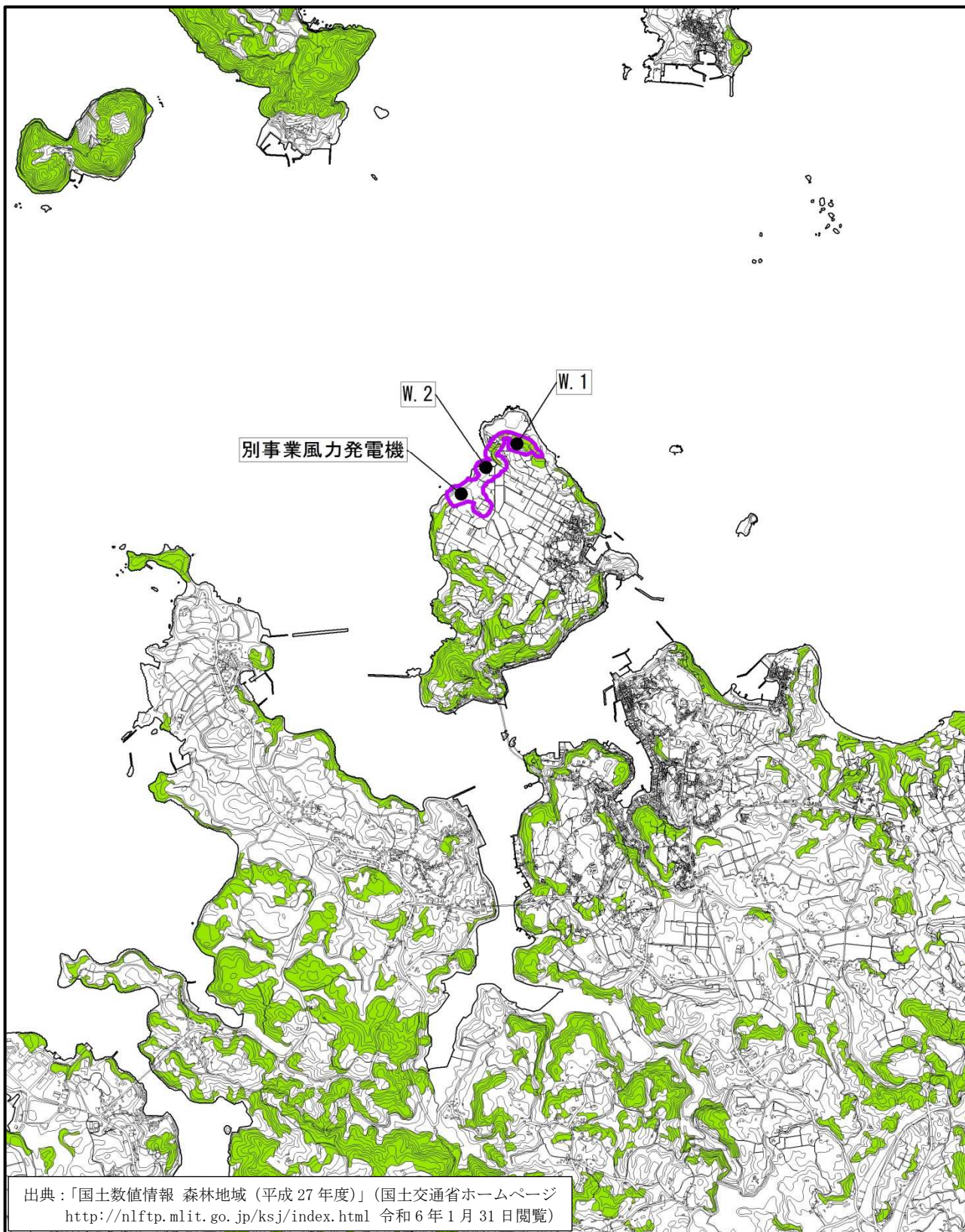


図 3.2.2-2 国土利用計画法（農業地域）



出典：「国土数値情報 森林地域（平成 27 年度）」（国土交通省ホームページ
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html> 令和 6 年 1 月 31 日閲覧）

凡例

- 風力発電機
- 森林地域
- 対象事業実施区域

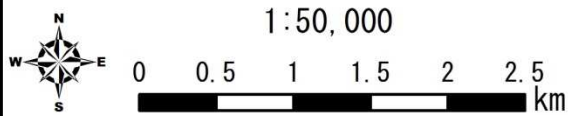
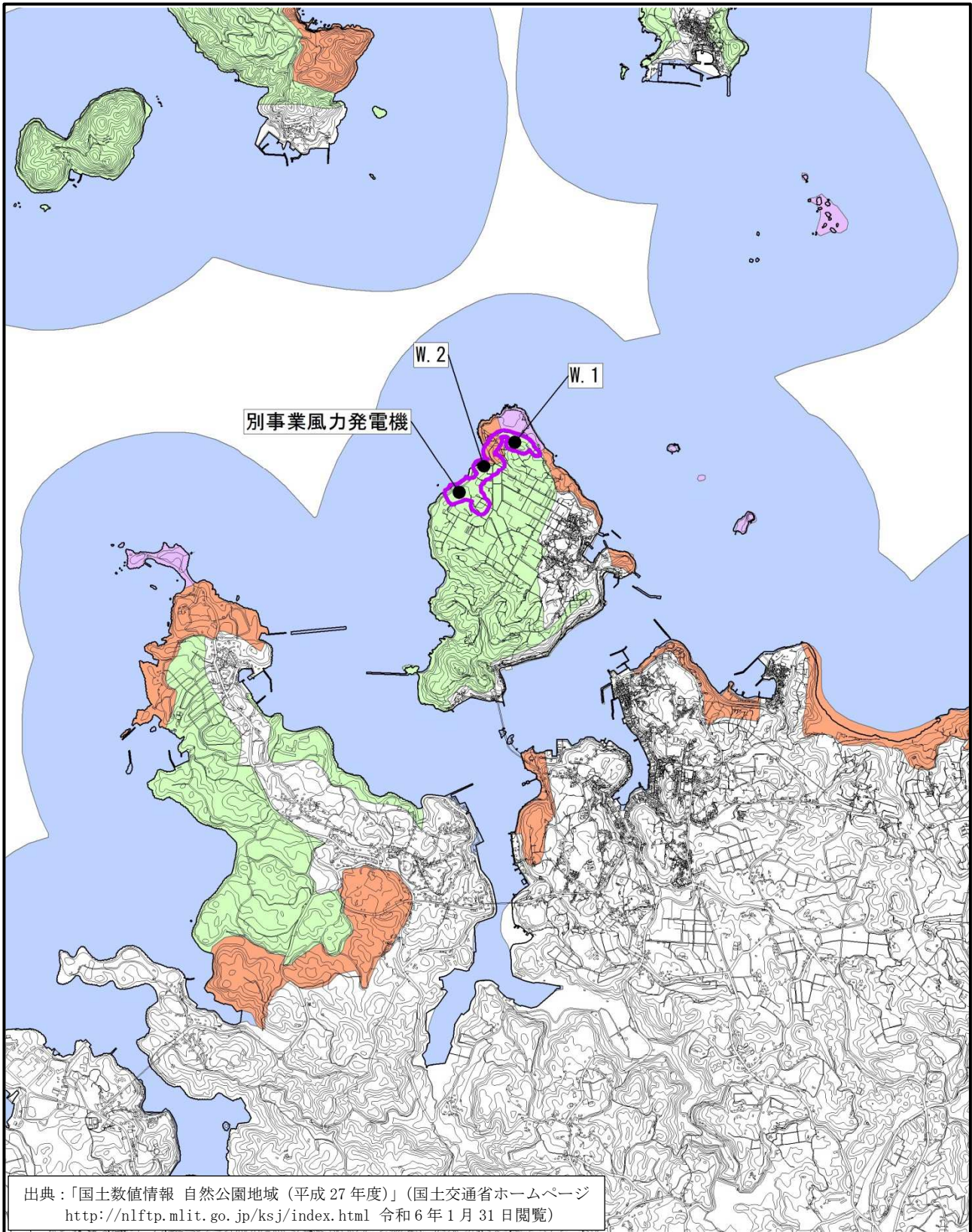


図 3.2.2-3 国土利用計画法（森林地域）



凡例

- 風力発電機
- ◻ 対象事業実施区域
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域（海域を含む）

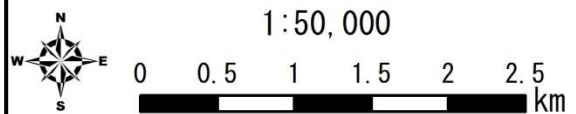


図 3.2.2-4 国土利用計画法
 （自然公園地域）

3.2.3 河川、湖沼、海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川、湖沼及び海域の利用状況

(a) 河川、湖沼の利用状況

対象事業実施区域が位置する唐津市加部島においては、島の中心部を南北に流れる河川（水路）があるが、名称等不明である。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において内水面漁業権は設定されていない。

(b) 海域の利用状況

① 漁業区域の状況

対象事業実施区域が位置する唐津市加部島周辺海域は表 3.2.3-1 及び図 3.2.3-1 に示すとおり共同漁業権及び区画漁業権が設定されている。

表 3.2.3-1 (1) 漁業権の設定状況(1/2)

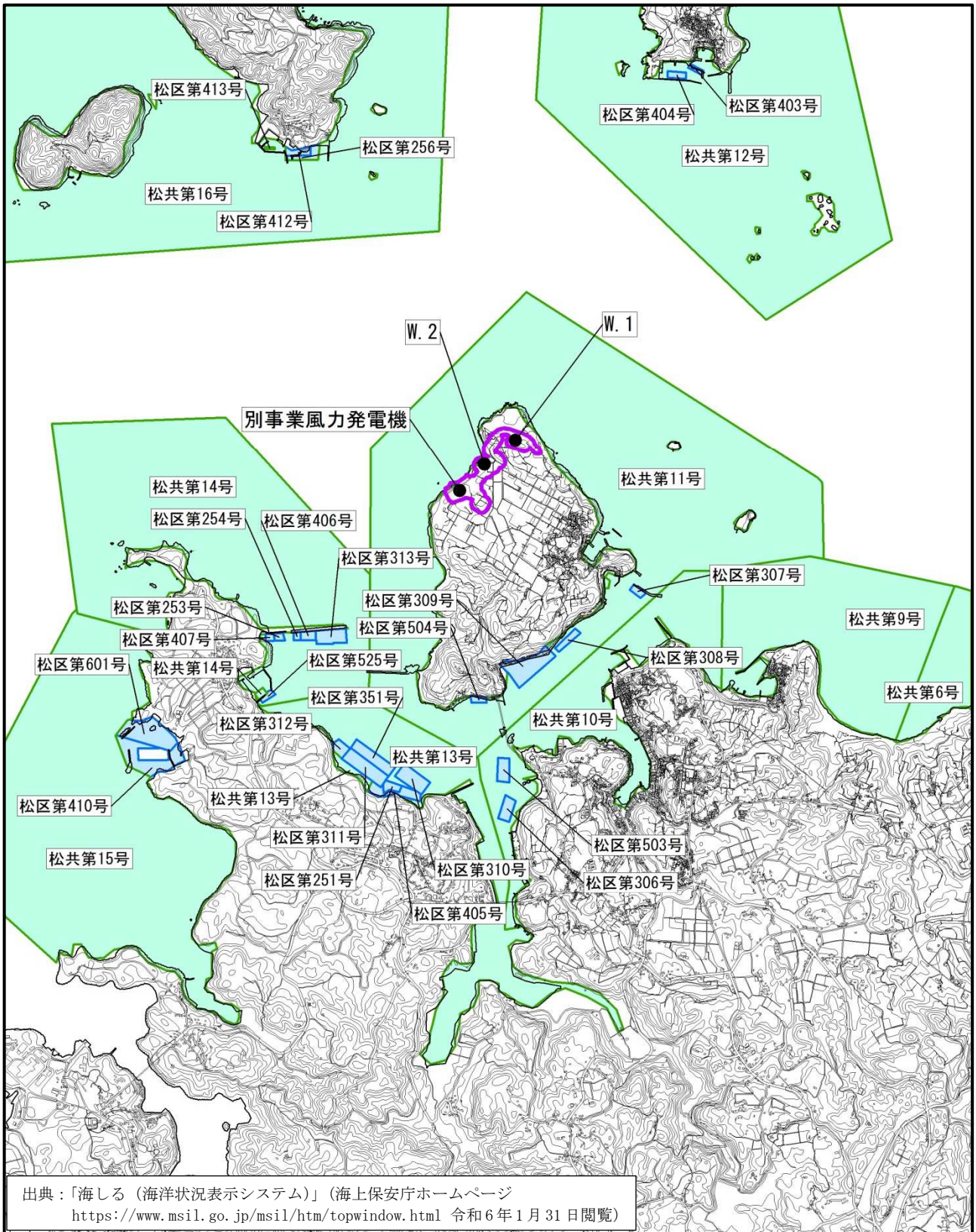
No.	種類	免許番号	内容
1	共同漁業権	松共第 8 号	第一種共同漁業権： 貝類漁業 7 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 9 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第二種共同漁業権： 雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業、建網漁業 2 件（ぶり、かます）、かご漁業 2 件（ばい、かに）、あなごかご（うけ含む。）漁業
2		松共第 9 号	第一種共同漁業権： 貝類漁業 4 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 7 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第二種共同漁業権： 雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業、かご漁業 2 件（ばい、いか）
3		松共第 10 号	第一種共同漁業権： 貝類漁業 2 件（あわび、さざえ）、藻類漁業 5 件（ひじき、ふのり等）、その他漁業 3 件（うに、たこ、なまこ） 第二種共同漁業権： 雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業、いかかご漁業
4		松共第 11 号	第一種共同漁業権： 貝類漁業 4 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 8 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第二種共同漁業権： 雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業、ぶり建網漁業
5		松共第 12 号	第一種共同漁業権： 貝類漁業 4 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 8 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 5 件（うに、たこ等） 第二種共同漁業権： 雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業、建網漁業 2 件（ぶり、かます）、いかかご漁業
6		松共第 13 号	第一種共同漁業権： 貝類漁業 5 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 8 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第二種共同漁業権： 雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業、いか敷網漁業
7		松共第 14 号	第一種共同漁業権： 貝類漁業 5 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 9 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第二種共同漁業権： 雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業
8		松共第 15 号	第一種共同漁業権： 貝類漁業 5 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 8 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第二種共同漁業権： 小型定置網漁業 2 件（雑魚、いか）、ぶり建網漁業、かご漁業 2 件（ばい、いか）、雑魚磯建網漁業
9		松共第 16 号	第一種共同漁業権： 貝類漁業 5 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 8 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第二種共同漁業権： 雑魚小型定置網漁業、建網漁業 2 件（ぶり、かます）、あなごかご（うけ含む。）漁業、いかかご漁業、雑魚磯建網漁業
10		松共第 18 号	第一種共同漁業権： 貝類漁業 7 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 9 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第二種共同漁業権： 雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業、ぶり建網漁業、かご漁業 5 件（ぼら、ばい、くろだい、かに、いか）、あなごかご（うけ含む。）漁業

出典：「海しる（海洋状況表示システム）」（海上保安庁ホームページ
<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html> 令和 6 年 1 月 31 日閲覧）

表 3.2.3-1 (2) 漁業権の設定状況(2/2)

No.	種類	免許番号	内容
11	共同漁業権	松共第 19 号	第一種共同漁業権：貝類漁業 7 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 10 件（あまのり、すじあおのり等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第二種共同漁業権：小型定置網漁業 2 件（雑魚、いか）、雑魚磯建網漁業、建網漁業 2 件（ぶり、かます）、かご漁業 5 件（ぼら、ばい、くろだい、かに、いか）、あなごかご（うけ含む。）漁業
12	区画漁業権	松区第 251 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：こんぶ
13		松区第 252 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：こんぶ
14		松区第 253 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：こんぶ
15		松区第 254 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：こんぶ
16		松区第 305 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：魚類小割式
17		松区第 306 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：魚類小割式
18		松区第 307 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：魚類小割式
19		松区第 309 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：魚類小割式
20		松区第 310 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：魚類小割式
21		松区第 311 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：魚類小割式
22		松区第 312 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：魚類小割式
23		松区第 313 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：魚類小割式
24		松区第 314 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：魚類小割式
25		松区第 351 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：くろまぐる小割式
26		松区第 401 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：介類小割式
27		松区第 402 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：介類小割式
28		松区第 403 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：介類小割式
29		松区第 404 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：介類小割式
30		松区第 405 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：介類小割式
31		松区第 407 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：介類小割式
32		松区第 408 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：介類小割式
33		松区第 409 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：介類小割式
34		松区第 410 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：介類小割式
35		松区第 411 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：介類小割式
36		松区第 412 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：介類小割式
37		松区第 413 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：介類小割式
38		松区第 504 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：かき垂下式
39		松区第 505 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：かき垂下式
40		松区第 506 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：かき垂下式
41		松区第 507 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：かき垂下式
42		松区第 601 号	漁業権の種類：第 1 種区画漁業、営む養殖業種類：真珠

出典：「海しる（海洋状況表示システム）」（海上保安庁ホームページ
<https://www.msil.go.jp/msil/hm/topwindow.html> 令和 6 年 1 月 31 日閲覧）



凡例

- 風力発電機
- 区画漁業権
- 対象事業実施区域
- 共同漁業権

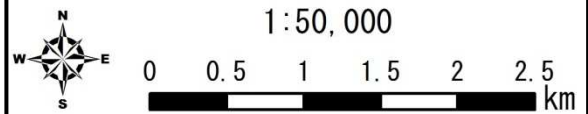


図 3.2.3-1 漁業権の設定状況

② 港湾・漁港の状況

対象事業実施区域が位置する唐津市加部島周辺海域は表 3.2.3-2～表 3.2.3-3 及び図 3.2.3-2 に示すとおり港湾及び漁港が指定されている。

表 3.2.3-2 港湾の状況

港湾種類	港湾名
地方港湾	呼子

出典：「海しる（海洋状況表示システム）」（海上保安庁ホームページ
<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html> 令和6年1月31日閲覧）

表 3.2.3-3 漁港の状況

漁港種類	漁港名
第1種	加唐島
	松島
	加部島（加部島地区）
	加部島（小浜地区）
	加部島（片島地区）
	小友
	波戸
	串浦（淀野地区）
	串浦（串地区）
	外津
	第2種
名護屋	
第3種	呼子

注1) 漁港の種類については以下のとおり。

第1種漁港：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第2種漁港：その利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属さないもの

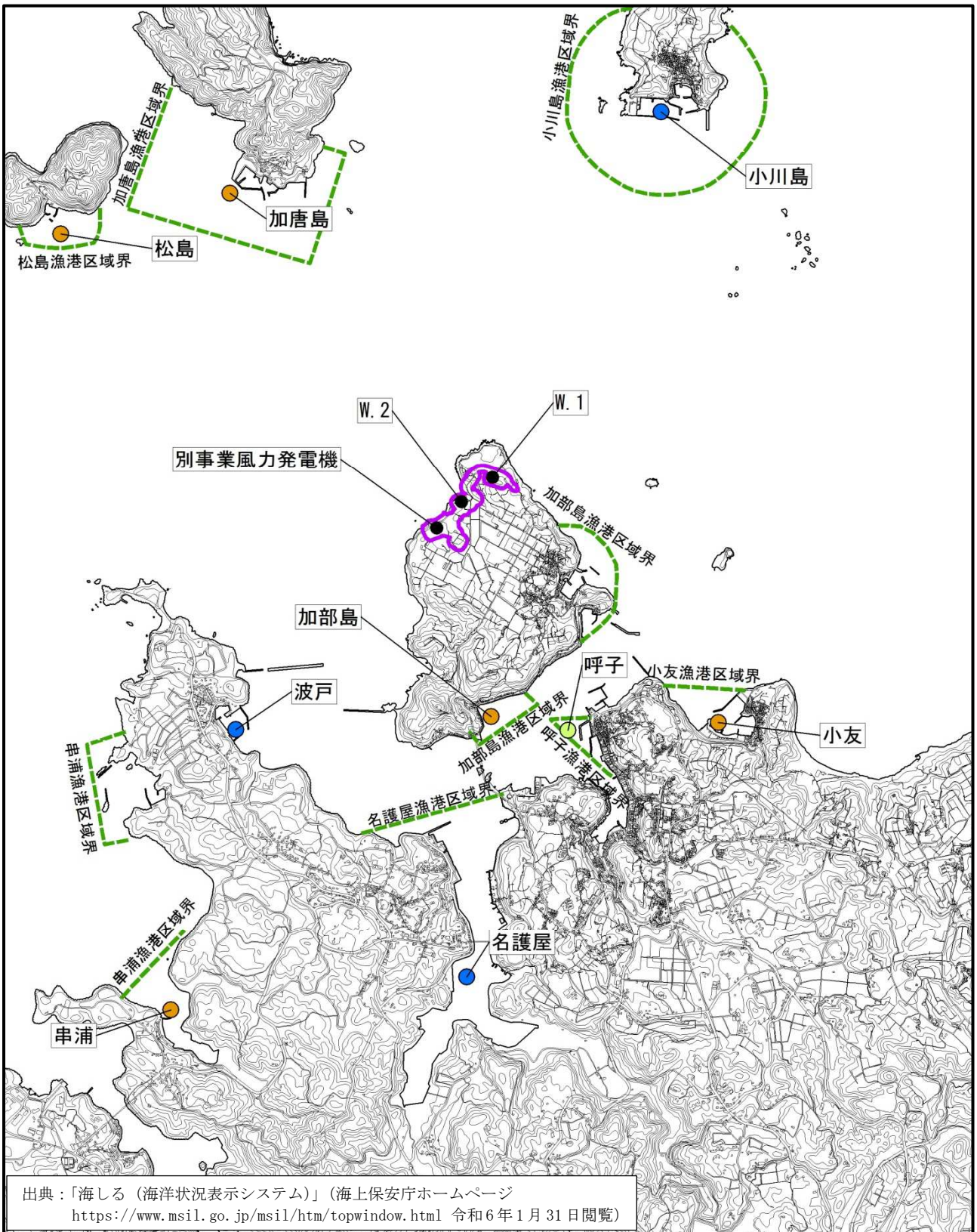
第3種漁港：その利用範囲が全国的なもの

第4種漁港：離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

特定第3種漁港：第3種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの

出典：「海しる（海洋状況表示システム）」（海上保安庁ホームページ

<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html> 令和6年1月31日閲覧）



凡例

- 風力発電機
- 漁港（第1種）
- 対象事業実施区域
- 漁港（第2種）
- 漁港（第3種）
- 漁港区域界

1:50,000

図 3.2.3-2 港湾・漁港の状況

(2) 地下水の利用状況

唐津市における令和3年度の水道普及状況を表3.2.3-4、上水道の年間取水量を表3.2.3-5、簡易水道の年間取水量を表3.2.3-6、飲料水供給施設の現況を表3.2.3-7に示す。

唐津市では上水道に地下水が、簡易水道には伏流水が、飲料水供給施設には深井戸水が使用されている。

表 3.2.3-4 水道普及状況（令和3年度）

市町名	行政区域内 総人口 (A)	給 水 人 口					普及率 (%)		
		上水道	簡易水道	専用水道	小計 (B)	飲料水供給施設	合計 (C)	B/A	C/A
唐津市	117,789	106,182	376	0	106,558	33	106,591	90.5	90.5

出典：「令和3年度 佐賀県の水道（令和4年3月31日現在）」（佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00395460/index.html> 令和6年1月31日閲覧）

表 3.2.3-5 上水道の年間取水量（令和3年度）

事業 主体名	井戸 本数		実績年間取水量（千m ³ ）												1日 平均 取水量 （m ³ ）
	浅 井 戸	深 井 戸	地表水				地下水			原水 受入	湧水	小計	浄水 受入	合計	
			ダム 直接	ダム 放流	湖沼水	表流水 （自 流）	伏流水	浅井 戸水	深井 戸水						
唐津市	3	1	—	937	24	11,081	1,695	19	2	—	—	13,761	—	13,761	37,701

出典：「令和3年度 佐賀県の水道（令和4年3月31日現在）」（佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00395460/index.html> 令和6年1月31日閲覧）

表 3.2.3-6 簡易水道の年間取水量（令和3年度）

事業主体		実績年間取水量（m ³ /年）		
市町	事業名称	種別	取水量	
唐津市	浜玉町淵上	伏流	17,806	17,806
	相知町蕨野	浅	12,379	12,379
唐津市 計		—	30,185	—

出典：「令和3年度 佐賀県の水道（令和4年3月31日現在）」（佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00395460/index.html> 令和6年1月31日閲覧）

表 3.2.3-7 飲料水供給施設の現況（令和3年度）

所在市町	小規模 水道名	経営 種別	計画給水 人口（人）	現在給水 人口（人）	原水の種別	浄水施設 の種別	施設の専用 ・兼用の別
唐津市	大白木	民営	83	33	深井戸水	消毒のみ	兼用

出典：「令和3年度 佐賀県の水道（令和4年3月31日現在）」（佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00395460/index.html> 令和6年1月31日閲覧）

3.2.4 交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路を図 3.2.4-1 に示す。また、一般交通量調査の状況を表 3.2.4-1 に示す。

対象事業実施区域に最も近い交通量調査地点は一般国道 204 号線であり、12 時間観測で 2,846 台、24 時間観測で 3,444 台、また、対象事業実施区域周囲で最も交通量が多いのは名護屋港線であり、12 時間観測で 10,966 台、24 時間観測で 13,708 台となっている。

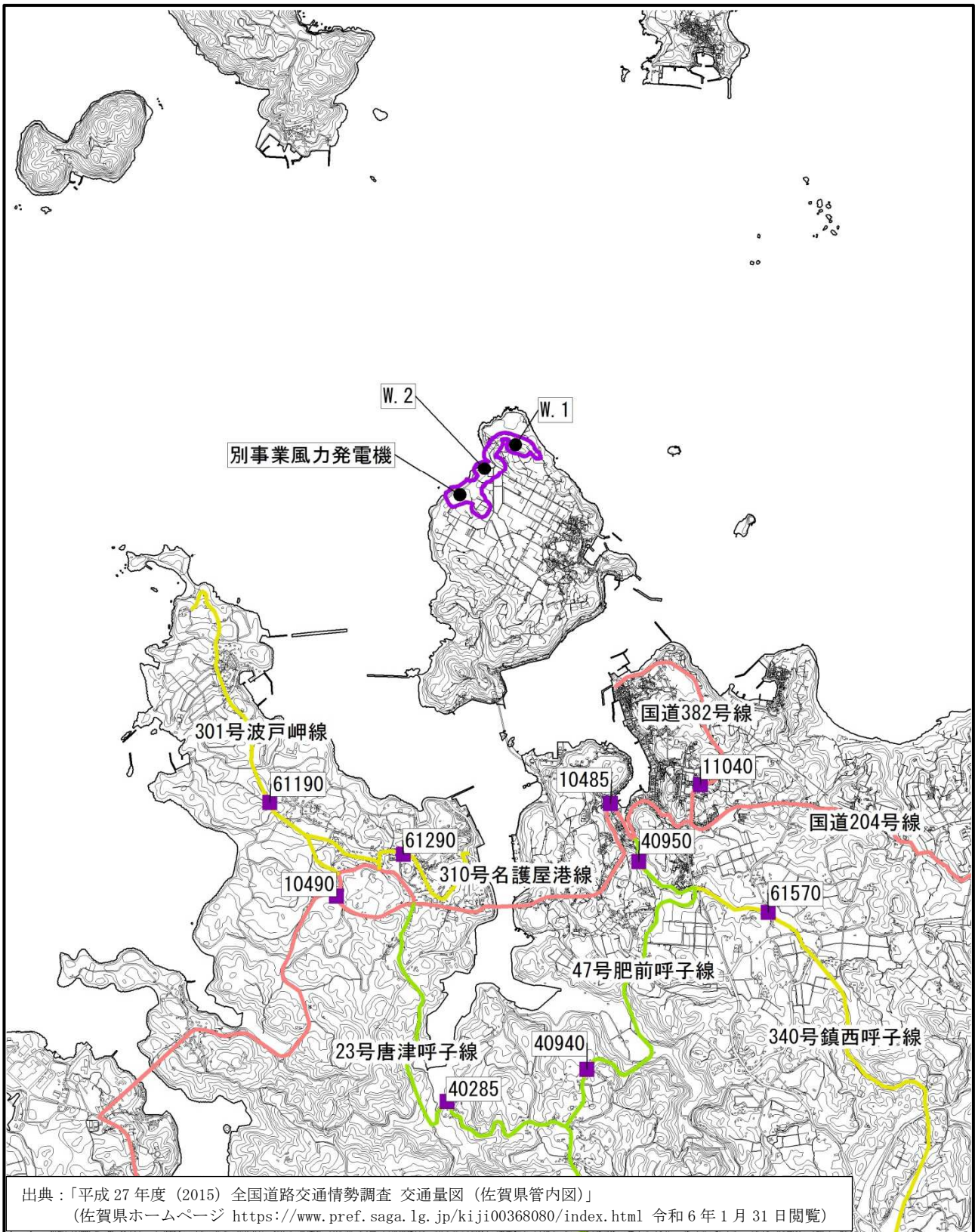
表 3.2.4-1 一般交通量調査の状況（令和 3 年度）

No.	路線名	調査単位 区間番号	観測区間（起点）	観測区間（終点）	交通量（単位：台）	
					12 時間	24 時間
1	一般国道 204 号	10485	一般国道 382 号	肥前呼子線	2,846	3,444
2		10485	肥前呼子線	名護屋港線	2,846	3,444
3		10490	名護屋港線	一般国道 204 号	2,042	2,450
4		10490	一般国道 204 号	一般国道 204 号	2,042	2,450
5	一般国道 382 号	11040	—	一般国道 204 号	1,406	1,673
6	唐津呼子線	40285	一般国道 204 号	虹の松原線	389	475
7		40285	肥前呼子線	一般国道 204 号	389	475
8	肥前呼子線	40940	唐津呼子線	鎮西唐津線	644	669
9		40950	鎮西唐津線	一般国道 204 号	538	597
10	波戸岬線	61190	—	波戸岬線	1,413	1,667
11		61190	波戸岬線	一般国道 204 号	1,413	1,667
12	名護屋港線	61290	波戸岬線	—	10,966	13,708
13	鎮西唐津線	61570	肥前呼子線	唐津呼子線	3,001	3,581

注 1) 起点・終点及び交通量が明らかになっていない場合は「—」とする。

出典：「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」

（国土交通省ホームページ <https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/> 令和 6 年 1 月 31 日閲覧）



凡例

- 風力発電機
- 交通量調査地点
- 対象事業実施区域
- 国道
- 主要地方道
- 一般県道

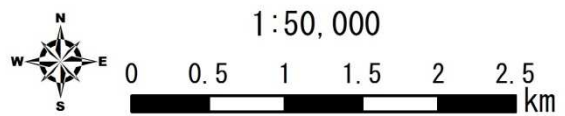


図 3.2.4-1 主要な道路

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

対象事業実施区域及びその周囲における学校、医療機関及び福祉施設等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況を表 3.2.5-1 及び図 3.2.5-1 に示す。

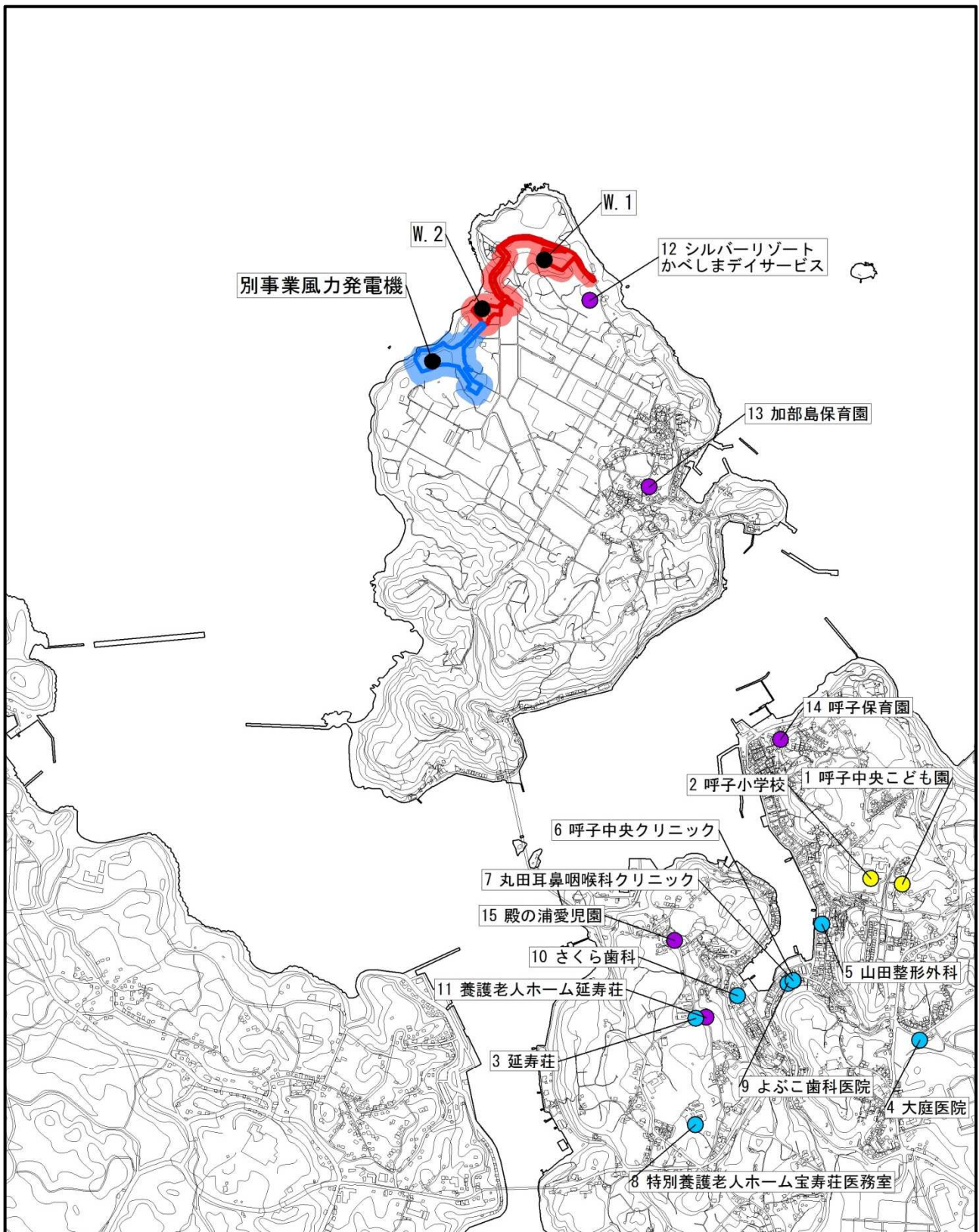
対象事業実施区域の近傍に、老人福祉施設の「シルバーリゾートかべしまデイサービス」及び保育所の「加部島保育園」（令和6年3月末閉園予定）が存在する。

表 3.2.5-1 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

No.	分類	施設名	所在地
1	学校	幼保連携型認定こども園	呼子中央こども園
2		小学校	呼子小学校
3	医療機関	診療所	延寿荘
4			大庭医院
5			山田整形外科
6			呼子中央クリニック
7			丸田耳鼻咽喉科クリニック
8			特別養護老人ホーム宝寿荘医務室
9			歯科診療所
10		よぶこ歯科医院	
11	福祉施設	老人福祉施設	養護老人ホーム延寿荘
12			シルバーリゾートかべしまデイサービス
13		保育所	加部島保育園
14			呼子保育園
15			殿の浦愛児園

出典：「佐賀県の学校 -総括表・学校一覧-」（佐賀県教育委員会ホームページ
<http://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/kiji00332608/index.html> 令和4年5月19日閲覧）
「令和4年度佐賀県の学校（速報版）」（佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/kiji00386204/index.html> 令和6年1月31日閲覧）
「99 さがネット（佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム）」（佐賀県ホームページ
<https://www.qq.pref.saga.jp/> 令和6年1月31日閲覧）
「高齢者関係施設名簿」（佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji0031484/index.html> 令和6年1月31日閲覧）
「佐賀県保育会 佐賀県保育所一覧」（佐賀県保育会ホームページ
<http://www.hokyou.jp/> 令和6年1月31日閲覧）
「国土数値情報 学校（令和3年度）」（国土交通省ホームページ
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html> 令和6年1月31日閲覧）
「国土数値情報 医療機関（令和2年度）」（国土交通省ホームページ
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html> 令和6年1月31日閲覧）
「国土数値情報 福祉施設（令和3年度）」（国土交通省ホームページ
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html> 令和6年1月31日閲覧）

注1) 「シルバーリゾートかべしまデイサービス」は現地で確認した。



凡例

- 風力発電機
- 学校
- 本事業実施区域
- 別事業実施区域
- 本事業変更区域
- 別事業変更区域
- 医療機関
- 福祉施設



1:25,000

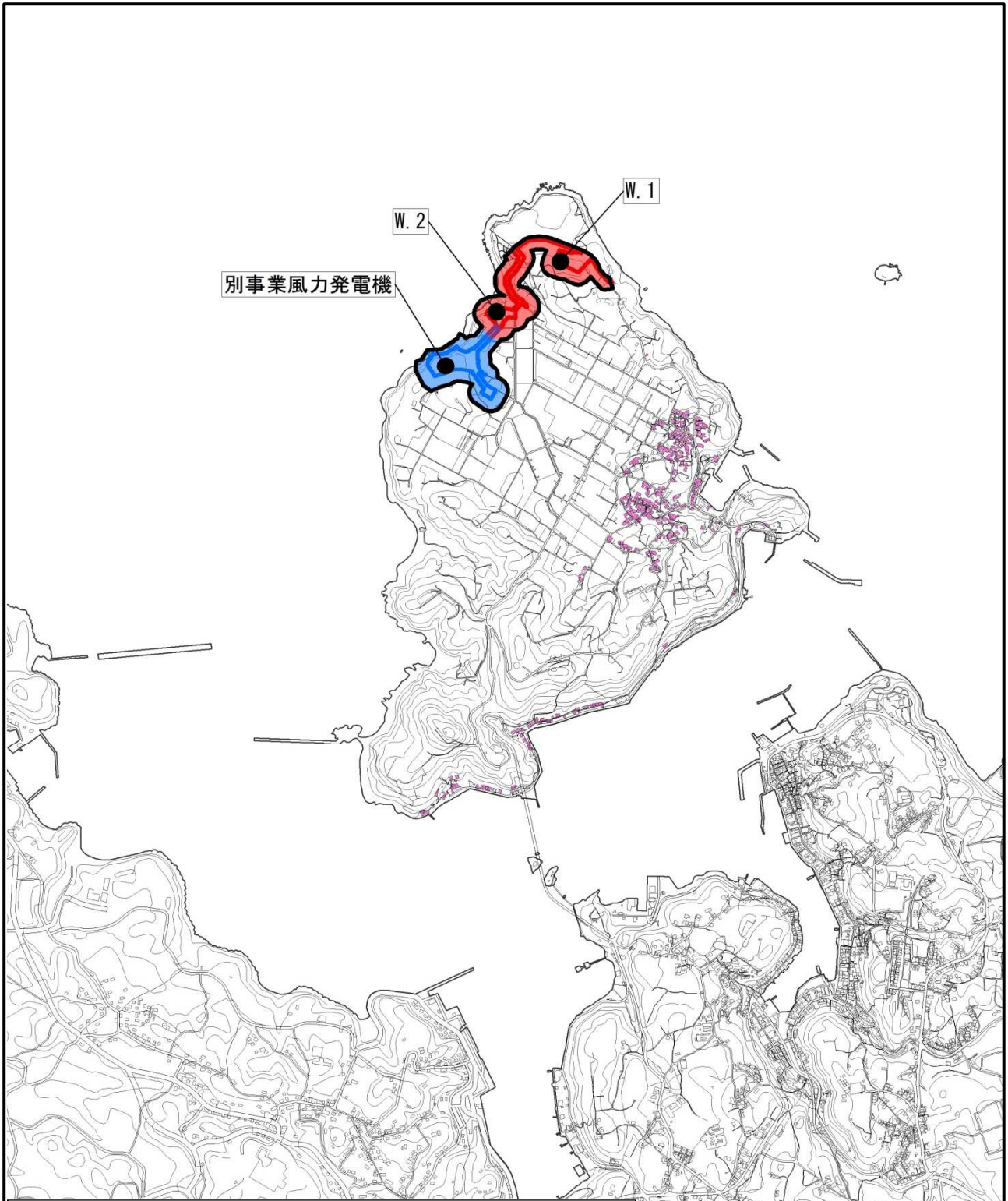


図 3.2.5-1 学校・医療機関及び福祉施設等の状況

出典：表 3.2.5-1 に示す。

(2) 住居等の配置の概況

対象事業実施区域及びその周囲における住居等の配置の状況を図 3.2.5-2 に示す。
対象事業実施区域の近傍に住居等が存在する。



出典：「国土基盤地図情報 建築物」（国土地理院基盤地図情報ダウンロードサービス
<https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php> 令和6年1月31日閲覧）

凡例

- 風力発電機
- 住居等（加部島）
- 対象事業実施区域
- 本事業実施区域
- 別事業実施区域
- 本事業変更区域
- 別事業変更区域



1:25,000

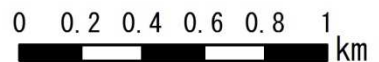


図 3.2.5-2 住居等の配置の状況

3.2.6 下水道の整備状況

唐津市における下水道の整備状況は表 3.2.6-1 に示すとおり、汚水処理人口普及率は 92.7% である。

表 3.2.6-1 下水道の整備状況（令和 4 年度末現在）

市町村名		唐津市	
行政人口		(人)	116,323
公共下水道	処理人口	(人)	87,169
	普及率	(%)	74.9
農業集落排水	処理人口	(人)	8,702
	普及率	(%)	7.5
漁業集落排水	処理人口	(人)	2,593
	普及率	(%)	2.2
小計	処理人口	(人)	98,464
	普及率	(%)	84.6
浄化槽	処理人口	(人)	9,424
	普及率	(%)	8.1
合計	処理人口	(人)	107,888
	普及率	(%)	92.7

出典：「佐賀県の汚水処理人口普及状況（令和 4 年度末現在）」（佐賀県ホームページ <https://www.pref.saga.lg.jp/kiiji00398440/> 令和 6 年 1 月 31 日閲覧）

3.2.7 文化財等の状況

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）、「佐賀県文化財保護条例」（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 22 号、最終改正：令和 4 年 3 月 22 日条例第 15 号）、「唐津市文化財保護条例」（平成 17 年 1 月 1 日条例第 330 号、最終改正：平成 21 年 3 月 25 日条例第 24 号）に基づく史跡・名勝・天然記念物の指定状況を表 3.2.7-1 及び図 3.2.7-1 に示す。

対象事業実施区域内には指定文化財（史跡・名勝・天然記念物）は含まれていない。

また、対象事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財包蔵地の情報を表 3.2.7-2 及び図 3.2.7-2 に示す。

対象事業実施区域内には「鉢ノ底古墳」、「杉ノ原遺跡」、「御手洗古墳」、「鬼ノ口古墳群」及び「津伊田 I 遺跡」が含まれている。

表 3.2.7-1 対象事業実施区域及びその周囲の史跡・名勝・天然記念物

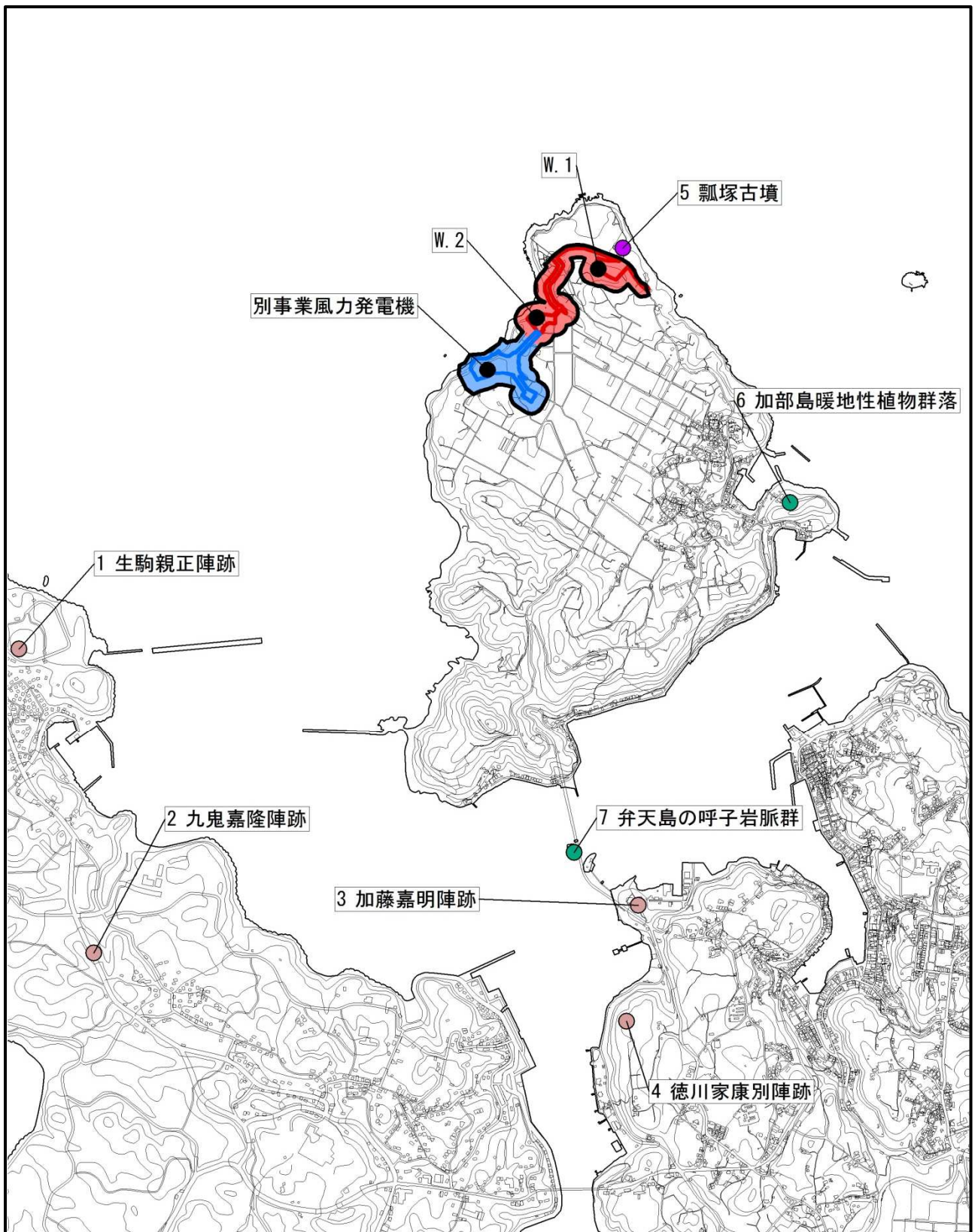
No.	指定	種別	名称	所在地
-	国	特別史跡	名護屋城跡並陣跡	-
1			・生駒親正陣跡	唐津市鎮西町波戸
2			・九鬼嘉隆陣跡	唐津市鎮西町名護屋
3			・加藤嘉明陣跡	唐津市呼子町殿ノ浦
4			・徳川家康別陣跡	唐津市呼子町殿ノ浦
5	県	史跡	瓢塚古墳	唐津市呼子町加部島字鉢ノ底
6		天然記念物	加部島暖地性植物群落	唐津市呼子町加部島
7			弁天島の呼子岩脈群	唐津市呼子町殿ノ浦字辻 2040-1 他

出典：「国指定文化財データベース」（文化庁ホームページ）
http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.html 令和6年1月31日閲覧）
 「佐賀県の文化財紹介」（佐賀県ホームページ）
<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji0031339/index.html> 令和6年1月31日閲覧）
 「指定・登録文化財」（唐津市ホームページ）
<https://www.city.karatsu.lg.jp/manabee/bunkazai/sinaisiseki.html> 令和6年1月31日閲覧）
 「唐津市の各種統計情報（令和5年2月更新） 教育・文化」（唐津市ホームページ）
<https://www.city.karatsu.lg.jp/kikaku/shise/toke/tokeh2606.html> 令和6年1月31日閲覧）
 「陣跡の紹介」（肥前名護屋城歴史ツアーリズム協議会ホームページ）
<https://nagoyajyo-rekishu.com/> 令和6年1月31日閲覧）
 「国土数値情報 都道府県指定文化財（平成26年）」（国土交通省ホームページ）
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html> 令和6年1月31日閲覧）

表 3.2.7-2 対象事業実施区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地

遺跡番号	名称	所在地
0160	瓢塚	呼子町加部島字鉢ノ底
0161	鉢ノ底古墳	呼子町加部島字鉢ノ底
0162	杉ノ原遺跡	呼子町加部島字鉢ノ底
0163	御手洗古墳	呼子町加部島字鉢ノ底
0164	狐塚古墳	呼子町加部島字鉢ノ底
0165	鉢ノ底石墨	呼子町加部島字鉢ノ底
0166	鬼ノ口古墳群	呼子町加部島字鬼ノ口、津伊田、大田
0167	津伊田Ⅱ遺跡	呼子町加部島字津伊田
0168	鬼ノ口古墳	呼子町加部島字津伊田
0169	津伊田Ⅰ遺跡	呼子町加部島字津伊田
0170	加部島大田Ⅰ遺跡	呼子町加部島字大田
0171	津伊田Ⅲ遺跡	呼子町加部島字津伊田
0172	鬼ノ口遺跡	呼子町加部島字鬼ノ口、津伊田
0173	加部島大田Ⅱ遺跡	呼子町加部島字大田
0174	加部島大久保遺跡	呼子町加部島字大久保、出口
0175	唐千田古墳	呼子町加部島字出口
0176	出口遺跡	呼子町加部島字出口
0177	杉遺跡	呼子町加部島字杉
0178	加部島東遺跡	呼子町加部島字東
0179	加部島西Ⅰ遺跡	呼子町加部島字西
0180	加部島西Ⅱ遺跡	呼子町加部島字西
0181	加部島永田古墳	呼子町加部島字西
0182	西Ⅲ遺跡	呼子町加部島字西
0183	経塚山遺跡	呼子町加部島字東
0184	念畑Ⅰ遺跡	呼子町加部島字念畑
0185	加部島辻古墳	呼子町加部島字辻
0186	念畑Ⅱ遺跡	呼子町加部島字念畑
0187	平竹石墨	呼子町加部島字平竹
0188	加部島新村遺跡	呼子町加部島字新村
0189	二軒屋古墳	呼子町加部島字新村

出典：「佐賀県遺跡地図（最終更新日：令和元年8月1日）」（佐賀県ホームページ）
<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji0031873/index.html> 令和6年1月31日閲覧）



凡例

- | | |
|------------|---------|
| ● 風力発電機 | ● 特別史跡 |
| ▭ 対象事業実施区域 | ● 史跡 |
| ■ 本事業実施区域 | ● 天然記念物 |
| ■ 別事業実施区域 | |
| ▭ 本事業変更区域 | |
| ▭ 別事業変更区域 | |

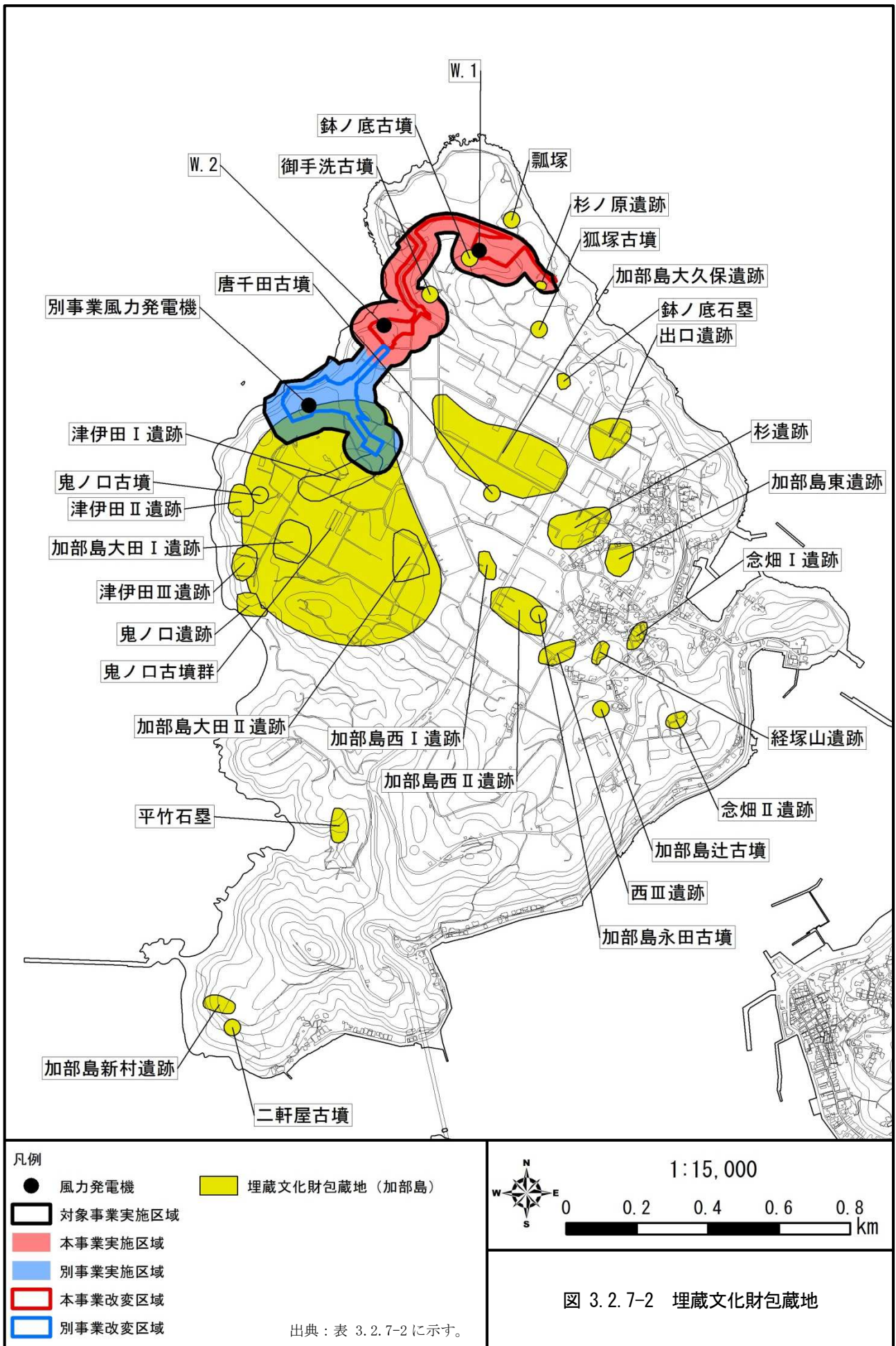


1:25,000

0 0.2 0.4 0.6 0.8 1 km

図 3.2.7-1 史跡・名勝・天然記念物

出典：表 3.2.7-1 に示す。



3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 公害関係法令等

(a) 環境基準等

① 大気汚染

大気の汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正:令和3年5月19日法律第36号)に基づき全国一律に定められており、環境基本法に基づく「大気の汚染に係る環境基準」(昭和48年環境庁告示第25号)、「二酸化窒素に係る環境基準」(昭和53年環境庁告示第38号)、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準」(平成9年環境庁告示第4号)、「ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)及び「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準」(平成21年環境省告示第33号)を表3.2.8-1～表3.2.8-4に示す。また、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」(昭和51年8月13日中央公害対策審議会通知)を表3.2.8-5に示す。なお、環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活しない地域または場所には適用されない。

表 3.2.8-1 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O ₃)	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをなならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。	

出典:「大気の汚染に係る環境基準について」

(昭和48年5月8日環境庁告示第25号、最終改正:平成8年10月25日環境庁告示第73号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」

(昭和53年7月11日環境庁告示第38号、最終改正:平成8年10月25日環境庁告示第74号)

表 3.2.8-2 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

出典:「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

(平成9年2月4日環境庁告示第4号、最終改正:平成30年11月19日環境省告示第100号)

表 3.2.8-3 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	大気
基準値	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 3. 基準値は、年間平均値とする。	

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正：令和4年11月25日環境省告示第89号）

表 3.2.8-4 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日環境省告示第33号）

表 3.2.8-5 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。（S51.8.13通知）

出典：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」（昭和51年8月13日中央公害対策審議会）

② 騒音

騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号）に基づく「騒音に係る環境基準」（平成10年環境庁告示第64号）により定められた騒音に係る環境基準を表3.2.8-6～表3.2.8-8に示す。

対象事業実施区域の位置する唐津市において「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号、最終改正：令和4年5月27日法律第55号）に基づく用途地域に応じた類型当てはめ地域の指定があるが、対象事業実施区域及びその周囲では類型当てはめ地域の指定はない。

表 3.2.8-6 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の 類型	基準値		(注)
	昼間 (6:00-22:00)	夜間 (22:00-6:00)	
AA	50dB以下	40dB以下	1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。 2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
A及びB	55dB以下	45dB以下	
C	60dB以下	50dB以下	

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号、最終改正：平成24年3月30日環境省告示第54号）

表 3.2.8-7 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表3.2.8-8の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号、最終改正：平成24年3月30日環境省告示第54号）

表 3.2.8-8 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間における特例値）

基準値	
昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
70dB以下	65dB以下
備考 個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号、最終改正：平成24年3月30日環境省告示第54号）

③ 水質汚濁

公共用水域の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表3.2.8-9に示すとおり全公共用水域について一律に定められている。また、「生活環境の保全に関する環境基準」は、表3.2.8-10に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況は、図3.2.8-1に示すとおりであり、対象事業実施区域の位置する唐津市加部島周辺の海域はA類型に指定されている。

表 3.2.8-9 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域）

項目	水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和5年環境省告示第6号)

表 3.2.8-10 生活環境の保全に関する環境基準

1) 河川

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2mg/L 以上	—

備考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする（湖沼・海域もこれに準ずる）。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
- 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注)

- 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年環境省告示第 6 号）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼・海域もこれに準ずる。）。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年環境省告示第 6 号)

2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、水産 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級、水産 2 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級、工業用水 1 級、農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—
備考 1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100mL 以下とする。 3. 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000 CFU/100mL 以下とする。 4. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年環境省告示第 6 号)

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及び Ⅱ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、 水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及び Ⅳ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
- 出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和5年環境省告示第6号）

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物 の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として 特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる 水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として 特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和5年環境省告示第6号）

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上	
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年環境省告示第 6 号)

3) 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されな いこと。
B	水産 2 級工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
備考 1. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。 2. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年環境省告示第 6 号)

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産 1 種、水浴及び III 以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産 1 種：底生魚類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産 2 種：一部の底生魚類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年環境省告示第 6 号)

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

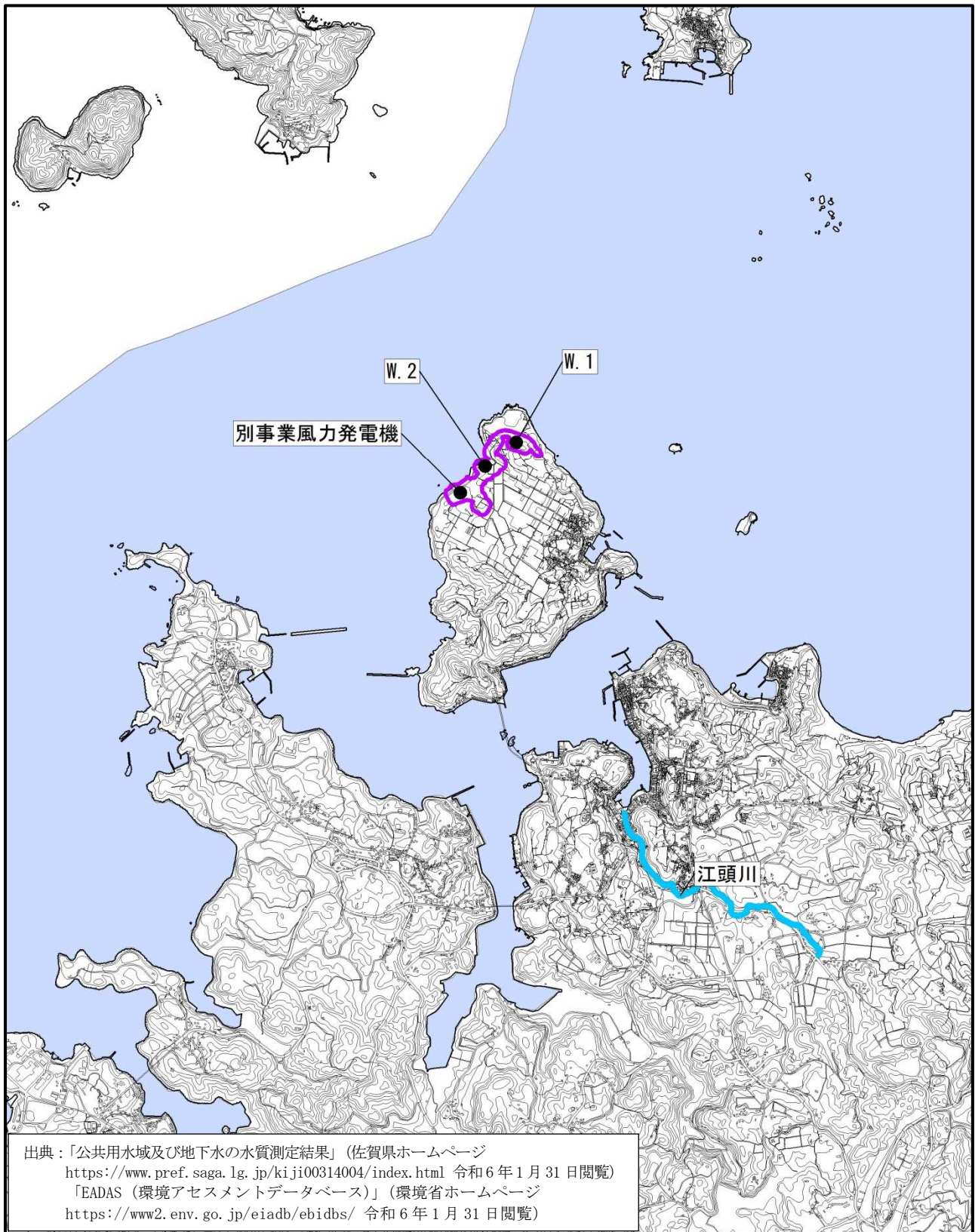
（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年環境省告示第 6 号）

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年環境省告示第 6 号）



凡例

- 風力発電機
- 海域A類型
- 対象事業実施区域
- 河川A類型

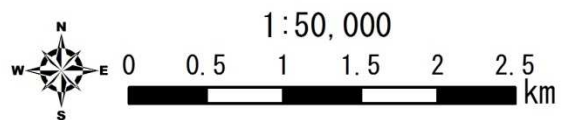


図 3.2.8-1 水質汚濁に係る環境基準の
 類型指定状況

④ 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日法律第 36 号）に基づき全国一律に定められており、その内容は表 3.2.8-11 に示すとおりである。

表 3.2.8-11 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	地下水の水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

(平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日環境省告示 63 号)

⑤ 土壌の汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号）に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2.8-12に示すとおりである。

表 3.2.8-12 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中にこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機りん（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典：「土壌の汚染に係る環境基準」

（平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正：令和2年4月2日環境省告示第44号）

⑥ ダイオキシン等

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づき全国一律に定められており、その内容は表 3.2.8-13 に示すとおりである。

表 3.2.8-13 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重形質分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」

（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日環境省告示第 89 号）

(b) 規制基準等

① 大気汚染

硫黄酸化物の排出基準は、「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号、最終改正：令和4年3月3日環境省令第4号）に基づき以下の式により算出した硫黄酸化物の量とされている。この式において地域ごとに定められているK値は、佐賀県内一律で17.5となっている。

$$q = K \times 10^{-3}He^2$$

q：硫黄酸化物の許容量（ m^3N/h ）

K：大気汚染防止法第3条第2項第1号で定める地域ごとの値

He：規定する方法により補正された排出口の高さ（m）

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日法律第97号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置

対象事業実施区域及びその周囲では、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月3日法律第70号、最終改正：令和元年5月24日法律第14号）第6条第1項及び第8条第1項に規定する規制地域の指定はない。

③ 騒音

騒音に関しては、「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は表3.2.8-14～表3.2.8-16に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における騒音規制区域の指定状況は図3.2.8-2に示すとおりであり、対象事業実施区域の位置する唐津市加部島は全域が第2種区域に指定されている。

表 3.2.8-14 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間区分 区域区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～ 23:00)	夜間 (23:00～6:00)
第1種区域	45 dB	50 dB	45 dB	45 dB
第2種区域	50 dB	60 dB	50 dB	50 dB
第3種区域	65 dB	65 dB	65 dB	55 dB
第4種区域	70 dB	70 dB	70 dB	65 dB

出典：「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」(平成24年4月1日唐津市告示第107号)

唐津市の区域のうち次に掲げる区域

区域の区分	規制区域
第1種区域	鏡、鏡新開、東城内、南城内、北城内、大名小路、町田、神田、旭が丘及び浜玉町浜崎の区域のうち別添の図面において緑で着色して示す区域
第2種区域	双水、夕日、久里、中原、鏡、鏡新開、松南町、原、柏崎、半田、宇木、山本、石志、畑島、山田、千々賀、養母田、養母田鬼塚、橋本、高島、東唐津1丁目、東唐津2丁目、東唐津3丁目、東唐津4丁目、和多田、和多田東百人町、和多田百人町、和多田海士町、和多田南先石、和多田先石、和多田用尺、和多田西山、和多田本村、和多田大土井、長谷、和多田天満町1丁目、和多田天満町2丁目、東町、船宮町、元石町、十人町、水主町、大石町、魚屋町、東城内、西城内、南城内、北城内、大名小路、西寺町、坊主町、山下町、桜馬場、朝日町、江川町、元旗町、西旗町、富士見町、南富士見町、西浜町、新興町、町田、町田1丁目、町田2丁目、町田3丁目、町田4丁目、町田5丁目、神田、旭が丘、熊原町、菜畑、見借、二夕子、二夕子1丁目、二夕子2丁目、二夕子3丁目、西唐津1丁目、西唐津2丁目、西唐津3丁目、妙見町、海岸通、藤崎通、東大島町、西大島町、竹木場、唐川、菅傘田、重河内、熊ノ峰、東山、八幡町、桜町、橋本町、佐志、佐志南、佐志中里、佐志中通、佐志浜町、唐房1丁目、唐房2丁目、唐房3丁目、唐房4丁目、唐房5丁目、唐房6丁目、唐房7丁目、浦、鳩川、枝去木、中瀬通、大良、後川内、梨川内、相賀、湊町、屋形石、横野、中里、神集島、浜玉町浜崎、浜玉町横田下、浜玉町横田上、浜玉町東山田、浜玉町大江、浜玉町洲上、浜玉町谷口、浜玉町岡口、浜玉町五反田、浜玉町南山及び浜玉町平原の区域のうち別添の図面において黄で着色して示す区域並びに厳木町天川、厳木町星領、厳木町広川、厳木町鳥越、厳木町平之、厳木町浦川内、厳木町広瀬、厳木町中島、厳木町牧瀬、厳木町瀬戸木場、厳木町厳木、厳木町浪瀬、厳木町筥木、厳木町岩屋、厳木町本山、相知町相知、相知町鷹取、相知町長部田、相知町町切、相知町楠、相知町田頭、相知町湯屋、相知町横枕、相知町千束、相知町中山、相知町山崎、相知町久保、相知町牟田部、相知町佐里、相知町平山下、相知町平山上、相知町伊岐佐、相知町黒岩、相知町大野、北波多徳須恵、北波多大杉、北波多岸山、北波多稗田、北波多志気、北波多行合野、北波多田中、北波多竹有、北波多山彦、北波多下平野、北波多上平野、北波多成洲、肥前町入野、肥前町犬頭、肥前町星賀、肥前町向島、肥前町納所、肥前町鶴牧、肥前町梅崎、肥前町寺浦、肥前町新木場、肥前町上ヶ倉、肥前町田野、肥前町切木、肥前町赤坂、肥前町湯野浦、肥前町杉野浦、肥前町中浦、肥前町大浦、肥前町満越、肥前町瓜ヶ坂、肥前町万賀里川、肥前町仁田野尾、鎮西町野元、鎮西町名護屋、鎮西町串、鎮西町波戸、鎮西町加唐島、鎮西町松島、鎮西町馬渡島、鎮西町打上、鎮西町横竹、鎮西町石室、鎮西町加倉、鎮西町高野、鎮西町岩野、鎮西町八床、鎮西町菖蒲、鎮西町早田、鎮西町塩鶴、鎮西町赤木、鎮西町中野、鎮西町丸田、呼子町呼子、呼子町殿ノ浦、呼子町小友、呼子町大友、呼子町加部島、呼子町小川島、七山白木、七山藤川、七山馬川、七山荒川、七山池原、七山木浦、七山仁部及び七山滝川の区域の全域
第3種区域	鏡、原、東唐津1丁目、東唐津2丁目、東唐津3丁目、東唐津4丁目、和多田、和多田南先石、和多田先石、和多田大土井、和多田天満町1丁目、東町、船宮町、元石町、十人町、水主町、大石町、魚屋町、材木町、栄町、千代田町、西城内、南城内、大名小路、木綿町、本町、中町、京町、高砂町、呉服町、米屋町、紺屋町、八百屋町、刀町、新町、平野町、弓鷹町、西寺町、坊主町、山下町、朝日町、西旗町、新興町、熊原町、菜畑、二夕子1丁目、二夕子2丁目、二夕子3丁目、西唐津1丁目、西唐津2丁目、西唐津3丁目、妙見町、海岸通、藤崎通、唐房1丁目、唐房2丁目、唐房3丁目、唐房4丁目、唐房5丁目、唐房6丁目、浜玉町浜崎、浜玉町大江及び浜玉町洲上の区域のうち別添の図面において赤で着色して示す区域
第4種区域	久里、中原、原、二夕子2丁目、二夕子3丁目、西唐津1丁目、西唐津2丁目、妙見町及び中瀬通の区域のうち別添の図面において青で着色して示す区域

出典：「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」(平成24年4月1日唐津市告示第107号)

表 3.2.8-15 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

規制種別	第1号区域	第2号区域
基準値	85 dB (敷地境界線)	
作業禁止時間	19:00~7:00	22:00~6:00
最大作業時間	10 時間以内	14 時間以内
最大作業日数	連続 6 日	
作業禁止日	日曜日及び休日	

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境庁告示第 66 号)

第 1 号区域：唐津市の区域のうち次に掲げる区域

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（平成 24 年告示第 107 号。以下「指定告示」という。）により第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域として定められた区域の全域並びに指定告示により第 4 種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から 80 メートル以内の区域
(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校 (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所 (3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの (4) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館 (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する区域」（平成 24 年 4 月 1 日唐津市告示第 108 号）

表 3.2.8-16 自動車騒音の要請限度

区域の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
幹線交通を担う道路に近接する区域	75 dB	70 dB

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令」

(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日環境省令第 9 号)

注 1) 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。

注 2)

a 区域：第 1 種区域

ただし、騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域（平成 24 年告示第 106 号）により A 類型（第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域）をあてはめられた地域については、a 区域とする。

b 区域：第 2 種区域

ただし、騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域（平成 24 年告示第 106 号）により B 類型（第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域）をあてはめられた地域については、b 区域とする。

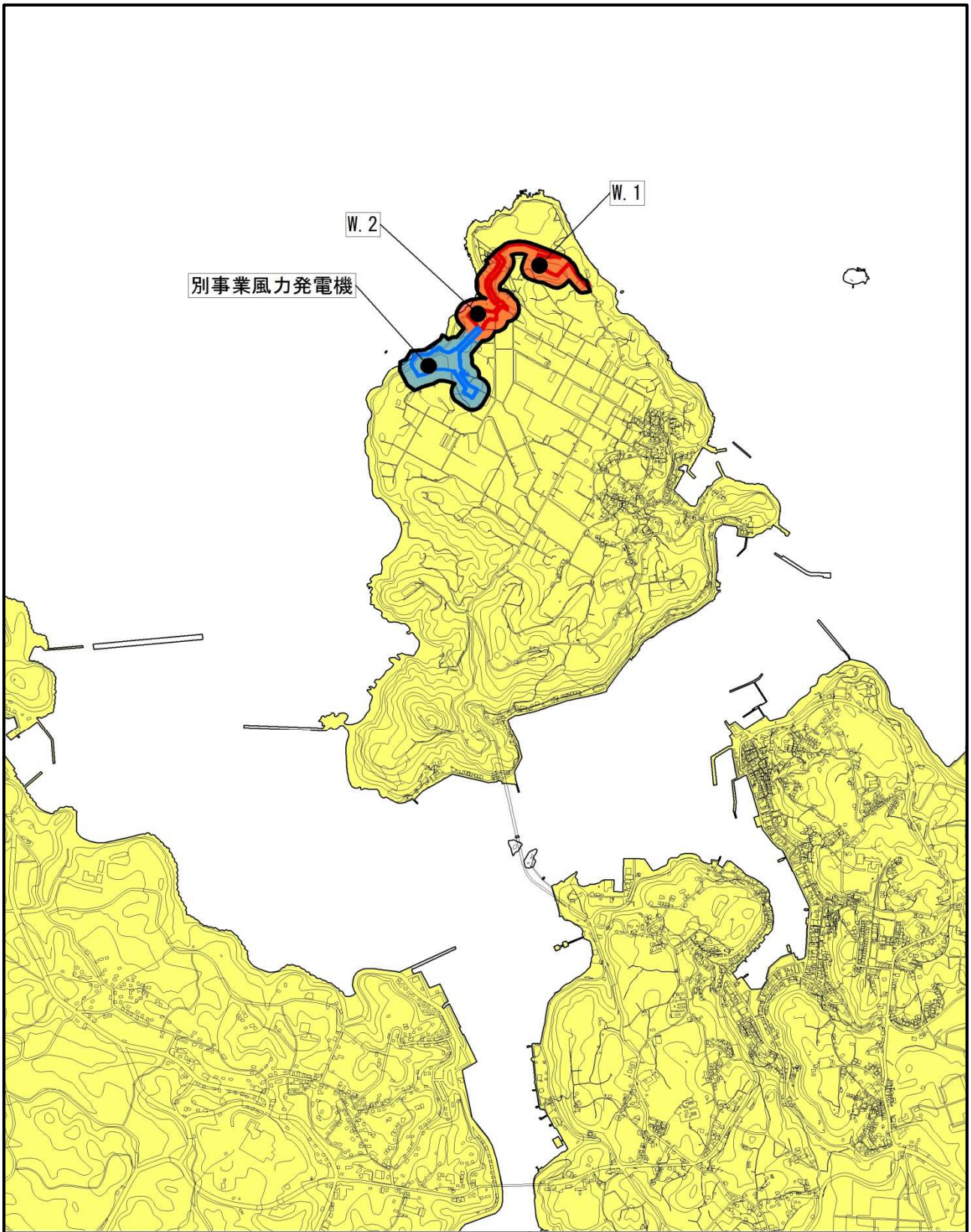
c 区域：第 3 種区域又は第 4 種区域

ただし、騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域（平成 24 年告示第 106 号）により C 類型（近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域）をあてはめられた地域については、c 区域とする。

出典：「騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度に関する区域の区分」（平成 24 年 4 月 1 日唐津市告示第 109 号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域」（平成 24 年 4 月 1 日唐津市告示第 106 号）

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（平成 24 年 4 月 1 日唐津市告示第 107 号）



凡例

- 風力発電機
- 対象事業実施区域
- 別事業実施区域
- 別事業風力発電機
- 第2種区域

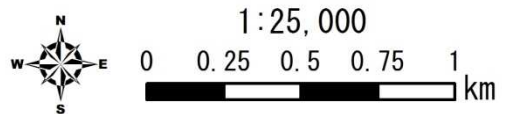


図 3.2.8-2 騒音に係る規制区域の指定状況

出典：唐津市資料

④ 振動

振動に関しては、「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動に係る要請限度が定められており、それらの規制基準及び道路交通振動の要請限度は表3.2.8-17～表3.2.8-19に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における振動規制区域の指定状況は図3.2.8-3に示すとおりであり、対象事業実施区域の位置する唐津市加部島は一部の地域が第1種区域に指定されている。

表 3.2.8-17 特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第1種区域	60 dB	55 dB
第2種区域	65 dB	60 dB

出典：「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」(平成24年4月1日唐津市告示第110号)

唐津市の区域のうち次に掲げる区域

区域の区分	規制区域
第1種区域	<p>双水、夕日、久里、中原、鏡、鏡新開、松南町、原、柏崎、半田、宇木、山本、石志、畑島、山田、千々賀、養母田、養母田鬼塚、橋本、高島、東唐津1丁目、東唐津2丁目、東唐津3丁目、東唐津4丁目、和多田、和多田東百人町、和多田百人町、和多田海士町、和多田南先石、和多田先石、和多田用尺、和多田西山、和多田本村、和多田大土井、長谷、和多田天満町1丁目、和多田天満町2丁目、東町、船宮町、元石町、十人町、水主町、大石町、魚屋町、東城内、西城内、南城内、北城内、大名小路、西寺町、坊主町、山下町、桜馬場、朝日町、江川町、元旗町、西旗町、富士見町、南富士見町、西浜町、新興町、町田、町田1丁目、町田2丁目、町田3丁目、町田4丁目、町田5丁目、神田、旭が丘、熊原町、菜畑、見借、二夕子、二夕子1丁目、二夕子2丁目、二夕子3丁目、西唐津1丁目、西唐津2丁目、西唐津3丁目、妙見町、海岸通、藤崎通、東大島町、西大島町、竹木場、唐川、菅牟田、重河内、熊ノ峰、東山、八幡町、桜町、橋本町、佐志、佐志南、佐志中里、佐志中通、佐志浜町、唐房1丁目、唐房2丁目、唐房3丁目、唐房4丁目、唐房5丁目、唐房6丁目、唐房7丁目、浦、鳩川、枝去木、中瀬通、大良、後川内、梨川内、相賀、湊町、屋形内、横野、中里、神集島、浜玉町浜崎、浜玉町横田下、浜玉町横田上、浜玉町東山田、浜玉町大江、浜玉町渚上、浜玉町谷口、浜玉町岡口、浜玉町五反田、浜玉町南山、浜玉町平原、厳木町浦川内、厳木町広瀬、厳木町中島、厳木町牧瀬、厳木町厳木、厳木町浪瀬、厳木町筥木、厳木町岩屋、厳木町本山、相知町相知、相知町鷹取、相知町長部田、相知町町切、相知町桶、相知町田頭、相知町湯屋、相知町横枕、相知町千束、相知町中山、相知町山崎、相知町久保、相知町牟田部、相知町佐里、相知町平山下、相知町平山上、相知町伊岐佐、相知町黒岩、相知町大野、北波多徳須恵、北波多大杉、北波多岸山、北波多稗田、北波多志気、北波多行合野、北波多田中、北波多竹有、北波多山彦、北波多下平野、北波多上平野、北波多成淵、呼子町呼子、呼子町殿ノ浦、呼子町小友、呼子町加部島、呼子町小川島、七山白木、七山藤川、七山馬川、七山荒川、七山木浦、七山仁部及び七山滝川の区域のうち別添の図面において緑で着色して示す区域並びに肥前町入野、肥前町犬頭、肥前町星賀、肥前町向島、肥前町納所、肥前町鶴牧、肥前町梅崎、肥前町寺浦、肥前町新木場、肥前町上ヶ倉、肥前町田野、肥前町切木、肥前町赤坂、肥前町湯野浦、肥前町杉野浦、肥前町中浦、肥前町大浦、肥前町満越、肥前町瓜ヶ坂、肥前町万賀里川、肥前町仁田野尾、鎮西町野元、鎮西町名護屋、鎮西町串、鎮西町波戸、鎮西町加唐島、鎮西町松島、鎮西町馬渡島、鎮西町打上、鎮西町横竹、鎮西町石室、鎮西町加倉、鎮西町高野、鎮西町岩野、鎮西町八床、鎮西町菖蒲、鎮西町早田、鎮西町塩鶴、鎮西町赤木、鎮西町中野及び鎮西町丸田の区域の全域</p>
第2種区域	<p>久里、中原、鏡、原、東唐津1丁目、東唐津2丁目、東唐津3丁目、東唐津4丁目、和多田、和多田南先石、和多田先石、和多田大土井、和多田天満町1丁目、東町、船宮町、元石町、十人町、水主町、大石町、魚屋町、材木町、栄町、千代田町、西城内、南城内、大名小路、木綿町、本町、中町、京町、高砂町、呉服町、米屋町、紺屋町、八百屋町、刀町、新町、平野町、弓鷹町、西寺町、坊主町、山下町、朝日町、西旗町、新興町、熊原町、菜畑、二夕子1丁目、二夕子2丁目、二夕子3丁目、西唐津1丁目、西唐津2丁目、西唐津3丁目、妙見町、海岸通、藤崎通、唐房1丁目、唐房2丁目、唐房3丁目、唐房4丁目、唐房5丁目、唐房6丁目、浜玉町浜崎、浜玉町大江及び浜玉町渚上の区域のうち別添の図面において赤又は青で示す区域</p>

出典：「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」(平成24年4月1日唐津市告示第110号)

表 3.2.8-18 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

規制種別	第1号区域	第2号区域
基準値	75 dB (敷地境界線)	
作業禁止時間	19:00~7:00	22:00~6:00
最大作業時間	10 時間以内	14 時間以内
最大作業期間	連続 6 日	
作業禁止日	日曜日及び休日	

出典：「振動規制法施行規則」

(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日環境省令第 3 号)

第1号区域：唐津市の区域のうち次に掲げる区域

振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準（平成 24 年告示第 110 号。以下「指定告示」という。）により第1種区域として定められた区域の全域及び指定告示により第2種区域として定められた区域のうち次に掲げる区域
(1) 指定告示に係る図面において赤で着色して示す区域
(2) 指定告示に係る図面において青で着色して示す区域のうち次の各号に掲げる施設の敷地の境界線から 80 メートル以内の区域
ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所
ウ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
エ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
オ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

出典：「特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域」

(平成 24 年 4 月 1 日唐津市告示第 111 号)

表 3.2.8-19 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
	第1種区域	65 dB	60 dB
第2種区域	70 dB	65 dB	

注)

第1種区域：振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準（平成 24 年告示第 110 号。以下「指定告示」という。）により第1種区域として定められた区域

第2種区域：指定告示により第2種区域として定められた区域

出典：「振動規制法施行規則」

(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日環境省令第 3 号)

「道路交通振動の限度に関する区域及び時間の区分」（平成 24 年 4 月 1 日唐津市告示第 112 号）



凡例

- 風力発電機
- 第1種区域
- 対象事業実施区域
- 本事業実施区域
- 別事業実施区域
- 本事業変更区域
- 別事業変更区域

出典：唐津市資料

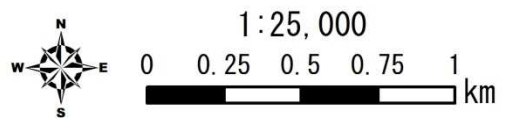


図 3.2.8-3 振動に係る規制区域の指定状況

⑤ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業所からの排水水については、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)に基づき、全国一律の排水基準、上乘せ排水基準及び総量規制基準が定められており、一律排水基準を表3.2.8-20及び表3.2.8-21に示す。

なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2.8-20 排水基準を定める省令（有害物質に係る排水基準）

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03 mg Cd/L
シアン化合物		1 mg CN/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物		0.5 mg Cr (VI) /L
砒素及びその化合物		0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003 mg/L
トリクロロエチレン		0.1 mg/L
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L
ジクロロメタン		0.2 mg/L
四塩化炭素		0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L
チウラム		0.06 mg/L
シマジン		0.03 mg/L
チオベンカルブ		0.2 mg/L
ベンゼン		0.1 mg/L
セレン及びその化合物		0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10 mg B/L
	海域に排出されるもの	230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8 mg F/L
	海域に排出されるもの	15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100 mg/L
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L
備考		
1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		
2. 砒（ひ）素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。		

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：令和5年9月29日環境省令第14号)

表 3.2.8-21 排水基準を定める省令（その他の項目に係る排水基準）

項目		許容限度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）		160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）		160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質（SS）		200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量		120mg/L（日間平均 60mg/L）
リン含有量		16mg/L（日間平均 8mg/L）
備考		
<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p> <p>7. リン（りん）含有量についての排水基準は、リン（りん）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p>		

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、最終改正：令和 5 年 9 月 29 日環境省令第 14 号）

⑥ 悪臭

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日法律第91号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)に基づく規制基準を表3.2.8-22～表3.2.8-24に示す。

対象事業実施区域及びその周囲において「悪臭防止法」に基づき指定された規制区域はない。

表 3.2.8-22 悪臭に係る規制基準（敷地境界）

特定悪臭物質名	許容限度 濃度 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成24年唐津市告示第113号）

悪臭規制区域：唐津市の区域のうち次に掲げる区域

規制区域
久里、中原、鏡、原、東唐津1丁目、東唐津2丁目、東唐津3丁目、東唐津4丁目、和多田、和多田東百人町、和多田百人町、和多田海士町、和多田南先石、和多田先石、和多田用尺、和多田西山、和多田本村、和多田大土井、長谷、和多田天満町1丁目、和多田天満町2丁目、東町、船宮町、元石町、十人町、水主町、大石町、魚屋町、材木町、栄町、千代田町、東城内、西城内、南城内、北城内、大名小路、木綿町、本町、中町、京町、高砂町、呉服町、米屋町、紺屋町、八百屋町、刀町、新町、平野町、弓鷹町、西寺町、坊主町、山下町、桜馬場、朝日町、江川町、元旗町、西旗町、富士見町、南富士見町、西浜町、新興町、町田、町田1丁目、町田2丁目、町田3丁目、町田4丁目、町田5丁目、神田、旭が丘、熊原町、菜畑、二夕子、二夕子1丁目、二夕子2丁目、二夕子3丁目、西唐津1丁目、西唐津2丁目、西唐津3丁目、妙見町、海岸通、藤崎通、東大島町、西大島町、八幡町、桜町、橋本町、佐志、佐志南、佐志中里、佐志中通、佐志浜町、唐房1丁目、唐房2丁目、唐房3丁目、唐房4丁目、唐房5丁目、唐房6丁目、唐房7丁目、浦、中瀬通、浜玉町浜崎、巖木町岩屋、巖木町本山、相知町相知、相知町傘田部、相知町佐里、北波多徳須恵、北波多大杉、北波多岸山、北波多稗田、北波多志気、北波多行合野、北波多田中、北波多竹有、北波多山彦、北波多下平野、北波多上平野、北波多成淵、肥前町入野、肥前町星賀、肥前町納所、肥前町田野、肥前町切木、肥前町満越、肥前町万賀里川、鎮西町名護屋、鎮西町波戸、七山藤川、七山仁部及び七山滝川の区域のうち別添の図面において着色して示す区域

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成24年唐津市告示第113号）

表 3.2.8-23 悪臭に係る規制基準（気体排出口）

ア 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した流量とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

（この式において、q、He 及び Cm は、それぞれ次の値を表わすものとする。
 q 流量（単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算して立方メートル毎時）
 He イに規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）
 Cm (1) に規定する特定悪臭物質の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

イに規定する方法により補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

イ 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He=Ho+0.65(Hm+Ht)$$

$$Hm=(0.795\sqrt{Q \cdot V}) / (1+(2.58/V))$$

$$Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot (2.03 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J=(1/(\sqrt{Q \cdot V})) \times (1460-296 \times (V/(T-288))) + 1$$

これらの式において、He、Ho、Q、V 及び T は、それぞれ次の値を表わすものとする。

He 補正された排出口の高さ（単位 メートル）
 Ho 排出口の実高さ（単位 メートル）
 Q 温度 15 度における排出ガスの流量（単位 立方メートル毎秒）
 V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）
 T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年唐津市告示第 113 号）

表 3.2.8-24 悪臭に係る規制基準（排水）

特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排水中の濃度の値が 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未満の場合に係る排水中の濃度の許容限度は、当分の間、1 リットルにつき 0.002 ミリグラムとする。

$$CLm=k \times Cm$$

（この式及び次表において、CLm、k 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。
 CLm 排水中の濃度（単位 1 リットルにつきミリグラム）
 k 次表に掲げる悪臭物質の種類及び当該事業場から敷地外に排出される排水の量ごとに掲げる値（単位 1 リットルにつきミリグラム）
 Cm (1) に規定する悪臭物質の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

特定悪臭物質の種類	当該事業場から敷地外に排出される排水の量	k 規制基準 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001 立方メートル毎秒以下	16
	0.001~0.1 立方メートル毎秒	3.4
	0.1 立方メートル毎秒超	0.71
硫化水素	0.001 立方メートル毎秒以下	5.6
	0.001~0.1 立方メートル毎秒	1.2
	0.1 立方メートル毎秒超	0.26
硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下	32
	0.001~0.1 立方メートル毎秒	6.9
	0.1 立方メートル毎秒超	1.4
二硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下	63
	0.001~0.1 立方メートル毎秒	14
	0.1 立方メートル毎秒超	2.9

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年唐津市告示第 113 号）

⑦ 土壌汚染

「土壌汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号、最終改正:令和4年6月17日法律第68号)における指定区域の指定に係る特定有害物質とその指定基準を表3.2.8-25に示す。

唐津市市街地に「土壌汚染対策法」に基づく「形質変更時要届出区域」が存在するが、対象事業実施区域及びその周囲においては、同法に基づく指定区域の指定はない。

また、唐津市において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和45年12月25日法律第139号、最終改正:平成23年8月30日法律第105号)に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2.8-25 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質及び指定区域の指定基準

特定有害物質		地下水等の摂取によるリスク	直接摂取によるリスク
		土壌溶出量基準 (mg/L 以下)	土壌含有量基準 (mg/kg 以下)
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	—
	ジクロロメタン	0.02	—
	テトラクロロエチレン	0.01	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	—
	トリクロロエチレン	0.01	—
	ベンゼン	0.01	—
	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002	—
	第2種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.003
六価クロム化合物		六価クロム 0.05	六価クロム 250
シアン化物		シアン不検出	遊離シアン 50
水銀及びその化合物		水銀 0.0005 アルキル水銀 不検出	水銀 15
セレン及びその化合物		セレン 0.01	セレン 150
鉛及びその化合物		鉛 0.01	鉛 150
砒素及びその化合物		砒素 0.01	砒素 150
ふっ素及びその化合物		ふっ素 0.8	ふっ素 4,000
ほう素及びその化合物	ほう素 1	ほう素 4,000	
第3種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003	—
	チウラム	0.006	—
	チオベンカルブ	0.02	—
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	不検出	—
	有機りん化合物	不検出	—

出典:「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日環境省令第29号、最終改正:令和4年12月16日環境省令第26号)

⑧ 地盤沈下

佐賀県において、「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月 1 日法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づく規制地域の指定はない。

なお、佐賀平野では佐賀県公害防止条例（現：佐賀県環境の保全と創造に関する条例）による地下水採取規制が行われているが、唐津市には規制地域は存在しない。

⑨ 産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）により、事業活動に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む。）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑩ 温室効果ガス

佐賀県では「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成 14 年 10 月 7 日佐賀県条例第 48 号）第 82 条第 1 項に基づく県の環境負荷低減計画及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）に基づく「地方公共団体実施計画」として、「地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画」（平成 21 年 3 月策定、平成 31 年 3 月改定）により温暖化対策を推進しており、温室効果ガスの削減目標は「令和 4 年度は基準年度（平成 25 年度）比で 8.0%の削減を目指すこと」と定められている。

⑪ 航空法

「航空法」（昭和 27 年 7 月 15 日法律第 231 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日法律第 63 号）第 49 条の規定による空港周辺における物件の高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面）のある空域は対象事業実施区域には含まれない。

出典：「空港周辺の高さ制限について」（佐賀県ホームページ
<https://www.pref.saga.lg.jp/airport/kiji00313062/index.html> 令和 6 年 1 月 31 日閲覧）

(c) その他の環境保全計画等

① 佐賀県環境基本計画

佐賀県では、県民一人ひとりが豊かな環境の恵沢を受け、それを将来の世代に引き継いでいくため、平成9年に「佐賀県環境基本条例（以下この章において条例という。）」が制定された。

この条例に基づき、平成12年3月、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に進めていくための大綱として「人と自然が共生できる豊かで潤いのあるふるさと佐賀の実現」を目指した「佐賀県環境基本計画（第1期計画）」が策定され、環境に関する施策が推進された。

その後、県民協働の視点を強化する観点などから平成17年3月に改定が行われ、平成23年10月には、気候変動や生物多様性など環境を巡る課題に対応するため、「みんなで創る環境先進県さが」を基本目標とした第2期計画が策定された。また、平成28年3月には、引き続き取り組んでいくべき課題に加え、PM2.5（微小粒子状物質）への対応や地球温暖化への適応策など新たな課題に適切に対応するため、第3期計画が策定された。

「第4期佐賀県環境基本計画」（佐賀県、令和3年3月）は、第3期計画の対象期間が概ね5年間であることから、引き続き、環境保全の基本となる取組を着実に推進するとともに、社会情勢や環境を巡る状況の変化等に対応し、佐賀の豊かな環境を次の世代へ繋げていくため、新たに第4期計画を策定するものである。

第4期佐賀県環境基本計画における佐賀県の目指す姿を表3.2.8-26に、施策の展開を表3.2.8-27に示す。

表 3.2.8-26 佐賀県の目指す姿

項目	目指す姿
くらし	・省資源・省エネルギー型ライフスタイルが定着しています。 ・身近な自然や歴史的な町並み等の豊かな環境と調和した地域になっています。
まちづくり	・快適で持続可能なまちづくりが進められています。
産 業	・環境・エネルギー関連産業や環境負荷の少ない産業の振興が進み、環境と経済の好循環がうまれています。
自 然	・佐賀の豊かな自然の保全・再生、利用が図られ、私たちの生活と多様な動植物に潤いを与えています。
安全・安心な環境	・安全への取組が充実し、安心して暮らせるための、きめ細かな情報が提供されています。
参 加	・県民、CSO、事業者、行政などの各主体が、日常の活動の中で、環境を良くする取組に積極的に参加しています。

出典：「第4期佐賀県環境基本計画」（佐賀県、令和3年3月）

表 3.2.8-27 施策の展開

施策	実施項目
地球温暖化対策・再生可能エネルギー等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進 気候変動の影響への適応 再生可能エネルギー等の推進
安全・安心で快適な生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 大気環境の保全 水環境・土壌環境の保全 玄海原子力発電所周辺環境安全対策 化学物質等による環境リスクの低減
循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会の形成促進～まなぶ、つながる、ささえる～ 安全・安心な廃棄物対策～まなぶ、つながる、ささえる～
多様な自然環境の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全・活用 ～生物多様性佐賀県戦略～ 有明海の再生 地域環境の保全と再生 自然環境の利活用
環境を考えて行動する人づくり	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育・環境学習等の推進 各主体のネットワークによる環境への取組の推進
環境負荷の少ない地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 環境情報の充実と発信 危機管理体制の充実 多様な環境保全の手法の活用 環境関連・環境負荷の少ない産業の振興 豊かで潤いのある地域づくり 環境負荷低減に向けた生活圏・交通体系づくり 広域的取組（共同調査研究など）

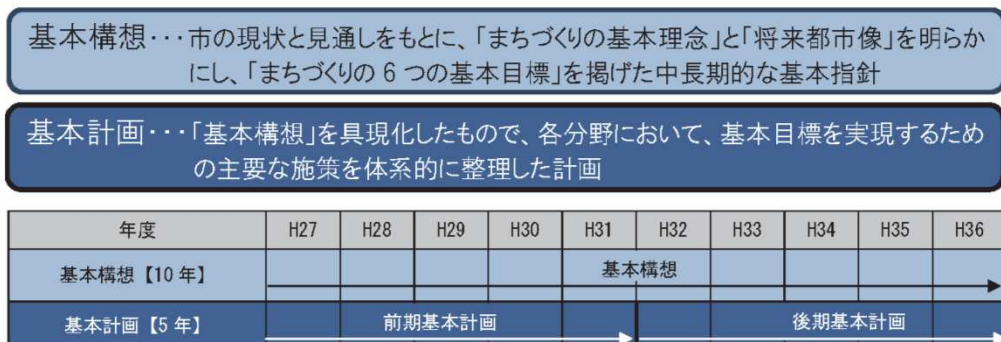
出典：「第4期佐賀県環境基本計画」（佐賀県、令和3年3月）

② 唐津市総合計画

唐津市では、市民、地域との連携により唐津市の均衡ある継続的な発展と新たな時代に対応した魅力的な「唐津」を創造することを目的として、「第2次唐津市総合計画」（唐津市、平成27年3月）が策定されている。

第2次唐津市総合計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成され、計画期間は、表3.2.8-28に示すとおり、「基本構想」を平成27年度から令和6年度までの10年間、「基本計画」は前期5年、後期5年となっている。

表 3.2.8-28 基本構想、基本計画の計画期間



出典：「第2次唐津市総合計画」（唐津市、平成27年3月）

③ 唐津市環境基本計画

「海・山・川」の多様な自然に恵まれた唐津市では、先人から受け継いだ豊かな自然や歴史・文化を守り、未来に引き継いでいくため、「唐津市環境基本計画」（唐津市、平成 19 年 3 月）を策定している。この計画の策定から 10 年が経過し、関連する計画や法令が改正され、社会情勢などが変化したことに対応するため、「第 2 次唐津市環境基本計画」（唐津市、平成 30 年 3 月）が策定された。この第 2 次計画は、表 3.2.8-29 に示すとおり、唐津市が目指す「望ましい環境像」である「海・山・川と人が響きあう唐津」を実現するために、行政・市民・CSO・事業者それぞれの役割が明確に示され、施策の目指す方向（目標値）が設定されたより実効性のある計画となっている。

表 3.2.8-29 環境目標・基本的な施策

望ましい環境像	環境目標	基本的な施策
海・山・川と人が響きあう唐津	<u>地球環境</u> 地球にやさしいまちを目指します	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進 ・再生可能エネルギーなどの普及・促進 ・地球温暖化への適応策の推進
	<u>自然環境</u> 豊かな自然があふれるまちを目指します	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全 ・緑・水環境の保全
	<u>生活・快適環境</u> 安心して健やかな暮らしが送れるまちを目指します	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全および騒音・振動・悪臭の防止 ・公共用水域の水質保全 ・土壌・地下水の環境の保全 ・化学物質などの環境リスク対策 ・安心して暮らせる地域づくり ・豊かで潤いある地域づくり
	<u>資源循環</u> 資源を大切にすするまちを目指します	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・再資源化の推進 ・安全・安心な廃棄物処理の推進
	<u>環境教育・環境学習</u> 環境への思いをつなぎ育てるまちを目指します	<ul style="list-style-type: none"> ・人づくり・ネットワークづくり

出典：「第 2 次唐津市環境基本計画」（唐津市、平成 30 年 3 月）

(2) 自然関係法令等

対象事業実施区域及びその周囲における自然関係法令等による規制状況を表 3.2.8-30 に整理した。

表 3.2.8-30 自然関係法令等一覧

法令等	地域地区等の名称	指定の有無		
		対象事業 実施区域	対象事業実 施区域周囲 (加部島)	唐津市 (全域)
自然公園法	国立公園	—	—	—
	国定公園	○	○	○
佐賀県立自然公園条例	県立自然公園	—	—	○
自然環境保全法	原生自然環境保全地域	—	—	—
	自然環境保全地域	—	—	—
佐賀県環境の保全と創造に関する 条例	県自然環境保全地域	—	—	○
	環境緑地保護地区	—	—	—
世界の文化遺産及び自然遺産の保 護に関する条約	世界文化遺産	—	—	—
	世界自然遺産	—	—	—
都市緑地法	緑地保全地区・ 特別緑地保全地区	—	—	—
絶滅のおそれのある野生動植物の 種の保存に関する法律	生息地等保護区	—	—	—
佐賀県環境の保全と創造に関する 条例	希少野生動植物種保護区	—	—	—
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の 適正化に関する法律	鳥獣保護区	—	—	○
	特定猟具使用禁止区域	○	○	○
特に水鳥の生息地として国際的に 重要な湿地に関する条約（ラムサ ール条約）	ラムサール条約登録湿地	—	—	—
都市計画法	都市計画区域	—	—	○
	風致地区	—	—	○
自然再生推進法	自然再生事業実施計画	—	—	○
	自然再生協議会	—	—	○
景観法	景観計画区域	○	○	○
森林法	保安林	—	○	○
砂防法	砂防指定地	—	—	○
急傾斜地の崩壊による災害の防止 に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	—	○	○
土砂災害警戒区域等における土砂 災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域・ 土砂災害特別警戒区域	—	○	○
地すべり等防止法	地すべり防止区域	—	—	○
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	○	○	○
	農業地域	○	○	○

注1) 表中「○」は指定あり、「—」は指定なしを示す。

(a) 自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における、「自然公園法」(昭和32年6月1日法律第161号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)に基づく自然公園の指定状況を図3.2.8-4に示す。

対象事業実施区域及び周囲は「玄海国定公園」の特別地域に指定されており、対象事業実施区域は第2種及び第3種特別地域に指定されている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲においては、「佐賀県立自然公園条例」(昭和33年12月27日条例第50号、最終改正：令和元年10月3日条例第17号)に基づく県立自然公園区域の指定はない。

(b) 自然環境保全地域等

対象事業実施区域及びその周囲においては、「自然環境保全法」(昭和47年6月22日法律第85号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域等の指定はない。

なお、唐津市内では「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」(平成14年10月7日条例第48号、最終改正：令和4年3月22日条例第9号)に基づき、檜原湿原が自然環境保全地域として指定されているが、対象事業実施区域からは約30kmの場所に位置している。

(c) 世界の文化遺産及び自然遺産

対象事業実施区域及びその周囲においては、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月28日条約第7号 平成4年9月30日発効(平成4外務省告示460))による世界遺産の指定はない。

(d) 緑地保全地域及び特別緑地保全地区

対象事業実施区域及びその周囲においては、「都市緑地法」(昭和48年9月1日法律第72号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区はない。

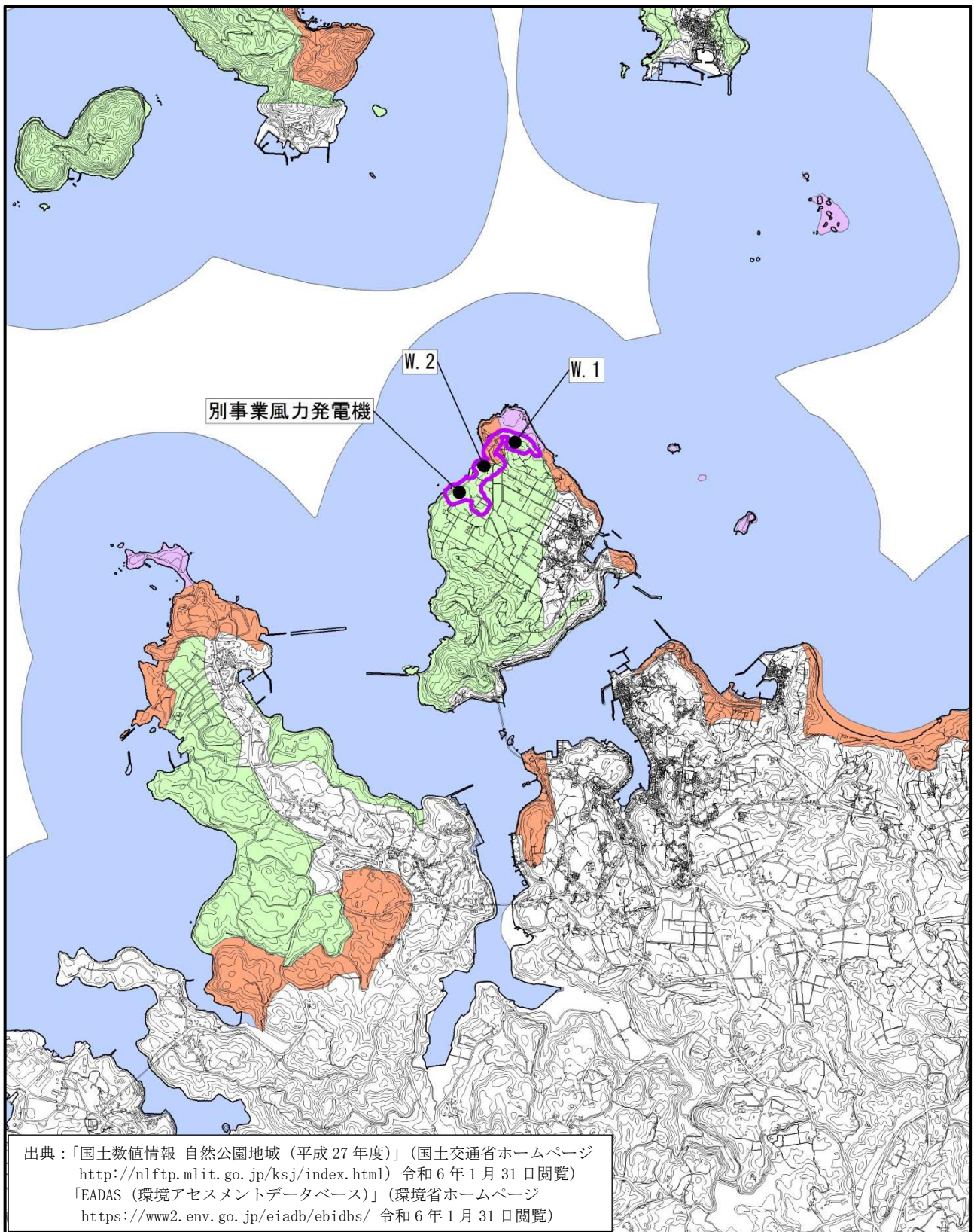
(e) 生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲においては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)の第36条第1項により指定された生息地等保護区はない。

(f) 鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月12日法律第88号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第28条の規定により設定された「鳥獣保護区」、第29条の規定により設定された「特別保護地区」並びに第35条の規定により設定された「特定猟具使用禁止区域」の指定状況を図3.2.8-5に示す。

対象事業実施区域の位置する加部島においては、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定はないが、特定猟具使用禁止区域に指定されている。



凡例

- 風力発電機
- ◻ 対象事業実施区域
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域（海域を含む）

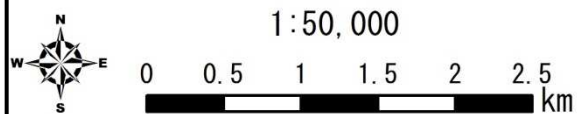
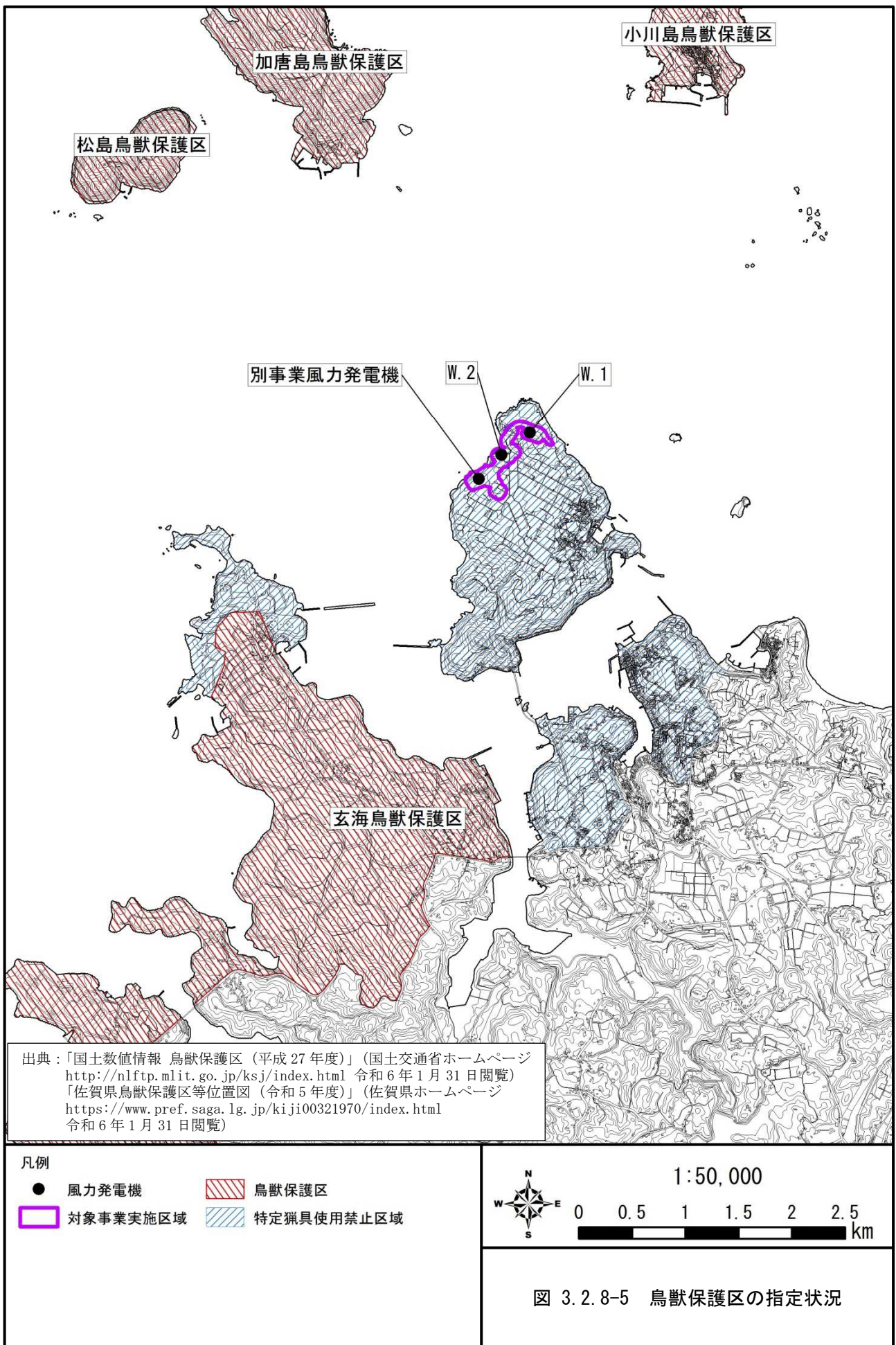


図 3.2.8-4 自然公園の指定状況



(g) **ラムサール条約登録湿地**

対象事業実施区域及びその周囲においては、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」（昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号）に基づく湿地の登録はない。

(h) **都市計画法の指定地域**

① **都市計画区域**

対象事業実施区域及びその周囲においては、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 5 月 27 日法律第 55 号）に基づく都市計画区域の指定はない。

② **風致地区**

対象事業実施区域及びその周囲においては、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 5 月 27 日法律第 55 号）に基づく風致地区の指定はない。

なお、唐津市内では「舞鶴公園風致地区」、「鏡山公園風致地区」、「虹の松原風致地区」、「唐津ゴルフ場風致地区」の 4 地区が指定されている。

(i) **自然再生事業実施計画・自然再生協議会**

対象事業実施区域及びその周囲においては、「自然再生推進法」（平成 14 年 12 月 11 日法律第 148 号）に基づく自然再生事業実施計画、自然再生協議会はない。

なお、唐津市内では檜原湿原が自然再生事業実施計画を策定し、自然再生協議会を設置しているが、対象事業実施区域からは約 30km の場所に位置している。

(j) **景観法等の指定地域**

対象事業実施区域及びその周囲における、「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づく、景観計画区域の指定状況を図 3.2.8-6 に示す。

対象事業実施区域の位置する加部島は景観計画区域に指定され、「先導的に取り組むエリア」、「重要地区」として位置付けられている。

(k) **保安林**

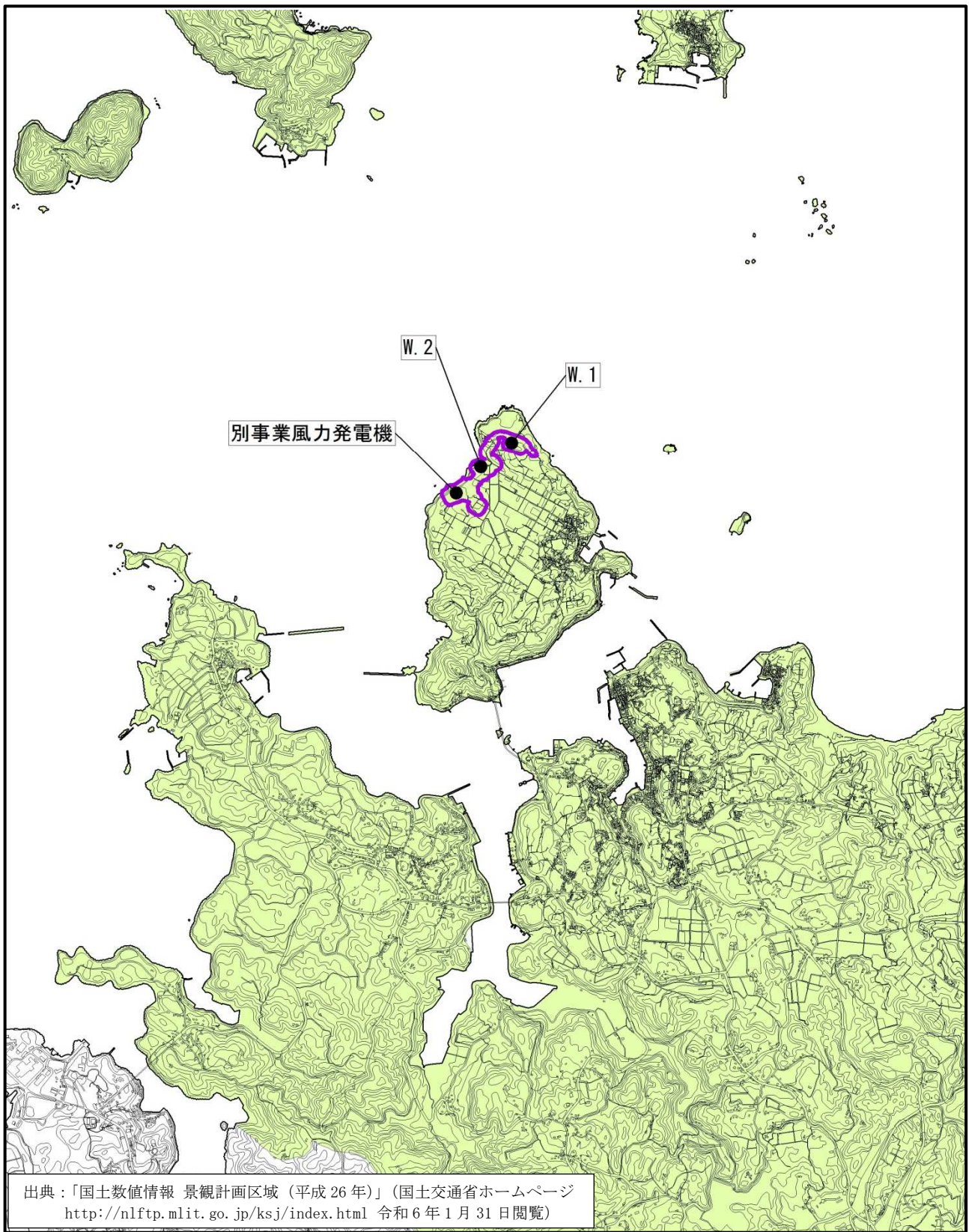
対象事業実施区域及びその周囲における、「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日法律第 63 号）第 25 条の規定により指定された保安林の分布状況を図 3.2.8-7 に示す。

なお、対象事業実施区域において保安林（民有林）は存在していない。

※付近に存在する津伊田 2264-1 の保安林は事業実施区域に含まれないことを確認している。

(l) **砂防指定地**

唐津土木事務所によると対象事業実施区域が位置する加部島においては、「砂防法」（明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づく砂防指定地の指定はない。



凡例

- 風力発電機
- 景観計画区域
- 対象事業実施区域

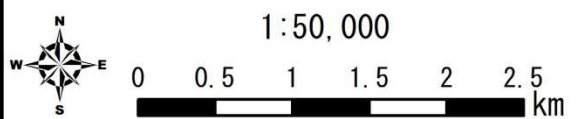
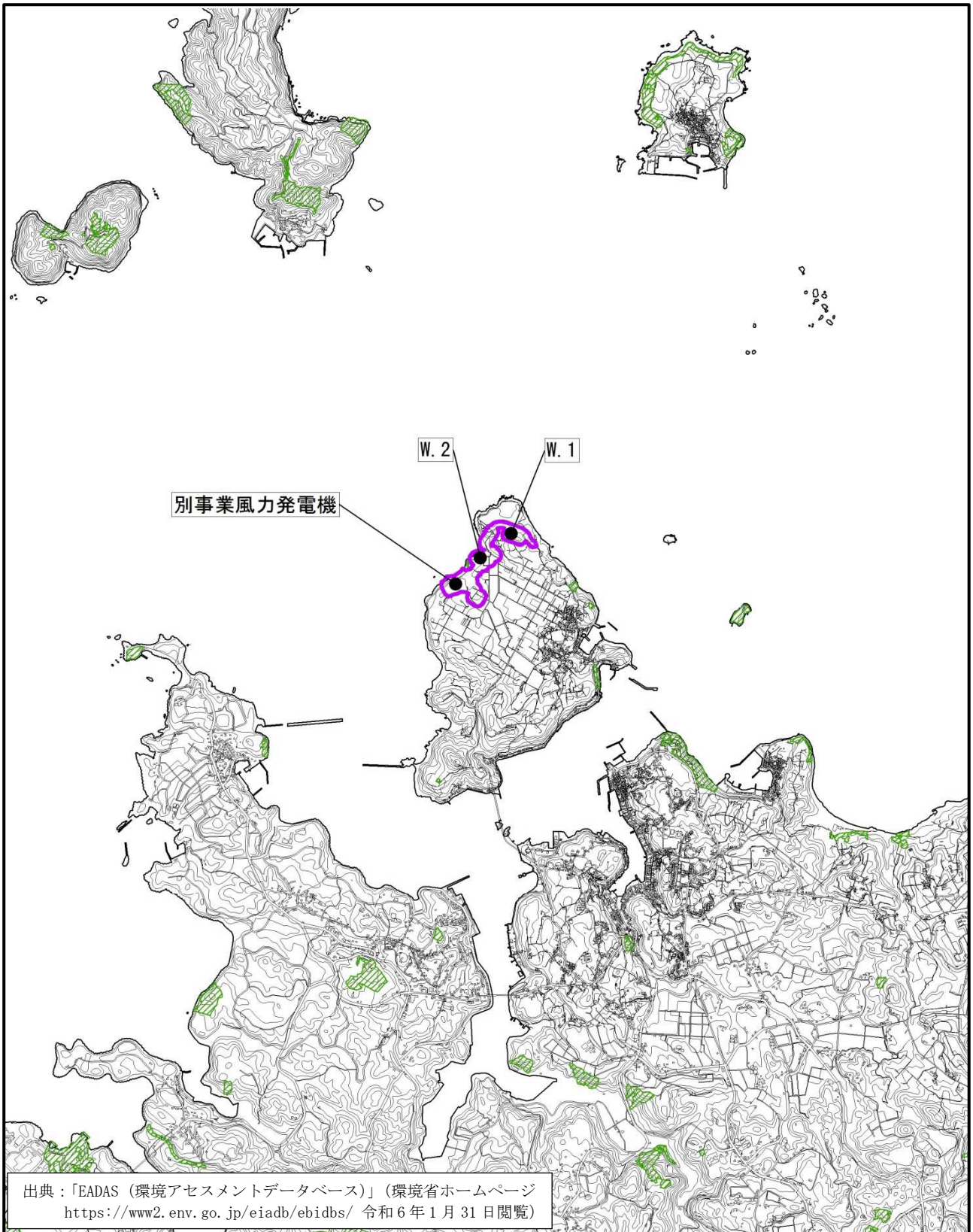


図 3.2.8-6 景観計画区域の指定状況



凡例

- 風力発電機
- ▨ 保安林
- ▭ 対象事業実施区域

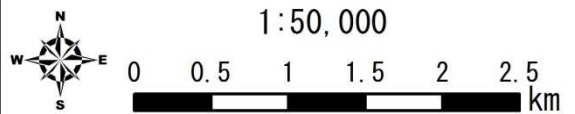


図 3.2.8-7 保安林の指定状況

(m) 急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月1日法律第57号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定区域の状況を表3.2.8-31に示す。また、対象事業実施区域の位置する加部島における指定区域を図3.2.8-8に示す。

対象事業実施区域においては、急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

表 3.2.8-31 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

指定	番号	所在地
昭和59年3月19日 佐賀県告示第146号	1	東松浦郡呼子町加部島八幡3080
	2	東松浦郡呼子町加部島八幡3064の2
	3	東松浦郡呼子町加部島八幡3044の2
	4	東松浦郡呼子町加部島家の上3147の1
	5	東松浦郡呼子町加部島家の上3143の2
	6	東松浦郡呼子町加部島家の上3095の1
昭和63年3月31日 佐賀県告示第246号	1	東松浦郡呼子町加部島新村3007番
	2	東松浦郡呼子町加部島新村3007番
	3	東松浦郡呼子町加部島新村3005番
	4	東松浦郡呼子町加部島新村3021番4
	5	東松浦郡呼子町加部島新村3020番5
	6	東松浦郡呼子町加部島新村3020番5
	7	東松浦郡呼子町加部島新村3026番4
	8	東松浦郡呼子町加部島新村3026番4
平成2年3月14日 佐賀県告示第184号	1	東松浦郡呼子町加部島東1320番
	2	東松浦郡呼子町加部島東1322番
	3	東松浦郡呼子町加部島東1330番2
	4	東松浦郡呼子町加部島東1310番1
平成6年5月25日 佐賀県告示第314号	1	東松浦郡呼子町加部島念畑3836番1
	2	東松浦郡呼子町加部島念畑3865番4
	3	東松浦郡呼子町加部島念畑3881番1
	4	東松浦郡呼子町加部島念畑3865番1
	5	東松浦郡呼子町加部島念畑3824番
平成18年1月10日 佐賀県告示第6号	1	唐津市呼子町加部島新村3026番11
	2	唐津市呼子町加部島新村3024番1
	3	唐津市呼子町加部島新村3029番1
	4	唐津市呼子町加部島新村3029番1
	5	唐津市呼子町加部島新村3026番
	6	唐津市呼子町加部島八幡3067番
	7	唐津市呼子町加部島八幡3069番
	8	唐津市呼子町加部島新村3026番
	9	唐津市呼子町加部島新村3026番34

出典：「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定」
(昭和45年11月30日佐賀県告示第488号 最終告示：令和5年2月28日県告示第43号)

(n) **土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域**

対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づく指定区域の状況を図 3.2.8-8 に示す。

対象事業実施区域においては、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定はない。

(o) **地すべり防止区域**

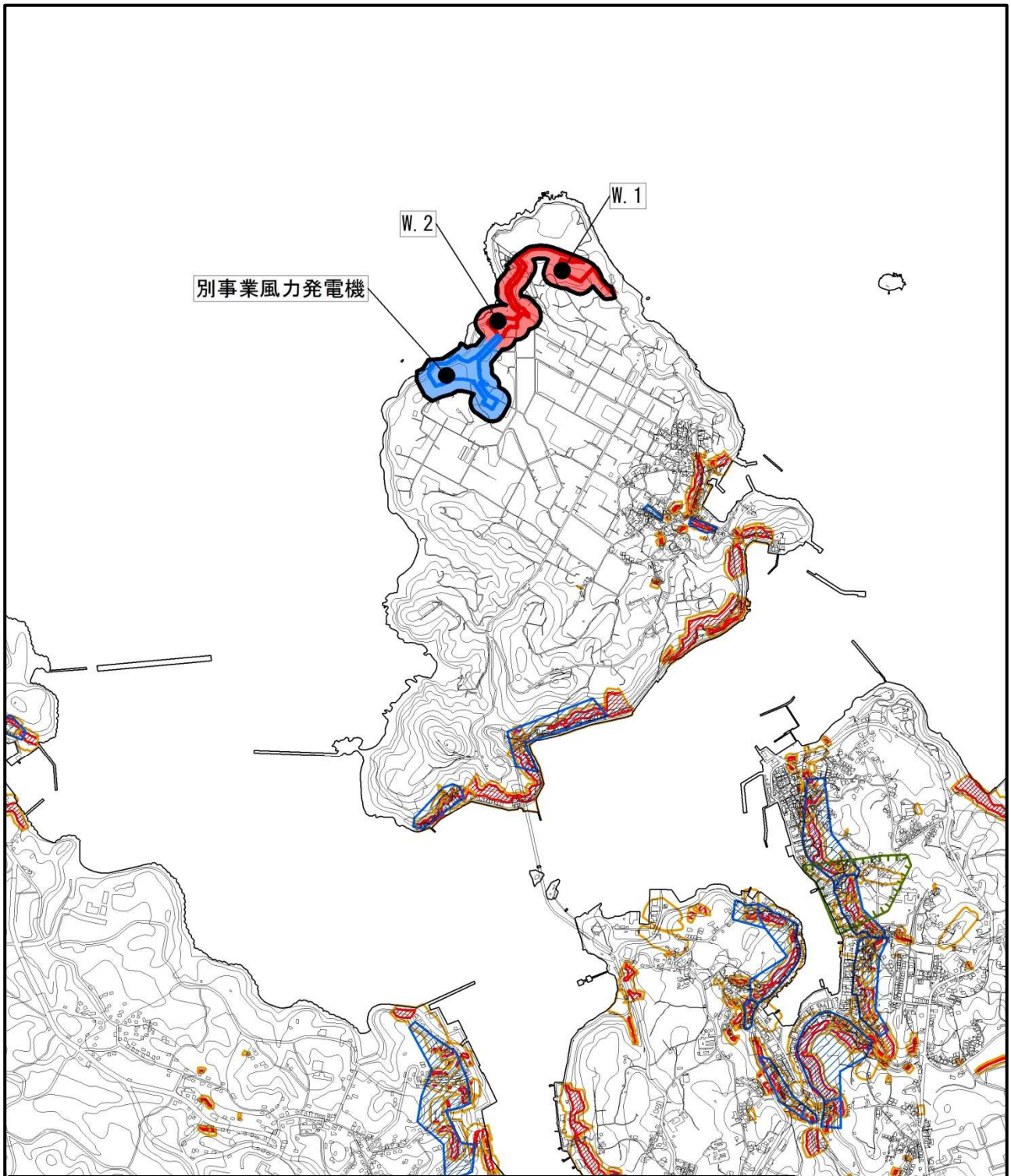
対象事業実施区域及びその周囲における「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づく指定区域の状況を図 3.2.8-8 に示す。

対象事業実施区域においては、地すべり防止区域の指定はない。

(p) **農用地区域・農業地域**

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域及び農用地区域の指定状況を図 3.2.8-9 に示す。

対象事業実施区域においては、農業地域及び農用地区域に指定されている。



出典：「国土数値情報 急傾斜地崩壊危険区域（令和2年度）」、
「国土数値情報 土砂災害警戒区域（令和2年度）」、
「国土数値情報 地すべり防止区域（令和2年度）」
（国土交通省ホームページ <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html> 令和6年1月31日閲覧）

凡例

- 風力発電機
- 対象事業実施区域
- 本事業実施区域
- 別事業実施区域
- 本事業変更区域
- 別事業変更区域
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域



1:25,000

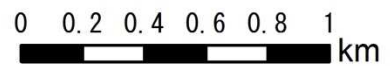


図 3.2.8-8 急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・地すべり防止区域指定状況

